

第十項 不敬事件に對する衆議院各派交渉會

衆議院は今回の不敬事件に關し前例によれば當然正副議長が眞先に參内し天機奉伺をなし、然る後各派交渉會の結果に基き院議により再び參内することになつてゐるが、今回は中村、増田正副議長伊勢神宮參拜のため旅行不在中であることを以て田口書記官長は九日議長に代つて、各派交渉會を招集し天機奉伺に關する協議をなし衆議院を代表し參内することになつた。

第十一項 政友會緊急總務會

不しやう事件突發したので政友會の久原幹事長は八日午後一時犬養首相を官邸に訪問、その真相を聴取し午後五時頃から本部に總務會を開き島田法制局長官を招き不しやう事件發生より總辭職を執行するに至つた顛末に關する報告を受け、黨として取るべき對策に關し協議を重ねたが、兎に角九日總辭職に關し如何なる聖斷が下されるか又今後政府が如何なる處置に出づるかを見た上更に協議する事として七時散會した

第十二項 流言取締を地方長官に通牒

内務省では今回の不敬事件發生の結果地方民心が動搖するのを慮り各地方長官あてこの際管内の流言飛語を取締り人心を動搖せしめざる様通牒を發するところあつた。

第二節 犬養内閣留任に決す

第一項 西公御下問に奉答

突如勃發した不敬事件の責を負ひ内閣は總辭職と決定、犬養首相は昨八日午後五時五分宮中に參内辭表を捧呈したので、天皇陛下には直ちに牧野内府を召され御下問あらせられたので、牧野内府は興津坐漁莊に滞在中の西園寺公に御下問あらせらるべき旨奉答したので鈴木侍從長は畏き勅命を奉じて宮内屬一名を隨へ自動車で自邸を出發、同日午後八時九分横濱驛發列車で西園寺公を訪問すべく急遽興津に向ひ同午後十一時四十一分興津驛着既に西公から差廻された自動車にて坐漁莊に入り西公に對して、聖旨を傳達し西公より御下問奉答の趣旨を委細聴取し九日午前二時十四分靜岡驛發同六時三十五分東京驛着にて歸京し委曲奏上する筈である。

第二項 鈴木侍從長伏奏

九日朝歸京した鈴木侍從長は一旦官邸に入り朝食を攝つた上服裝を改め、午前八時三十分侍從職に出仕し午前七時登廳の河井侍從次長と會見、更に午前八時二十分參内の牧野内大臣と協議の後同九時天皇陛下に拜謁仰付られ謹みて西園寺公を訪問聖旨を傳達し、同公奉答の旨を委曲復命申し上げたるに陛下には御慰勞の御言葉を賜ひ更に牧野内府を召され、種々御下問遊ばされ内府よりこれに奉答申上げた。

第三項 優詔犬養首相に降下

聖旨を奉じて興津に西園寺公を訪問した鈴木侍従長は、九日午前六時三十五分新橋驛着歸京、一亙官邸に歸つて旅装を解き朝食を了へた後午前八時半出仕し、午前七時頃より出仕してゐる河井侍従次長と會見して種々打合せをなした後、八時四十分出仕した牧野内府とも會見して意見を交換する所あつた。午前九時十六分犬養首相は三大臣の辭表捧呈のため參内し、直に拜謁仰せつけられたが鈴木侍従長は犬養首相の御前退下後、天皇陛下に拜謁仰せつけられ西園寺公奉答の次第を伏奏した、次いで天皇陛下には牧野内府に拜謁仰せつけられ、西園寺公の奉答に關し御下問があつたので、牧野内府は謹んで西園寺公の奉答を御嘉納あらせらるるやう奉答した結果、犬養首相に對し優詔を降し給はり辭表を御下り渡しあらせらるることとなつた。よつて鈴木侍従長は三大臣の辭表捧呈を終つて皇后陛下に拜謁仰付けられ御機嫌を奉伺し、おむびを言上して宮中に歸つた犬養首相に對し「暫くお待ち下さい」と滯留を促したので、首相はそのまま宮中に待つてゐたところ再び天皇陛下に拜謁仰せつけられて優詔を賜はり、首相よりこれに對して言上する所あり恐くして御前を退下し十時五分宮中を退出した。

『時局重大の際留任せよ』有難き首相への優詔

犬養首相が九日午前再び拜謁を仰せつけられた際天皇陛下には首相に對して左の優詔を賜つた。

時局重大の際なるが故に留任せよ

これに對し犬養首相は恐くの餘り左の如く言上して御前を退下した。

今回の事件に對する過失をおとがめもなくただ今御言葉を拜しましたことは、感激の至りに堪へませぬ歸りまして各閣僚と協議の上改めて奏上致します。

第四項 犬養内閣留任に決定

優詔を拜して御前を退下した犬養首相は東御車寄において、全閣僚を代表して皇后陛下の御機嫌を奉伺し今回の不敬事件の御わび言上を記帳した後宮中を退出し直に犬養首相は大宮御所に伺候して、御機嫌を奉伺した後午前十時二十分首相官邸に歸り、臨時閣議を開くべく各閣僚を招集した大角海相を先登とし荒木陸相を殿に病氣中の高橋藏相を除き他の閣僚は全部出席したので、午前十一時二十分より開會、まづ犬養首相は辭表捧呈の顛末を報告した後優詔を傳達し、この有難き御詔に答へ奉るため如何なる態度をとるべきかにつき各閣僚の意見を徴した。これに對し二三閣僚より、

既にかくの如き有難き御詔を拜した以上、一同留任して聖旨に副ひ奉るこそ當然の道である、殊に今や内外の時局すこぶる重大な折柄一層奮勵努力して聖恩の萬一に酬ひ奉るがよ。

との意見を述べたに對し中橋内相のみは御警衛に關する當面の責任者として辭意すこぶる強固であり、内相は自己の責任に關してその心事を披瀝し、又長切自責觀念より辭意を有してゐた荒木陸相は前日來軍部内外の切實な勸告により強ひて、辭意を固執しなかつたので各閣僚

優詔を拜して御前を退下した犬養首相は東御車寄において、全閣僚を代表して皇后陛下の御機嫌を奉伺し今回の不敬事件の御わび言上を記帳した後宮中を退出し直に犬養首相は大宮御所に伺候して、御機嫌を奉伺した後午前十時二十分首相官邸に歸り、臨時閣議を開くべく各閣僚を招集した大角海相を先登とし荒木陸相を殿に病氣中の高橋藏相を除き他の閣僚は全部出席したので、午前十一時二十分より開會、まづ犬養首相は辭表捧呈の顛末を報告した後優詔を傳達し、この有難き御詔に答へ奉るため如何なる態度をとるべきかにつき各閣僚の意見を徴した。これに對し二三閣僚より、

既にかくの如き有難き御詔を拜した以上、一同留任して聖旨に副ひ奉るこそ當然の道である、殊に今や内外の時局すこぶる重大な折柄一層奮勵努力して聖恩の萬一に酬ひ奉るがよ。

との意見を述べたに對し中橋内相のみは御警衛に關する當面の責任者として辭意すこぶる強固であり、内相は自己の責任に關してその心事を披れし、又最初自責觀念より辭意を有してゐた荒木陸相は前日來軍部内外の切實な勸告により強ひて、辭意を固執しなかつたので各閣僚は専ら中橋内相の翻意を勸説してやまず、種々凝議した結果荒木陸相は翻意留任し、中橋内相は後日の進退は別としてもこの際は一應留任して聖旨に副ふことになつたので、出席各閣僚は全部留任に一致した、ただ高橋藏相が病氣缺席につきその意見を聽くため森書記官長は午後零時半藏相を私邸に訪ひ閣議の結果を報告して藏相の諒解を求め藏相も各閣僚の意見に同意したので、森官長は官邸に歸つてこの事を閣議に報告し、全閣僚の留任を決定し午餐を共にし午後一時散會。

第五項 犬養首相再度參内御禮言上

犬養首相は有り難き優詔に奉答すべく緊急閣議を開き、慎重協議の結果聖旨に副うて全部留任に決したので、首相は同日午後一時二十分參内陸軍異動に伴ふ親補式に侍立し一時四十分三度拜謁を仰せつけられ閣議の結果を奉答し御禮を言上して御前を退下し同一時五十分退出官邸に歸つた。

この際拜受するを臣節と心得た

犬 養 首 相 談

犬養首相は留任の御禮言上の後午後二時首相官邸で留任の理由につき左の如く語つた。

山本内閣の當時虎の門事件が起つて辭表を捧呈した時と今回の辭表捧呈とは趣意は同じであるが即ち、日本の國體として憲法とか政治論とかいふものを超越して進退を決しなければならぬ。つまり普通の政治論で律するといふこともあらうが、日本といふ特殊の國體觀念からみて進退を決せねばならぬといふのが實狀である。憲法論や政治論ではない、國體上臣節を全ふする意味で辭表を捧呈したのである。然るに追つて沙汰のあるまで國務をみよとの御沙汰を拜したので退いて謹慎してをつた。丁度三大臣が缺席してゐたので旅行中の者に歸京を促し更らに辭表を捧呈致しますと申し上げ、今朝その辭表を捧呈したところお召があり時局重大の際なるが故に留任せよと言ふ御寛大なる御沙汰を賜つた。

自分もこれに對して御寛大優渥なる御言葉を拜しまして、閣僚を集め閣議を開き協議の上更らに奏上致しますと言上して歸りました。よ

つて閣議を開き協議の結果この度の事に對して如何に責任をつくすかと言ふことは退いて辭職をするか更に進んで、かような不祥事件が再び起らぬ様努力することが進んでつくす責任ではないか、これはこの度の突發事件に對する責任觀念、それから時局重大外には滿洲事變内には經濟界の大艱難これに對してわれ／＼政治の衝に當つて居る者として適當の解決を與へることこれがわれ／＼の責任である。

然らば退いて辭職をするか進んで難局に當るかの一つしかない自分の信念をもつてすれば進んで、臣節をつくすことがよいかういふ意味で閣僚にはかつたところ異議なく決定したので、直に參内拜謁仰付られ今回の事件に對する過失に對し御寛大なる思召で勅諭を拜し責任の一層重大なるを感じ全力を盡し聖恩に應へ奉る旨を奉答しこの考へを以て謹んでお受けしました。私はじめ各閣僚も感激に堪へません。

第三節 不慮の政變と各方面の觀測

天人ともに許さざる大逆事件の突發に就いて各方面の觀測を聽くに大要左の如し

萬一優詔あらば聖旨を奉體せよ

貴族院の批評

貴族院では八日午前の不祥事件に對し各派ともに異常の衝動を與へられ期せずして、研公兩派の議員等は夫々各事務所に參集し公正會の如きは直ちに政務調査部員を警視廳に派して、その真相を調査せしめ研究會でも九日午前十時から緊急常務委員會を開き真相の調査並に現内閣の政治的責任につき、意見を交換する筈である而して各派中には今回の不祥事件は我が國體上誠に恐懼措く能はざるものであるから宜しく政府は闕下に骸骨を乞ひ奉り謹んで罪を待つべきであるとの強硬論も行はれてゐるが、大體の空氣としては萬一優渥なる御詔を拜するやうな場合には内外の時局頗る重大なる折柄政府は謹んで聖旨を奉體し再び邦家のために、御奉公申上ぐべきであるとしてゐる。

不慮の變による政變は不可

民政黨の觀測

今回の不祥事件に關し民政黨では政黨政派を超越し只管恐懼してゐるが此の事件に伴ふ現内閣の總辭職に關しては、相當その成り行きを重大視してゐる即ち、大正十二年の虎の門事件の前例に鑑み政府はその責を負ひ當然桂冠すべきであるとの觀方をするものも相當ある様であるが黨首腦部の多數は、事は全然不慮の出來事であつてかゝる事件の突發毎に政變を見ることは憲政の運用上甚だ面白くない。時の政府が恐懼措く能はずとして一應闕下に、骸骨を乞ふことは止むを得ぬとしても虎の門事件に依る政變の如きはむしろ惡例であつてこの前例に何等拘泥する必要はない。

この意見を抱いてゐる。然し實際問題としては一旦恐懼責を負ひ辭表を捧呈した以上假令優詔の降下があつても直ちに之を拜受するといふことはその地位にあるものとしては、理論を超越して一寸困難かも知れないと觀てゐる随つて犬養首相は假令優詔が降つてもこれを拜辭

損を生じたるのみにて、天皇陛下に些の御障りもあらせられず、其まゝ還幸あらせられたのは何よりの次第にして、萬民の等しく御喜び申上ぐる所である。憎みても餘ある不逞の兇漢は、即刻現場にて逮捕され、朝鮮生れの

内閣の政治的責任につき、意見を交換する筈である而して各派中には、あるが黨首腦部の多數は、今回の不祥事件は我が國體上誠に恐懼措く能はざるものであるから宜しく政府は闕下に骸骨を乞ひ奉り謹んで罪を待つべきであるとの強硬論も行はれてゐるが、大體の空氣としては萬一優渥なる御詔を拜するやうな場合には内外の時局頗る重大なる折柄政府は謹んで聖旨を奉體し再び邦家のために、御奉公申上げべきであるとしてゐる。

この意見を抱いてゐる。然し實際問題としては一旦恐懼責を負ひ辭表を捧呈した以上假令優詔の降下があつても直ちに之を拜受するといふことはその地位にあるものとしては、理論を超越して一寸困難かも知れないと觀てゐる隨つて犬養首相は假令優詔が降つてもこれを拜辭更めて大命の降下を待つのではないかと觀てゐる様である。

謹慎を守つて嚴肅なる沈黙

政友會の態度

政友會は八日午後不祥事件突發の報を得るや久原幹事長を初めとして各幹部等期せずして本部に參集取り敢へず政府より、島田法制局長官の出席を求めて、事件に關する取調べの中間的報告を聴取するに至つたが更に九日も本部に參集することに申合せて散會した而して黨としては

何分にも問題が皇室に關する極めて重大なる事件であるだけに論議を超越した事で此場合彼れ之の評議をすることは、慎み度い殊に政府は犬養首相を初め各閣僚何れも恐懼して既に辭表を捧呈して何分の御沙汰の拜する迄謹慎すべきである。

として切に謹慎を守り嚴肅なる沈黙の態度を取つてゐる。

聖上御安泰不敬事件と内閣辭表捧呈

八日午前、天皇陛下が陸軍始觀兵式より還幸の御途中、警視廳前にて一兇漢現はれ、齒簿に對して手投彈様ものを投じたる椿事は、先年の虎の門事件以來の大不祥事にして、全國民この大不祥事を聞いて恐懼措く所を知らざるものである。左れど幸に御先導の一車に小破

あるが黨首腦部の多數は、事は全然不慮の出來事であつてかゝる事件の突發毎に政變を見ることは憲政の運用上甚だ面白くない。時の政府が恐懼措く能はずとして一應闕下に、骸骨を乞ふことは止むを得ぬとしても虎の門事件に依る政變の如きはむしろ惡例であつてこの前例に何等拘泥する必要はない。

損を生じたるのみにて、天皇陛下に些の御障りもあらせられず、其まゝ還幸あらせられたのは何よりの次第にして、萬民の等しく御喜び申上ぐる所である。

憎みても餘ある不逞の兇漢は、即刻現場にて逮捕され、朝鮮生れの何某とて其氏名も發表されたのであるが、兇行の動機に就いては未だ知るを得ざれども、等しく日本臣民中より斯かる言語同斷の惡逆をたくらむ者を出さんとは、何人も夢想せざりし所にして、恐らく當人は一種の狂人に屬し。一時の妄想に動かされて、斯かる不逞を企てしものならん。

此無比の國體に於て、斯かる不祥事を現出したる以上、其警衛の責任が嚴重に糾されなければならぬことは申すまでもなく、直接の警衛當局者の引責は勿論、犬養内閣が即日總辭職に決したのは、虎の門事件に關する山本内閣の先例もあり、其責任の當然である。左れど内外の財界と、滿洲事變に基づく外交關係など、時局頗る重大なる此際、組閣一箇月に満たざる新内閣の互解するが如き政變の頻發は、不祥事そのこと、共に、國家國民の爲に最も不幸とする所でなければならぬ。

(七、一、九、時事新報)

内閣の更迭頻繁は財界にとり大禁物

人氣は再降下を期待

内閣總辭職に對する財界の人氣は一般に比較的冷靜にして、一部特殊の立場にあるもの、外は、大命再降下あるべしと期待し此際反對黨乃至超政黨内閣の出現によつて國策に變更を來し財界に激動を招來するが如きことがあつては、との懸念は相當濃厚のやうである。蓋し政

友内閣の出現によつて金輸出再禁止の行はれたことに對しては、尙是非の意見ありとするも然かも財界に利害關係を有する限りの者においては、假令再禁止に對して不満又は反對するものと雖も經濟界の激動は嫌忌して居り、一旦再禁止が斷行されて、好むと好まざるとに拘らず漸く之れに對處すべく用意したばかりの今日、又復相反した經濟政策の行はれることがあつては最早堪へられぬといふのが總辭職當日の一般の人氣であつた。現に當日の株式市場はじめ其他の清算市場並に爲替市場が總辭職免れ難しと見ながらも尙ほかつ相場は比較的動搖せず、寧ろ朝來四國抗議で下げ離れたものもあと多少引返しを見たるが如き畢竟這回の人氣を裏書するものと見られてゐる。されば大命政友會に再降下すれば財界の諸相はこの儘大變化なく推移するであらうが若し政局に變異を見るが如きことでもあらば財界各方面に相當の激動あることは免れまい、のみならず場合によつては時節柄對外的關係に於いても甚だ好ましからぬ結果を招來するであらうとされてゐる。

市場は案外平靜現内閣再現と見る

株式市場は一時狼狽して急落したが人氣次第に冷靜に復し忽ち反騰し引跡氣配の如きも新東百六十圓處に落付いて居る、而して株式市場としては犬養内閣辭表捧呈後出現する内閣の如何によつて、波瀾を生ずるであらうが市場の人氣としては内外多端の折柄であるから此際政變はなかるべく犬養内閣の再現となるであらう。さすれば政策に何等の變更もなく依然積極的政策の行はれること必然であるから株式市場には別段の影響を與へないであらうと見られ、期米、綿絲、生絲等の各商品市況にしても格別動搖を來さぬであらうと見られてゐる。

優詔による留任己むを得まい樞府方面の意嚮

犬養内閣が大逆事件の責を負ひ總辭職を決意し辭表を捧呈し優詔を拜して翻意留任することになつたに對し樞密院方面の意向を綜合すると左の如し、

犬養内閣が一大不祥事件のため恐懼措くところを知らず、責を負ひ辭表を闕下に捧呈骸骨を乞ふたのは當然の措置であるが、優詔を拜した爲め翻意し留任することになつたことは、己むを得ない事である何故なれば平常の場合には別であるが目下滿洲問題等眞に内憂外患の時局頗る重大な際であるからである。國民も恐らく一ヶ月以前に倒れた民政黨が政友會に代つて臺閣に立つことは欲しないであらう。御警衛上大失態を招いた主務大臣たる、内相は他の閣僚と同一視する事は出来ない點はあるが必ずしも責任を負ふて單獨に辭任するには及ぶまいと思ふ御警衛上の責任は警視總監警保局長その他直接關係者が負ふべきは勿論であるが、これ等の關係官が責任を負ふから内務大臣が負はなくてはならぬといふ、形式論を主張するならば首相以下各閣僚も一蓮托生で責任を負ふべきである。然し議會に於いては野黨側から優詔問題、内務大臣の留任問題で相當手痛い攻撃を受け選舉にも不利を招くに至るであらう。

優詔を拜して内閣留任す

一 留任に決定 八日突發したる不敬事件の責を負ひて直に辭表を捧呈した犬養首相に對し、天皇陛下には時局重大なる際、留任せよとの優詔を賜はり、内閣は此優渥なる聖旨を奉體して留任することに決

した。今度の事件は先年の虎の門事件以來の大不祥事にして、國民の恐懼措く能はざる所、内閣が之に對して責を負ふ可きは、我特殊の國體に鑑みて固より當然のことであり、犬養首相以下直に總辭職と決したの臣節を全うする所以であつた。然るに一方に國事の現狀を顧れ

て之を精神に異狀あるものとし氣狂ひを以て、目せらるゝに至つては殉教者の賣名は愚か、眞人間の列外に置かれたのであるから、其後に

としては犬養内閣辭表呈後出現する内閣の如何によつて、波瀾を生ずるであらうが市場の人氣としては内外多端の折柄であるから此際政變はなかるべく犬養内閣の再現となるであらう。さすれば政策に何等の變更もなく依然積極的政策の行はれること必然であるから株式市場には別段の影響を與へないであらうと見られ、期米、綿絲、生絲等の各商品市況にしても格別動搖を來さぬであらうと見られてゐる。

優詔を拜して内閣留任す

一 留任に決定 八日突發したる不敬事件の責を負ひて直に辭表を捧呈した犬養首相に對し、天皇陛下には時局重大なる際、留任せよとの優詔を賜はり、内閣は此優渥なる聖旨を奉體して留任することに決

撃を受け選舉にも不利を招くに至るであらう。

した。今度の事件は先年の虎の門事件以來の大不祥事にして、國民の恐懼措く能はざる所、内閣が之に對して責を負ふ可きは、我特殊の國體に鑑みて固より當然のことであり、犬養首相以下直に總辭職と決したのは臣節を全うする所以であつた。然るに一方に國事の現狀を顧れば、内に在りては財界の不安殊に甚しく、外に在りては滿洲事變の處理ます／＼多難なる上に、最近政變の後尙ほ日淺く、政情人心ともに未だ安定せざる今日、重ねて政局に異變を頻發するは、國家の爲に不幸の最も大なるものなれば、若し優渥なる御を拜詔したる場合には、

内閣が現任に留まらんことを一般に希望した所であつたが、果然難有き優詔降下して、犬養内閣が留任以て聖旨に對へ奉ることに決したるは、此重大なる時局に處するに寧ろ臣節の當を得たものと信ぜらる。

二 狂人の兇暴

今度の事たる言語に絶えたる大逆無道の所行にして其大罪は悪みても餘ある次第なるが、然も今日の日本臣民中に斯かる大逆の大罪を企つるものあらんとは、夢想も及ばざる所にして、固より正氣の沙汰とも思はれず、畢竟狂人の兇暴と斷ずるの外なからん。或は當人の妄想にては、何等かの主義主張の爲の殉教者たらんなぞ云ふ淺墓なる考を懷くこともあらんなれども、それこそ一層狂人の正體を明白にするものにして、其罪は飽迄惡む可きと同時に、其思慮は惑むに堪へたるものと云はねばならない。往時英國の女皇ヴィクトリヤ陛下に對し、一時不敬不逞の大罪を犯した事件が頻發したことがあつた。政府は最初是等の犯人に相當嚴刑を以て臨んだのであつたが、後には之を狂人として精神病院に收容するに至つて、忽ち犯人の跡を絶つたと云ふ。即ち當人に於ては何等かの妄想に依つて異常のこゝろを行ひ、人心を驚かして以て一種の名を賣らんとしたることなるに、却つ

て之を精神に異狀あるものとし氣狂ひを以て、目せらるゝに至つては殉教者の賣名は愚か、眞人間の列外に置かれたのであるから、其後に出づるものも自ら其愚を思ひ止まり、爾來同様の狂人は再發せざるに至りたるものゝ如し、況して我特殊の國體に於て今度の如き大逆事件の突發は狂人中の最狂人の所行と云ふの外評しやうもなき所なれば固より極刑を以て處すると共に、今後同様の狂人の跡を絶つ爲に、刑事政策上、何等かの新工風を要するものと信ずる所である。

三 臣節と憲政

今度の如き意外の事件に際し、内閣が之に對して執る所の責任に就き、外國の例を見るに例へば前記英國のヴィクトリヤ女皇時代の内閣は、其頻發せる不敬事件に對して直接に責任あるものとはしてゐなかつた。畢竟内閣の進退は政治上の責任に依つて決す可きものにして、斯かる狂人の犯行に就いて責を負ふ可き限りでないこと云ふのであらう。普通に行はるゝ憲政の理論に於ては無論その通りにして、内閣の責任を決するものは純然たる政治的問題以外に在る可からざる筈なれども、獨り我特殊の國體に於ては、斯かる普通の理論を超越して、臣節を明にしなければならぬ。即ち先年山本内閣が虎の門事件に關して總辭職した所以であり。又今度も犬養内閣が直に辭表を捧呈した次第である。併し此場合に内閣は一方に臣節を明にする所以と、他の一方に憲政の理論を維持する上とに、一見矛盾に類するものがあるが如し。日本の國情に通ぜざる外國人の間に屢々惑ふ所なるが、茲にも再び我特殊の美風が存して、御一人の聖斷は常に國民の向ふ所を示させ給ふ。即ち今度の事件に際しても犬養首相が拜したる如く、留任せよとの優渥なる御詔に依つて、内閣は其責任を明白にすると共に、閣臣は其臣節を全うすることを得させ給ふたのである。我輩

は優詔の降下を以て單に一犬養内閣の蒙りたる恩命と拜するに止まら 我國體の特色が益々その光輝を加へたるを祝するものである。
ず、之に依つて我憲政の大義と閣臣の臣道が二つながら保全せられ、
(七年一月十日時事新報)

第四節 犬養内閣留任と政府與黨

第一項 優詔拜受と政友會緊急幹部會及代議士會

一 政友會緊急幹部會

政友會は政府が不祥事件に對して、優詔を拜受して留任することに決定したので、九日午後一時より本部に緊急幹部會を開き島田法制局長官の出席を求めて事件の經過に就き詳細なる説明報告を聴取した結果、黨としては政府の舉措は極めて妥當であつて、犬養首相以下各閣僚の心痛に對しては滿腔の同情を禁じ得ないとして法制局長官の報告を諒承し、舉黨一致政府を助けて邁進する旨の申合を爲した、更に午後三時半より本部に在京代議士會を開き特に犬養首相出席して留任の決意を爲したる自分の心境につき嚴肅なる陳述を爲して黨の諒解を求めた、之に對して出席黨員皆拍手を以て之を迎へて諒承の意を表し其儘直に散會した。

二 政友會代議士會

政友會では犬養内閣留任決定に關し、九日午後四時十五分本部に緊急在京代議士會を開き犬養總裁以下在京代議士約百餘名出席、久原幹事長より挨拶ありたる後犬養總裁より今回の不祥事件と政府がこれに、對してとつた措置について詳細なる説明をなし最後に

われ／＼はこの度有難き御詔を拜し責任の一層重大なるに鑑み今後更に進んで全黨一致この責任を盡さねばならぬ。

と述べて今後の政局に處する決意を披瀝して同卅分散會した。

第二項 内閣留任問題を政争の具とせば斷然たる處置

政府及び與黨の首腦者間では内閣留任に對する民政黨の態度につき深甚の注目が拂はれてゐるが、政府與黨の一致したる意向は如何に政權を失つて焦慮せる、最中の反對黨なりとはいへ假にも本問題の如きを捉へて政争の具に利用せんとするには、黨中必ずや反對意見を有するも

のもあらうから議會における政府攻撃の材料に果して、本問題を提げて來るものとは必ずしも信ぜられてゐないが、若し民政黨にして攻撃的態度を議會において示す場合においては斷然犬養首相を陣頭に立て首相が優詔を拜して留任に決定せる當日、新聞記者になしたる談話ならびに與黨の有志代議士會に開陳せる所信に基き堂々の論陣を張つてこれを一蹴すべきであるといふにある即ち留任の理由として首相が述べたる

われ／＼はこの度有難き御詔を拜し責任の一層重大なるに鑑み今後更に進んで全黨一致この責任を盡さねばならぬ。と述べて今後の政局に處する決意を披瀝して同冊分散會した。

第二項 内閣留任問題を政争の具とせば斷然たる處置

政府及び與黨の首腦者間では内閣留任に對する民政黨の態度につき深甚の注目が拂はれてゐるが、政府與黨の一致したる意向は如何に政權を失つて焦慮せる、最中の反對黨なりとはいへ假にも本問題の如きを捉へて政争の具に利用せんとするには、黨中必ずや反對意見を有するも

のもあらうから議會における政府攻撃の材料に果して、本問題を提げて來るものとは必ずしも信ぜられてゐないが、若し民政黨にして攻撃的態度を議會において示す場合においては斷然犬養首相を陣頭に立て首相が優詔を拜して留任に決定せる當日、新聞記者になしたる談話ならびに與黨の有志代議士會に開陳せる所信に基き堂々の論陣を張つてこれを一蹴すべきであるといふにある即ち留任の理由として首相が述べたる

一、事件は憲法とか政治論を超越した絶對の問題として内閣は進退を決し骸骨を乞ひ奉つたところ「時局重大の際なるがゆゑに留任せよ」との優渥なる御詔を賜はつた。

一、優渥なる御沙汰を賜つた以上、如何にして責任を盡すかにつき熟慮の結果更に一層責任の重大を自覺して將來絶對にかゝる不祥事件の起るような事なきやう努めねばならぬとの信念を固うした。

二、御沙汰にも仰せられた通り時局の重大性は滿洲事變經濟界の事情等において、かつて見ざる程重大なものであるこの際重ねて優詔を拜辭するよりは進んで、この難局に當り聖慮に應へ奉ることこそ臣節を完ふするものである。

との信念に基き、優詔を拜して留任を決せるは臣子の分として當然のことであり、この信念においては反對黨が問題の性質をも顧みず徒らに政争の舞臺に本問題を上せんとする心事には絶對に與することが出來ないところであつてむしろかれ等の反省を促すのみであるとしてゐる

第三項 犬養首相直裁簡明應酬の覺悟

民政黨では今回の突然事件に對する優詔降下と犬養内閣の留任決定に關し、犬養首相の臣節問題をうんぬんし來るべき議會においてこれを政争の具に供せんとして居るが、犬養首相としてはこれが議會の問題となつた場合問題を不答辯主義のもとにあいまいにせず、首相の留任聲明の通りを直裁簡明に陳述し一旦御詔を拜した上は退いてその責任を盡すよりも御詔を拜受して

一、今後の御警衛に缺陷なきやう全幅の努力を拂ふこと、

二、重大時局に對し身を以てこれに當ること

の二點について進んで責任を盡すのが責任を解する所以である旨を明確にして野黨の攻撃に應酬する方針である。

第四節 大逆事件の責任者處分

櫻田門外大逆事件の責任者處分は十六日の懲戒委員會において決定十八日の閣議で正規の手續を経て即日奏御裁可を仰ぎ同日午後三時左の如く發表した。

犬 養 内 閣

休職警視總監

長 延 連

警視廳監察官

高 橋 靜 男

懲戒免官

罰 俸

警視廳警務部長

大 竹 十 郎

一年間同三分の一減

内務省警保局長

森 岡 二 朗

一年間年俸月割額三分の一減

警視廳官房主事

村 地 信 夫

二ヶ月間同十分の一減

譴 責

警視廳下谷坂本署長

松 原 傳 之 輔

八ヶ月間同十分の一減

警視廳警務課長

網 島 覺 左 衛 門

一年間同十分の一減

警視廳特高課長

山 本 義 章

六ヶ月間同十分の一減

内務省保安課長

三 橋 孝 一 郎

淺草菊屋橋署長

渡 部 源 治

第七章 昭和七年度豫算綱要

總額十三億九千七百萬圓 大藏省發表

内閣成立日尙淺く第六十回帝國議會の開會は目前に迫り爲に新なる方針を以て昭和七年度豫算を編成するの餘日無し、仍つて已むを得ず同豫算は大體前内閣の決定したる概算に據ること、し只二三の點につき修正を加ふるに止め且つ新規の事項は、之を追加豫算に於て詮議することとせり右により編成したる昭和七年度豫算の特色を擧ぐれば大略左の如し、

- 一、財界の不況に伴ひ歳入は著しく減少したること
- 二、減債基金の繰入を一部中止したること
- 三、歳入歳出差引き歳入の不足は公債を以て補填したること

豫算總額	
歳入	歳出
經常部	一、二三八、四〇九、七四八
臨時部	一五八、六八五、七五〇
普通歳入	三五、一五五、九三二
公債	一二三、五二九、八一八
計	一、三九七、〇九五、四九八

經常部	臨時部	計
一、一四一、三四四、四一四	二五五、七五一、〇八四	一、三九七、〇九五、四九八

前年度との比較

昭和七年度總豫算の大體及びその前年度豫算に對する増減を示せば左の如し(單位千圓△は減)

歳入		歳出	
經常部	臨時部	經常部	臨時部
一、二三八、四〇九、△	一五八、六八五	一、一四一、三四四、△	二五五、七五一、△
三五、一五五、△	一二三、五二九	一、三九七、〇九五、△	一、三九七、〇九五、△
一〇一、五二九	一、三九七、〇九五、△	九二、一七九	九一、八〇七
合計	一、三九七、〇九五、△	九二、一七九	九一、八〇七
經常部	一、二三八、四〇九、△	經常部	一、一四一、三四四、△
臨時部	一五八、六八五	臨時部	二五五、七五一、△
普通歳入	三五、一五五、△	合計	一、三九七、〇九五、△
公債	一二三、五二九	歳入歳出差引歳入過	— △
合計	一、三九七、〇九五、△	經常部	—

皇室費	四、五〇〇	
外務省	一四、八二七	△
内務省	四五、八五五	
大藏省	二八九、〇八三	△
陸軍省	一六〇、七三四	△
海軍省	一四〇、七一四	△
司法省	三一、一一四	△
文部省	一二七、三九五	△
農林省	二七、七七〇	△
商工省	四、四一四	△
逓信省	二九二、七九〇	
拓務省	二、一三九	△
計	一、一四一、三四四	△
臨時部		四一、〇四二
外務省	二、四〇三	△
内務省	五一、七四二	△
大藏省	一四、四四二	△
陸軍省	二二、九二六	
海軍省	七〇、九八五	
司法省	四一一	△
文部省	五、九〇六	△
農林省	二一、八八二	△
商工省	五、四〇〇	△
逓信省	三九、四〇五	△

拓務省	二〇、二一四	△
計	二五五、七五一	△
合 計	一、三九七、〇九五	△

新規計畫

昭和七年度歳出豫算において新規要求に係るもの又は前年度豫算額に比し増加を要するものの内主なる事項金額左の如し

△外務省所管	
国際電信會議參列に關する經費	五九
在間島鮮人農耕助成に要する經費	五〇
△内務省所管	
癩療養所新設及び擴張に要する經費	一九〇
信濃川河口補修費補助	五
官國幣社殿修築並に境内整理に要する經費	七五
貴族院多額納稅者議員改選に關する經費	一〇四
△大藏省所管	
貴衆兩院速記事務に關する經費の増加	三〇
長崎縣崎戸港開港の指定に關する經費	八
日ソ間小包郵便物交換實施に要する經費	一四
會計検査院廳舎新營に關する經費	一二三
東京地方裁判所民事部その他廳舎新營に關する經費	一〇一
△陸軍省所管	
事項 軍制改革に關する經費	
經常部 七年度	
平年度	
臨時部	

一、五四五 五、七七五 三、七九五
 △五、四九八 △五、八三六

内地師團朝鮮移駐 △九三八 二六 一二八

臨時費は總額一〇、四二二、三六三圓にして昭和七年度以降七箇年

備考 經常費昭和七年度

度間に支出するものなり。

海軍省	七〇、九八五	一、三二〇
司法省	四一、一	九二
文部省	五、九〇六	一、〇七四
農林省	二一、八八二	五、七七八
商工省	五、四〇〇	六〇八
逓信省	三九、四〇五	一、三八二

會計検査院廳舎新營に關する經費 一〇一
東京地方裁判所民事部その他廳舎新營に關する經費 一〇一

内地師團朝鮮移駐	△九三八	二六	一二八
臨時費は總額一〇、四二二、三六三圓にして昭和七年度以降七箇年度間に支出するものなり。			
臺灣守備隊改編	四八	一四四	一一三
臨時費は總額六三五、三三六圓にして昭和七年度以降五箇年度間に支出するものなり。			
歩兵諸隊改編	一九六	△四一二	八四五
經常費は一箇年度限り、臨時費は總額二、七五〇、九七一圓にして昭和七年度以降六箇年度間に支出するものなり。			
騎兵諸隊改編	△六二三	△七五六	三一
臨時費は一箇年度限り			
砲兵諸隊改編	四三〇	八七四	二三七
臨時費は總額一、二八六、九一一圓にして昭和七年度以降六箇年度間に支出するものなり。			
工兵諸隊改編	六四	二五四	一七八
臨時費は總額一、一五八、二九九圓にして昭和七、八、九、十、十一、十三年度に於て支出するものなり。			
輜重兵諸隊改編及廢止	△七	△六	一〇六
臨時費は總額二五七、九八〇圓にして昭和七年度以降三箇年度間に支出するものなり。			
航空部隊新設及改編	三七四	一六五一	五二七
經常費は昭和二十一年度に於て平年額に達す。臨時費は總額五、六六六、四六二圓にして昭和七年度以降七箇年度間に支出するものなり			
戰車隊改編及新設	六四	一二七三	—

備考 經常費昭和七年度	一、五四五	五、七七五	三、七九五
新規増加額	△五、四九八	△五、八三六	
整理減少額			△五、四九八、六五九
差引剩餘額			三、九五三、二〇四

にして平年度(昭和二十一年度)
新規増加額 五、七七五、六三九
整理減少額 △五、八三六、七九八
差引剩餘額 六一、一五九
なるも外に支那駐屯部隊費に増加を要するもの三、三六六圓あるを以て再差引五七、七九三圓の剩餘を生ずることとなる。
臨時費は總額二八、八八九、五三八圓を既定繼續費軍備改編費に追加し昭和七年度以降七箇年度間に支出するものとす。
但し右に伴ひ既定繼續費に於て總額九、〇〇〇、〇〇〇圓を昭和七年度以降六箇年度間に亘り節減す。
近衛師團改編 △二、五二〇 △二、九九六 一八八
經常費は以下増減共昭和十三年度に於て平年額に達す。
臨時費は總額二二三、〇二二圓にして昭和七年度及同十一年度に於て支出するものなり。
滿洲駐劄師團廢止鐵道守備師團常駐 △八九 一、二二〇 八二九
臨時費は總額一、七六〇、三三四圓にして昭和七、八、九、十、十一年度に於て支出するものなり。

内地師團朝鮮移駐	△九三八	二六	一二八
臨時費は總額一〇、四二二、三六三圓にして昭和七年度以降七箇年度間に支出するものなり。			
臺灣守備隊改編	四八	一四四	一一三
臨時費は總額六三五、三三六圓にして昭和七年度以降五箇年度間に支出するものなり。			
歩兵諸隊改編	一九六	△四一二	八四五
經常費は一箇年度限り、臨時費は總額二、七五〇、九七一圓にして昭和七年度以降六箇年度間に支出するものなり。			
騎兵諸隊改編	△六二三	△七五六	三一
臨時費は一箇年度限り			
砲兵諸隊改編	四三〇	八七四	二三七
臨時費は總額一、二八六、九一一圓にして昭和七年度以降六箇年度間に支出するものなり。			
工兵諸隊改編	六四	二五四	一七八
臨時費は總額一、一五八、二九九圓にして昭和七、八、九、十、十一、十三年度に於て支出するものなり。			
輜重兵諸隊改編及廢止	△七	△六	一〇六
臨時費は總額二五七、九八〇圓にして昭和七年度以降三箇年度間に支出するものなり。			
航空部隊新設及改編	三七四	一六五一	五二七
經常費は昭和二十一年度に於て平年額に達す。臨時費は總額五、六六六、四六二圓にして昭和七年度以降七箇年度間に支出するものなり			
戰車隊改編及新設	六四	一二七三	—

經常費は以下増減共昭和十三年度に於て平年額に達す。臨時費は總額五三三、八二〇圓にして昭和八年度以降五箇年度間に支出するものなり。

鐵道聯隊改編及移駐 △二六四 △三九 四

臨時費は總額九七九、六四五圓にして昭和七年度以降五箇年度間に支出するものなり。

電信聯隊改編 △二七 △二四

臨時費は總額二四三、一三四圓にして昭和七年度以降三箇年度間に支出するものなり。

憲兵隊改編 △六五 △一〇三 三八

臨時費は總額二五一、四八一圓にして昭和七年度以降六箇年度間に支出するものなり。

衛戍病院新設改編及廢止 △八五 △一〇九 八四

臨時費は總額一、一〇四、二五二圓にして昭和七、年度以降六箇年度間に支出するものなり。

學校新設改編其他教育機關の整備 一三五 一四六一 三七

臨時費は總額九五一、〇〇五圓にして昭和七、八、九、十二年度に於て支出するものなり。外に昭和十二年度に於て一、九三一圓昭和十三年度以降毎年度三、三六六圓を臨時費支那駐屯部隊費に増加するものとす。

軍法會議及監獄の改編 △三三 △四八 一

臨時費は一箇年度限り

聯隊區司令部改廢支部新設

臨時費は總額二九〇、七九九圓にして昭和七年度及同十一年度に於て支出するものなり

管區擴張及人員整理等に伴ふ經費 二三一 八七 二四七

臨時費は總額三四〇、八八五圓にして昭和七年度以降七箇年度間に支出するものなり。

學校配屬將校増加に要する經費 二〇〇

△海軍省所管

既定計畫に基く新艦船の維持費 一、八一六

重油さう増設に要する經費 一、五〇〇

小演習費 四五〇

地磁氣觀測に要する經費 二一

△司法省所管

貴族院多額納稅者議員選舉檢察に關する經費 六〇

△文部省所管

學術研究振興調査に要する經費 三〇

學生生徒思想の指導訓練に要する經費 一五四

勞務者教育施設の改善に要する經費 五〇

第十回國際オリムピック大會選手派遣費補助 七〇

國際極地氣象及び地磁氣觀測に要する經費 一〇〇

△農林省所管

輸出生糸再封印に關する經費 六〇

自作農創設維持費補助の増加 六五

小漁港設備助成に關する經費の増加 一〇〇

農家のめん羊共同施設獎勵に關する經費 一三〇

二十圓にしてその内譯左の如し

一般會計の分

電話事業公債

一七、五一〇

三年度以降毎年度三、三六六圓を臨時費支那駐屯部隊費に増加するものとす。

軍法會議及監獄の改編△ 三三三
 △ 四八八 一
 臨時費は一箇年度限り
 聯隊區司令部改廢支部新設

勞務者教育施設の改善に要する經費 五〇
 第十回國際オリムピック大會選手派遣費補助 七〇
 國際極地氣象及び地磁氣觀測に要する經費 一〇〇
 △農林省所管
 輸出生糸再封印に關する經費 六〇

自作農創設維持費補助の増加 六五

小漁港設備助成に關する經費の増加 一〇〇

農家のめん羊共同施設獎勵に關する經費 一三〇

△商工省所管

輸出絹織物検査に關する經費の増加 二〇

自動車製造獎勵に關する經費 一三〇

發明獎勵に關する經費の増加 一九

重要輸出品検査費補助の増加 五〇

輸出補償に關する經費の増加 二八四

産業合理化の普及促進に關する經費 五〇

△遞信省所管

改正電氣事業法施行に伴ひ要する經費 一三〇

請願に依る通信機關の増置擴張に要する經費 三八

日ソ間小包郵便物交換實施に要する經費 一四

アフリカ航路補助 三六〇

郵便定期航路補助 九〇〇

近海及び地方各航路補助 二、三九三

近東主要港寄港補助 一〇〇

キニューバ寄港補助 四五

電話交換擴張費の追加 二、四六六

△拓務省所管

移植民及び海外拓殖事業保護獎勵に關する經費一、五五七

公債金

昭和七年度において歳出豫算の財源たるべき公債は一億九千七百七萬

第二編 大養内閣の使命と第六十議會解散 第七章 昭和七年度豫算綱要

二十圓にしてその内譯左の如し

一般會計の分

電話事業公債 一七、五一〇

震災善後公債 七、六七〇

道路公債 一、〇〇〇

電信事業公債 九二五

歳入補填公債 九六、四二四

計 一二三、五二九

△特別會計の分

鐵道公債 四九、〇〇〇

朝鮮事業公債 一四、九四〇

臺灣事業公債 三、〇〇〇

關東州事業公債 六〇〇

計 六七、五四〇

合計 一九一、〇七〇

歳入豫算の内譯

(單位千圓△印減)

科 目 七年度 前年度比較

經常部

租 稅 六八五、六一六 △ 九二、六七〇

所得 稅 一三五、四〇八 △ 二八、三六四

地 租 五八、四八二 △ 六、三〇六

營業收益稅 三〇、五八六 一四、四〇六

犬 養 内 閣

資本利子税	一五、〇六四 △	九一一
相 續 税	二九、八五二	七八五
鑛 業 税	四、五八六 △	三七六
兌換銀行券發行税	一〇、六二五	一、九八九
酒 税	一七五、四七三 △	三五、三三三
清凉飲料税	三、一〇〇 △	六八〇
砂糖消費税	七二、七五〇 △	三、八七六
織物消費税	二九、五一九 △	二、一四七
取引所税	一〇、六五四	二、一七一
關 税	一〇七、二七五 △	四、九九三
噸 税	二、二三四 △	二一九
印紙收入	六四、四三五 △	八、六五四
官業及官有財産收入	四四一、八一五 △	五九、四四一
郵便電信及電話收入	二二六、〇七三 △	一四、九五三
森林收入	三一、七三三 △	一一、三五七
專賣局益金	一七〇、八七七 △	二七、三七一
配當金收入	四、六〇九 △	四、九三四
刑務所收入	五、三六六 △	五〇
其 他	三、一五四 △	七七五
雜 收 入	三〇、四四〇	二、八四六
小 計	一、二二二、三〇八 △	一五七、九〇〇
大藏省預金部特別會計より繰入	八、七〇〇	—
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	七、四〇一 △	六五九

經常部合計 一、二三八、四〇九 △ 一五八、五六〇

臨 時 部

官有物拂下代	三、八七一	五二
雜 收 入	一一、八四五 △	一三、四四五
公共團體工事費納付金	二、七一二 △	一、七三二
公共團體工事費分擔金	五、六六九 △	七、一二六
學術研究獎勵金受入	四二	五
特別會計より繰入	六、七九六 △	四四九
保險會社納付金	三、五五六	—
輸出補償收入	四八三 △	一六三
高等諸學校創設及擴張費受入金	一七九	一七九
特別會計殘金繰入	—	一二、四七八
小 計	三五、一五五 △	三五、一四八
公 債 金	一二三、五二九	一〇一、五二九
臨時部合計	一五八、六八五	六六、三八一
歳入 總 計	一、三九七、〇九五 △	九二、一七九

減債一部停止

昭和七年度においては國債償還資金の繰入を一部中止することとせり、即ち前年度首における債額の萬分の百十六に相當する金額の繰入はその三分の一に減額し、前年度剩餘金の四分の一に相當する金額の繰入は全部これを停止したりその各會計別金額左の如し

區 分	繰入停止額
一 般 會 計	三〇、五二二
特 別 會 計	—

朝鮮總督府
臺灣總督府

二、五四九
八八三
三五

建設費既定年割額
改良費既定年割額
計畫變更による増減額

四〇、〇〇〇
六七、二二九
△四、八九四

雜 收 入	三〇、四四〇	二、八四六
小 計	一、二二二、三〇八	△一五七、九〇〇
大藏省預金部特別會計より繰入	八、七〇〇	—
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	七、四〇一	△
	六五九	

その三分の一に減額し、前年度剰餘金の四分の一に相當する金額の繰入は全部これを停止したりその各會計別の金額左の如し

區 分	繰入停止額
一 般 會 計	三〇、五二二
特 別 會 計	

朝鮮總督府	二、五四九
臺灣總督府	八八三
關 東 廳	三五
樺 太 廳	二二三
南 洋 廳	—
帝 國 鐵 道	一二、六六三
製 鐵 所	一九五
合 計	一六、五五〇
合 計	四七、〇七二

歳計剰餘

昭和五年度の決算上生ずべき歳計剰餘金は 三九、一〇八にしてその翌年度へ繰越したる歳出にして昭和六年度において使用すべきものの財源に充つべき金額 三三、一一七を控除すれば純剰餘金左の如し 五、九九一
但し右は昭和五年度において新たに生じたる剰餘金なり

鐵道會計

昭和七年度帝國鐵道特別會計豫算の大體を擧ぐれば左の如し

一、收益勘定に屬する益金の計算	一五二、五二二
總 益 金	一五二、五二二
内	
公債その他の利子	九〇、四五〇
差引	
純益金（資本勘定歳入に繰入るべき分）	六一、〇七一

二、資本勘定に屬する建設及び改良費並に國債償還金の計算

第二編 犬養内閣の使命と第六十議會解散 第七章 昭和七年度豫算綱要

建設費既定年割額	四〇、〇〇〇
改良費既定年割額	六七、二二九
計畫變更による増減額	△四、八九四
追 加 額	三、四〇五
改 定 額	六五、七四〇
國債償還金繰入	六、三三一
合 計	一一二、〇七一

右に對する財源

公債募集金	四九、〇〇〇
鐵道益金	六一、〇七一
資本勘定所屬雜收入	二、〇〇〇
合 計	一一二、〇七一

殖民地豫算

朝鮮昭和七年度朝鮮總督府特別會計豫算の大體を擧ぐれば左の如し

經 常 部	入	一七八、五六四	△	二七、七五六
臨 時 部		二九、九九一	△	二、六一〇
公 債 金		一四、九四〇		一、四四〇
補 充 金		一二、九七三	△	二、五〇〇
前年度剰餘金繰入		一、三〇五	△	四一〇
そ の 他		七七一	△	一、一四〇
計		二〇八、五五六	△	三〇、三六七
經 常 部	出	一六三、五三三	△	二三、九〇七

犬養内閣
計 臨時部 四五、〇二三 △ 六、四五九
二〇八、五五六 △ 三〇、三六七
臺灣 昭和七年度臺灣總督府特別會計豫算の大體を擧ぐれば左の如し。

歳入
經常部 八七、七七五 △ 一五、七二三
臨時部 八、三二八 △ 三、五四二
公債金 三、〇〇〇 二、五〇〇
前年度剩餘金繰入 三、〇一八 △ 五、四一〇
その他 二、三一〇 △ 六三二
計 九六、一〇四 △ 一九、二六五

歳出
經常部 七七、二一八 △ 一一、二三四
臨時部 一八、八八五 △ 八、〇三一
計 九六、一〇四 △ 一九、二六五
關東廳 昭和七年度關東廳特別會計豫算の大體を擧ぐれば左の如し

歳入
經常部 一三、三六二 △ 二、二〇九
臨時部 六、四二九 △ 一、一七〇
公債金 六〇〇
補充金 四、〇〇〇
前年度剩餘金繰入 一、三二二 △ 一、二六一
その他 五一七 九一
計 一八、七九一 △ 三、三七九

歳出
經常部 一五、七三四 △ 一、九二二
臨時部 三、〇五六 △ 一、四五七
計 一八、七九一 △ 三、三七九

樺太廳 昭和七年度樺太廳特別會計豫算の大體を擧ぐれば左の如し

歳入
經常部 一八、七五三 △ 三、八七六
臨時部 二、二四〇 △ 一、二五三
公債金 — △ 一、五〇〇
補充金 一、六〇〇
前年度剩餘金繰入 五〇〇 四二〇
計 二〇、九九三 △ 五、一三〇

歳出
經常部 一六、三〇七 △ 二、二八〇
臨時部 四、六八五 △ 二、八四九
計 二〇、九九三 △ 五、一三〇

南洋廳 昭和七年度南洋廳特別會計豫算の大體を擧ぐれば左の如し

歳入
經常部 四、五九二 四五六
臨時部 二九六 △ 五二〇
補充金 — △ 三〇〇
前年度剩餘金繰入 二八〇 △ 二二四
計 一五 —

計 四、八八九 △ 六四

歳出

經常部 二、六六四 △ 三三
臨時部 二、二二四 △ 三一

昭和七年度歳出豫算中節約したる金額は節減額五千二百五萬千四百十二圓、繰延額二千二百八十一萬八百五十圓合計七千四百八十六萬二千二百六十二圓にして其の各所管別内譯を示せば左の如し(單位千圓)

所管別 節減額 繰延額 計

計	臨時部	大養内閣	三三、〇六三
			六八、三二三

滿洲事變費追加豫算

なり。

植民地整理額

昭和七年度朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳及南洋廳の各特別會計歳出豫算中節減若くは繰延をなしたる金額左の如し

(單位千圓)

部局別	節減額	繰延額	計
朝鮮總督府	二四五九六	六九〇三	三一四九九
經常部	二〇九九九	—	二〇九九九
臨時部	三五九七	六九〇三	一〇五〇〇
臺灣總督府	一五六六五	三六〇六	一九二七二
經常部	一〇八六八	—	一〇八六八
臨時部	四七九七	三六〇六	八四〇三
關東廳	二〇三五	四九八	二五三三
經常部	一五〇五	—	一五〇五
臨時部	五二九	四九八	一〇二七
樺太廳	三一四七	一一八	三二六六
經常部	二一六六	—	二一六六
臨時部	九八〇	一一八	一〇九九
南洋廳	七三	—	七三
經常部	七二	—	七二
臨時部	一	—	一

本年度の滿洲事變費は一月中旬まで第二豫備金で支出済みとなつてゐるが、それ以降三月末までの所要經費並に衣糧兵器の繰上使用費等を六年度追加豫算として協賛を求むる必要あり、休會明け劈頭七年度總豫算案と共に提出する方針の下に關係省で調査を急いでゐる。陸軍所管の經費要求書は十三日中に大藏省へ廻付さるので大藏省は十四日省議を開いて之を審議し海軍及び外務省の分も概算提出あり次第至急審議する筈である。陸軍省の要求額は維持費約六百萬圓臨時費約四百萬圓、兵器衣糧費約三百萬圓、合計一千三百萬圓に達しこれに海軍省分約三百萬圓、外務省分約百萬圓を加へると本年度滿洲事變費追加豫算額は約二千萬圓近くとなる見込みである。財源は皆無の爲め全額公債支辨とし従つて起債法案も追加豫算案と同時に提出されることになつてゐるが若しも議會解散の場合は財政の緊急處分によつて處理することに方針が内定してゐる。

商工追加豫算綱要決定

商工省では十一日午後三時より商相官邸に省議を開き、

前田商相以下、中島、吉野兩次官、川久保商務、福田鑛山、竹内工務三局長、大塚保險部長、高橋文書、長崎會計兩課長出席
商工省より提出すべき明年度追加豫算案に關し協議を遂げたが其の結果左の如く根本方針を決定した。

一、貿易局復活に伴ふ經費(四六五〇圓) 花菴検査所復活に伴ふ經費(約三〇、〇〇〇圓) 北樺太石油試掘獎勵費並に市俄古に開かるる博

覽會補助費を追加要求すること

一、工業試験所、絹業試験所、陶磁器試験所、工藝指導所、燃料研究所等の試験研究機關の整備充實は産業振興の基礎を爲すものである

内 譯

關 東 廳

一四〇、三三四

樺太廳	三一四七	一一八	三二六六
經常部	二一六六	—	二一六六
臨時部	九八〇	一一八	一〇九九
南洋廳	七三	—	七三
經常部	七二	—	七二
臨時部	一	—	一

前田商相以下、中島、吉野兩次官、川久保商務、福田鑛山、竹内工務三局長、大塚保險部長、高橋文書、長崎會計兩課長出席
 商工省より提出すべき明年度追加豫算案に關し協議を遂げたが其の結果左の如く根本方針を決定した。
 一、貿易局復活に伴ふ經費（四六五〇圓）花菴検査所復活に伴ふ經費（約三〇、〇〇〇圓）北樺太石油試掘獎勵費並に市俄古に開かるる博

覽會補助費を追加要求すること

一、工業試験所、絹業試験所、陶磁器試験所、工藝指導所、燃料研究所等の試験研究機關の整備充實は産業振興の基礎を爲すものであるから、是等の機關にして本豫算に於いて整理節約されたるものを復活する爲め各主管局に於いて更に考慮の上、所要經費を追加要求すること。

一、現内閣在野時代の公約たる産業立國策、即ち産業五ヶ年計畫の遂行に着手する爲め、之を追加豫算の上に表すべく更に政務當局と各局長の間に研究を遂げ、之が費目を決定して追加豫算に計上すること。

滿洲事變費の追加豫算

十八日の閣議で決定した滿洲事變費昭和六年度追加豫算は總額二千四百萬七千五百五十二圓であつて、休會明け冒頭の議會に本年度第一號追加豫算として提案承認を求むるはずであるがその内譯は左の通りである。

一般會計

内 務 省	二〇、九〇七、二一八圓
内 務 省 譯	三、〇三五、九二八
陸 軍 省	一六、〇二二、一五四
海 軍 省	一、八四九、一三六

特別會計

一四〇、三三四圓

内 譯

一四〇、三三四

なほ特別會計歳出の財源は剩餘金によることになつてゐるが、一般會計の分は公債財源による外はないので大藏省では豫算案と同時に起債法を提出した。

文部追加豫算省議で決定

文部省は十八日午後の省議において左の追加豫算を今期議會に提出する方針を決し大藏省と交渉することとなつた。

- △昭和六年度分
 - 一、オリムピック選手派遣に要する補助費増額三萬圓
 - 一、學藝研究獎勵費支出金増加五千圓
- △昭和七年度分
 - 一、公民教育施設費十三萬五千圓
 - 一、實業教育改善費十五萬圓
 - 一、文部省圖書局復活費五千百圓
 - 一、體育運動審議會費二萬圓

尙師範教育改善についても審議した結果新たに豫算を要求せずして府縣師範學校の教科目の内容を一新し教員の素質を改め高等師範學校の科目等の内容を改善する方針で普通學務局において立案せしむるに決した。

商工追加豫算

商工省では商業五ヶ年計畫の大半が商工省所管に屬して居るので目

下全局を擧げ審議中でありその片輪を示すべき追加豫算に關しては十日より數日間會議を開き前内閣において削減された、新規要求費目を檢討の上産業振興の趣旨に合致するものは復活の形式で改めて計上する方針をとる事になつた。尙右の復活される一項目としては神戸の花ひしる検査所貿易局事務費以外に産金奨勵費があるがその内容は經費三十七萬餘圓で大體左の如くである。

▲産金奨勵費三十七萬圓(三ヶ年繼續)

- 一、金山道路の開發助成
- 一、金の民間製煉所新設に對し補助金交付すること
- 一、探鑛奨勵並に埋藏量調査
- 一、選鑛と製煉の研究を鑛山局において行ふ事
- 一、各鑛山監督局における金の分析及び鑑定料率の輕減

農林省追加豫算

農林省では十六日午後四時から農相官邸において昭和七年度追加豫算の省議を開いた。同豫算の編成に當つては政友會の産業五ヶ年計畫の一部をも現すこととした。概要は次の如きものである。

- 一、追加豫算要求總額概算 四千九百八十九萬圓

内

農林省計上分約	四千八百萬圓
大藏省計上分	百四十萬圓
内務省計上分	十六萬圓

しかして農林省計上分の内譯と經費の大體に決定せるものは次の如くである。

- 一、東北及び北海道、凶作地産業救済に關する經費約五百萬圓
- 二、産業五ヶ年計畫の具體的に現はれた經費約千三百萬圓。その計畫内容は小麥増産計畫、製茶輸出増進計畫、荒廢林復舊國營、水産利用奨勵水産物輸出奨勵、工船漁業促進、水産冷蔵奨勵、水産増殖奨勵、畜産物輸出奨勵、野獸毛皮輸出促進、製茶共同施設、桑園改植奨勵等である。

三、次年度に要求すべき産業五ヶ年計畫實施準備約四十萬圓外に計畫遂行の一部をなすもの例へば用水、排水工事の助長經費

四、その他の追加豫算は前内閣時代の失業公債若しくは低利資金の利子補給で計畫されたものを産業施設に改めたものと前政友會内閣時代に編成し議會を通過した昭和四年度豫算中實行豫算で中止となつたもの、例へば商漁港設備、蠶糸試驗場設置、水産試驗場、肥料検査所、園藝試驗場、茶業試驗場等の擴張の如きに要する經費である。右明年度追加豫算の外特に畜産方面では東北北海道の凶作地方では牛馬衰滅の兆候があるので、これが應急施設として昭和六年度追加豫算として約三十萬圓を計上することになつたが、これ等の最後の決定は兩三日中に見るはずである。

赤字公債は取止め六年度の歳入缺陷四千

五百萬圓は減債基金繰入停止其他で補填

六年度豫算はその執行に當り財界不況の爲め多大の歳入減收するところが明白となつたので、昨年八月末三千五百萬圓の歳出經費の節約をなすと共に極力歳出不足額の増加を計つたが、今日の狀態に於ては約六千五百萬圓の赤字を出すことが明白となつた。依つて大藏省では本

年度赤字補填の公債を發行する爲めその起債案を今議會に提出し、若しも議會解散となるときは財政上の緊急處分を爲すか或は三月中に特別議會を開いて協賛を求むる方針を執つてゐたのであるが各般の事情

農林省計上分約

四千八百萬圓

五百萬圓は減債基金繰入停止其他で補填

大藏省計上分

百四十萬圓

内務省計上分

十六萬圓

しかして農林省計上分の内譯と經費の大體に決定せるものは次の如くである。

六年度豫算はその執行に當り財界不況の爲め多大の歳入減收するところが明白となつたので、昨年八月末三千五百萬圓の歳出經費の節約をなすと共に極力歳出不足額の増加を計つたが、今日の狀態に於ては約六千五百萬圓の赤字を出すことが明白となつた。依つて大藏省では本

年度赤字補填の公債を發行する爲めその起債案を今議會に提出し、若しも議會解散となるときは財政上の緊急處分を爲すか或は三月中に特別議會を開いて協賛を求むる方針を執つてゐたのであるが各般の事情を考究の結果純然たる六年度赤字公債を發行することは、各方面に面白からぬ支障を生ずること明白となり依つて急に方針を變更して、左の如き補填方法を講ずることに決した。

六年度赤字補填案

- 一、六年度に於ても減債基金の繰入方を三分の二停止し新規剩餘金の四分の一繰入を中止すること約四千五百萬圓
- 二、震災復舊費電話擴張費及び電信擴張費が一般財源支辨となつてゐるのを當該起債法に基いて公債繰替支辨とすること約二千萬圓

第八章 犬養内閣最初の地方長官會議

第一 地方長官會議訓示事項打合せ

犬養内閣成立後最初の地方長官會議は十三日招集、十四、十五兩日にわたり首相官邸および内務省において行はれることになつたので中橋内相はその訓示内容に關し、十二日午前犬養首相と打合せたが内相の訓示は今回の不祥事件に顧み御警衛に遺憾なさを期すべきことを力説する外

一、内務省において目下警察制度殊に特高警察に關しその充實策を考慮しつゝあること。

一、失業救済に關しては前内閣の方針を變更し産業開發に努める方針をとること、しかして一月一日から實施せられた救護法及び労働者災害扶助の適用に關し萬遺憾なさを期すこと。

一、地方債に關しては前内閣の下に行はれたるが如き窮屈なる制限を緩和し必要なるものはこれを認むること、せること。

一、地方自治の刷新助長に努め衛生施設の完全を期すこと。

一、徴兵、出兵に際しては十分の便宜を計り家族に對する援助に努むること

等を述べることゝなつてゐる、尙十五日は時間の許す限り中橋内相松野次官等と地方長官との間に個々面接を行ひ議會解散の際に備ふるはずであるが、選舉事項に關しては、この機會に公式に論議することを得ないので議會解散直後に更に長官會議を開く方針に決した。

第二 首相訓示要領

地方長官會議に於ける犬養首相の訓示は從來の型を破つて犬養首相自ら草稿を書き十三日の閣議で承認を得たが訓示内容は大體左の如し、

一、先づ組閣より金の再禁止斷行の次第を述べ不祥事件の勃發によつて一旦内閣の總辭職を斷行したが、優詔を賜つて留任と決したる理由を詳述、ついで滿洲問題の解決に向つて絶大の努力を速に致すべく内閣存續使命も亦こゝにありとして大いに強調する。

一、内政問題、思想問題、政策實現問題等に順次言及し政策については既に黨の政務調査會に於て二ヶ年餘の研究を費して具體案の作成せる

あり、速に實現したい意嚮であるが何分組閣後日尙淺く未だ實行に至らぬものが多いが今後着々實行に移る筈である等、各般の問題に立入つて所信を表明する筈である。

地方長官會議に於ける犬養首相の訓示は從來の型を破つて犬養首相自ら草稿を書き十三日の閣議で承認を得たが訓示内容は大體左の如し、

- 一、先づ組閣より金の再禁止斷行の次第を述べ不祥事件の勃發によつて一旦内閣の總辭職を斷行したが、優詔を賜つて留任と決したる理由を詳述、ついで滿洲問題の解決に向つて絶大の努力を速に致すべく内閣存續使命も亦こゝにありとして大いに強調する。

- 一、内政問題、思想問題、政策實現問題等に順次言及し政策については既に黨の政務調査會に於て二ヶ年餘の研究を費して具體案の作成せる

あり、速に實現したい意嚮であるが何分組閣後日尙淺く未だ實行に至らぬものが多いが今後着々實行に移る筈である等、各般の問題に立入つて所信を表明する筈である。

第一節 犬養内閣最初の地方長官會議

解散必至の運命にある議會休會明けを目前に控へて現内閣成立後最初の地方長官會議第一日は十四日午前十時から、首相官邸に開會、政府側より犬養首相外各閣僚（高橋藏相、山本農相、鳩山文相欠席）森内閣書記官長、島田法制局長官、各省兩次官參與官、内務省各局長並に外山憲兵司令官、長谷川警視總監、佐上北海道、藤沼東京外二府四十三縣知事出席、外に渡邊朝鮮慶尙南道、韓同黃海道兩知事も陪席した。冒頭犬養首相立つて組閣直後金輸出再禁止を斷行したる顛末より櫻田門事件、滿洲事變、内政問題、思想問題に關しそれぞれ政府の所見を述べ、次いで高橋藏相代理として堀切大藏政務次官より現下の財政經濟に關する政府の所見並に將來の對策に關する、訓示を代讀し引續き荒木陸相より、滿洲事變發生以來の國民の熱誠に對し感謝の意を表し、十一時午前の會議を終り各地方長官及び關係閣僚は打そろつて宮中に參内豊明殿において御陪食仰付られ午後三時より内務省において再開、中橋内相の訓示の後内務省所管事項に關し會議を續行す。

尙ほ當日首相、藏相、内相の訓示演説左の如し。

思命に責任重加時局解決を期す

犬養首相の訓示演説

不祥事件 政府は組閣の即日金輸出再禁止を斷行し引續き先以てなすべき、應急の政務を處理する際計らずも不祥事件に遭遇し、惶懼恐疎の至に堪へず直ちに閣下に伏して辭表を上りたるに、聖仁洪大なる御詔を賜り時局重大の際なるが故に留任せよとの恩命を拜し退いて閣議を定めて留任の御受を申し上げ再び國務を執るに至つたのであります。この事件は萬世一系の特異なる我國體に對し臣子の分として、政治論を超越したる進退をなすべきものと信じて、辭表を上つたのであります、しかして寛仁の御詔を拜するに及びては取るべき道は退いて責任を盡すか進んで責任を盡すかの二途のみであります。因て審思熟慮の末終に進んで重大の責任を盡すべしと決心致し、これを内にしては將來かゝる不祥事を起らしめざるために萬全の處置を取るべくこれを外にしては一日も速に滿洲事變を解決して、アジア全體の平和を保つべき大責任あるはもちろん寛大の恩命に對し奉り責任の更に重大を加へたるが故に益々粉骨碎身し事効を以て聖恩の萬一に報い奉らん事を、決意致したる次第であります。

滿洲問題 滿洲に對しては國際既存の條約を尊重するは、もちろんあまねく門戸を開放して平和なる樂土となし中華全國多年の騷亂に因つて生命財産の脅威に恐怖せる人類の避難所を築造せんとする博愛の大業を目的とするものであります。この目的のために目下酷寒の地におい

て戦ふ我軍隊をして後顧の憂ひなからしむるためには各地方の家族に對して十分の保護をなすべく殊に戦死者の遺族に對しては別して一層の注意をなすべき義務あり。國家即一家族の美風を發揮せねばならぬと信じます。

金再禁止 内政事項に關しては政友會における政綱政策の既に宣明したるものがありますが故に時宜に應じ緩急を圖つて順次にこれを實行するのであります。唯憾むらくは組閣の際豫算改編の時日なされたため大體前内閣の豫算を用ゐざるを得ず、又政府が順を逐うて平素の抱負を實行せんがためには先以て現下の總てに行詰りたる状態を救正し、この基礎の上に政策を建設せねばなりませぬ。政府が組閣後直ちに金輸出再禁止並に兌換の停止を斷行して、最近數ヶ月に涉る慢性的危機を清算し、次で前内閣により計畫せられたる増税を放棄して國民生活の實情に適應したる緊急の處置をなしたるは即ちこれでありませぬ。

思想善導 近來久しく未解決の案件たる思想善導の一事はもつとも重大かつもつとも至難の問題であります。これを要するに國民道德の根源たる道念のかん養は單に文字言語の上よりこれを求むるを得ず、本より教育勅語に基き勅語の御主旨を體得せしむるには人々自發の道念より發生するやう指導すべきものにして、その道念の發生は家庭の教養に根を發し繼いで小學の教養においてその素地を作るべきものなるが故にその師たるものの道念を修練するがためには、第一に師範教育の改善に待つべきものと信じます。これを要するに今や内外文武の國務共に非常の時なるが故に地方長官各位においても、緊張の精神をもつて官場の紀律を振肅し新氣運を開拓しもつて事宜に對應せられん事を望むのであります。

金輸出再禁止は難局救済の第一歩

高橋藏相の訓示演説

今や我國は財政經濟上實に容易ならぬ難局に遭遇致して居るのである。殊に昨年七月にはドイツ財界の恐慌あり、九月には流石の英國さへ金兌換制度を停止するに至りましたがため我國もまた早晚そのつを踏むの外なかるべき事を豫想して、ドル貨の買付けと、正貨の流出は頓に急激を加ふるに至つたのであります。然にその當時正金銀行をして爲替統制の爲に無制限にドル賣を敢てせしめましたから英國の金本位停止後旬日ならずして數億圓に上るドル貨の賣買が行はれたのであります。いやしくも我金本位制を擁護し正貨の國內保持を確實にせんと欲せば何故にその際斷固たる處置に出でざりしか真に了解に苦しむ所であります。當時無制限に賣向はしめながら後日に至りて前後二回日本銀行の金利を引上げさらでだに金融梗塞に苦しみつゝある財界に一大壓迫を加へ全般的に資金の供給を至難ならしめてもつて不可能なるドル賣買の解け合を行はしめんと企てたるが如き、實に一般實業界を犠牲にしてその誤れる方針を擁護せんとするものである。

この時に至るまで金兌換停止若くは輸出禁止をなしたる諸國は十數ヶ國に及内外の大勢は如何に努力を費すも金輸出禁止必須の情勢にあること明白なるに至り、この上無益の苦惱を國民に強ひるは許すべきに非ずと信じましたがため現内閣は組閣の冒頭に金の輸出を禁止し、以て經濟界の局面を轉化せんことを期したのであります。私はこは眞に時局匡救の第一歩たることを信じて疑ひませぬ。

果然これがため農工商等の實業界には前途の希望ひらめき、金融界もいさゝか愁眉を開くを得たる有様でありましてもし金輸出再禁止の一舉なかりせば昨年末に際し我財界は如何なる慘狀を呈したるべきやは、想像に餘りある處であります。現内閣が金の輸出を禁止したるは上述せるが如く全く國民の大多數を經濟難の深淵より脱出せしめ、全國民を總括的窮乏の苦惱より免れしめやがては産業振興、生活安定の彼岸に

の金利を引上げさらでだに金融梗塞に苦しみつゝある財界に一大壓迫を加へ全般的に資金の供給を至難ならしめてもつて不可能なるドル賣買の解け合を行はしめんと企てたるが如き、實に一般實業界を犠牲にしてその誤れる方針を擁護せんとするものである。

この時に至るまで金兌換停止若くは輸出禁止をなしたる諸國は十數ヶ國に及内外の大勢は如何に努力を費すも金輸出禁止必須の情勢にあること明白なるに至り、この上無益の苦惱を國民に強ひるは許すべしと信じたがため現内閣は組閣の冒頭に金の輸出を禁止し、以て經濟界の局面を轉化せんことを期したのであります。私はこは眞に時局匡救の第一歩たることを信じて疑ひません。

果然これがため農工商等の實業界には前途の希望ひらめき、金融界もいさゝか愁眉を開くを得たる有様でありましたもし金輸出再禁止の一擧なかりせば昨年末に際し我財界は如何なる慘狀を呈したるべきやは、想像に餘りある處であります。現内閣が金の輸出を禁止したるは上述せるが如く全く國民の大多數を經濟難の深淵より脱出せしめ、全國民を總括的窮乏の苦惱より免れしめやがては産業振興、生活安定の彼岸に達せしめんがためであります。

既に金の輸出を禁止したる以上はある程度まで爲替の低落すべき事は當然であります。然しその結果は國內の産業を刺激し從來採算不能なりし農工業も漸次利益を見出し得るに至るべく、又從來輸入品の競争壓迫を受け經營困難なりし事業もその競争に耐へ得るに至るべく、この結果は自ら我海外貿易にも好影響をもたらすべきものと考へます。即ち従前陰慘を極めたる經濟界も何となく明る味を見出すに至つたのであります。然しながら周囲がまだ暖かに成つた譯ではない故に一時の反動景氣に酔ふが如きは最も警戒せねばなりません。要はこの新たな基礎の上に立ちて官民共に細心の注意を拂ひ堅實なる方針の下に凡ての事業に當るの決心が大切であります。

更に諸君の御留意を願ひたき事は現今の如く世界經濟界が混亂に陥り不況深刻を加ふるに至りては各國互に自衛自活の途を立て、外部の壓迫に對しその國民を保護せんとするは當然の歸結であります。しかして如何なる國家においても國民生産額の大部分は國內市場において、賣買せられ、消費せられて、外國貿易に仕向けらるゝものはその二三割を出でるのであります。故に産業政策上對外關係にのみ重きを置き、對內關係を忘却するは本末を顛倒するものであります。國民經濟全般の上より見て數量的に遙に大なる内國市場を目的とする生産とその配給とに調和を得せしめこれに従事する人々をして、その所を得せしむることが極めて肝要であります。従つていやしくも産業に関する限り輸出品たると國內消費物たるとを問はずその奨励すべきはこれを奨励し、助長すべきはこれを助長し、徒に眼を海外にのみ馳せて内を整ふることを怠らざる様致したいと考へます。

又地方農村は今日尙依然として我國民過半數の生存の本據たると同時に昨今の如き不況時に際しては、失業者の收容所たり、同時に質實剛健なる國民氣風の泉源なるを以て、農村の經濟については大いに意を用ねばならぬと考へます。從來農産物の奨励をなすに當り動もすれば全國畫一的に流るゝの弊がありますが各地互にその特性を發揮せしむることに努めねばなりません。從來兎角畫一的に少數種類の産業にのみ主力を傾注せしめたる結果は、忽ち生産過剰を來し、收支償はざるの結果を生ずること往々にして見聞する所なるを以てかくの如きは今後警戒を要する所であります。

近時不景氣の深刻に向ふに従ひ都村を通じて甚大なる打撃を受けこれがため納税成績も場所によりてはすこぶる不良に傾きあるひは、小學教員の俸給さへ支拂を延期し來りたる村落も少からずと承知して居ます。諸君は常に深き同情を以て地方民に接せられ、殊にその經濟上の利害には深く考慮せられんことを希望するのであります。

舉國一致益々建國精神を發揚

中橋内相の訓示演説

この度料らざる不祥事件のありましたことは寔に恐懼措く能はざる所であります。幸に些の御障りもなく御還幸あらせられましたことは寔に感激に勝へない次第であります。今後粉骨碎身益々御奉公を勵み匪躬の節を竭くさんことを期し居る次第であります。

申すまでもなくわが邦現下の状況は内外極めて多事多端でありまして舉國一致益々建國の精神を發揚し皇基の振起國運の隆昌を圖らねばならない眞に重大なる時局に直面してゐるのであります。この際益々民心の善導に勉めその歸趨を誤らしめざるよう力を致さなければならぬと考へます。各位が益々國民の意氣を緊張せしむるに勉めらるゝと共に出征將兵の家族に對する慰問救護に十分の力を致され將兵をして毫も後顧の憂ひなく一意邁進して軍務に服せしむるよう努力せられたいのであります。

近時社會情勢の變遷に伴ひまして各種社會運動は漸次複雑深刻の度を加へつつあるの實狀であります。然しながら社會の缺陷を穩健適正に改善せんとするが如き運動に對しましては善導の必要こそあれ固より之を抑壓すべきでないことは勿論であります。唯夫れ苟も國體の變革私有財産制度の否認などを目的とするが如き國家存立の基礎を危殆ならしむるの虞ある不逞の運動に至りましては、斷乎としてこれが絶滅を期せなければなりません。またその目的とする所必ずしも危激に涉らずとしても手段方法その常規を逸し或は美名を藉りて不純なる目的のために、暴行脅迫をなすが如きものに對しては寸毫も假借する所なく却てこれを排除しなければなりません。

各位深く地方の實情を洞觀し諸般の施設一に時運の趨勢に伴ふて緩急前後を誤まることなく常に生新の意氣を以て事に當り益々地方分權の本義を擴充し地方行政の刷新に貢献せられんことを切望する次第であります。

わが邦財界における連年の不況に基因し近時民力漸く衰退の觀あるは痛心の至りであります。地方公共團體の財政について之を觀まするに一般に歳入減少の傾向が著しく動もすれば收支の均衡を破らんとするもの少くないことは眞に憂慮に堪へざる所であります。この際一段の力を盡して民力の休養に勉め以て税源の涸渫を防ぐと共に施設の緩急を圖り、冗費の節減を遂行しこれ等の團體における財政の經理を圓滑ならしめ、不振を一轉して實力の旺盛を來たさしむることは寔に緊切の要務であると考えらるるのであります。

今後地方債の許可に關しては必ずしも災害豫防災害復舊失業救済等の目的のためにするものみに限定せざる積りであります。起債に就ては各場合の必要に應じ眞に已むべからざる程度に止むべきは勿論償還の計畫に就ては特に堅實なる財政計畫の樹立に意を致し且嚴に。その執行を戒めこれが爲め累を後年に貽すが如きことなき様深く意を致されたいのであります。

政府は道路等河川港灣の事業に就き既定計畫に屬するものを續行する外特に必要なるものを新に計畫起興すると共に地方において土木事業を起興する場合には相當助成の途を講ずるの方針であります。

現時わが邦衛生状態の漸次良好に向ひつゝあるは慶すべき所でありませうけれども、歐米の實狀に徴し今なほ看過すべからざる状態にあるものも少からぬのであります。なかんづく癩の豫防施設を充實し結核の豫防撲滅の方策を樹立することは最も急を要するのであります。農村における衛生状態の改善もまた刻下喫緊の要務であると考へます。

しめ、不振を一轉して實力の旺盛を來たさしむることは寔に緊切の要務であると考えるのであります。今後地方債の許可に關しては必ずしも災害豫防災害復舊失業救済等の目的のためにするもののみに限定せざる積りであります。起債に就ては各場合の必要に應じ眞に已むべからざる程度に止むべきは勿論償還の計畫に就ては特に堅實なる財政計畫の樹立に意を致し且嚴に。その執行を戒めこれが爲め累を後年に貽すが如きことなき様深く意を致されたいのであります。

政府は道路等河川港灣の事業に就き既定計畫に屬するものを續行する外特に必要なるものを新に計畫起興すると共に地方において土木事業を起興する場合には相當助成の途を講ずるの方針であります。

現時わが邦衛生状態の漸次良好に向ひつゝあるは慶すべき所でありませうけれども、歐米の實狀に徴し今なほ看過すべからざる状態にあるものも少からぬのであります。なかんづく瀨の豫防施設を充實し結核の豫防撲滅の方策を樹立することは最も急を要するのであります。農村における衛生状態の改善もまた刻下喫緊の要務であると考へます。

政府は各般の事情を參酌して逐次社會政策の整備擴充を圖るの考へでありますので、差當り救護法軍事救護法改正労働者災害扶助法労働者災害扶助責任保険法等すでに本年一月より實施せられたる社會政策上の諸法律に就きましては、各位においても十分に趣旨の存する所を體せられこれが運用に關しましては、最も周到なる注意を拂はれ以て救護の徹底と労働者の福利増進とを圖る上において萬遺憾なきを期せられんことを切望するのであります。なほ失業問題に關する對策と致しましては産業の發達貿易の振興生産的事業の起興等に一層の努力を傾注して失業者の發生を防止するに勉むるを根本義と致しますから政府においては出來得る限り、この種政策施設の徹底を期すると共に當面の失業者救済に關しても深くその失業狀況を査察し必要適切なる對策施設を講じ以て國民生活の安定と福利の増進とを圖らんとする考へであります。

國民の後援感謝に勝へず

荒木陸相挨拶

滿洲事變發生以來國民の義憤その極に達し輿論の歸する所熱誠の溢るゝ所あるひはじつ兵金品となりあるひは神佛祈願となり萬衆ひとしく聲援の實を擧ぐるに力め、出動將士の士氣を鼓舞し我陸軍をして活動に専念してがうも後慮なからしめたり、誠に感激の至りに勝へず、即ち特に出動將士に代り閣下各位の懇篤なる配慮に對し深厚なる謝意を表すると共に貴管下各位に漏なく傳達せられんことを望む。

總選舉の陣構へ一通り濟んだ

中橋内相談

中橋内相は十六日午後地方長官との個々面接を了はつた後次の如く語つた。

個々面接といふと大業だが實は長官の顔見知りの爲め一人宛會見して、色々雑談を重ねた迄で別に深い意味があつた譯ではない併し議會解散は存外早くやるかも知れないので、その場合の準備も必要だから夫等の打合せもやつた先づけふ(十六日)の面接で總選舉に對する陣構へは一通り濟んだと云つてもよからう又警察官の更迭は各地方共成るべく、急いでやつてゐるが之は何もいたづらをしやうと云ふのではなく實際の所仕事が出来ないしそれに從來の色々な關係から却つてこうした方が本人達のためにもなると思ふのでやらせてゐるに過ぎない云々

第二節 地方長官會議訓示評

高橋藏相の演說評

(時事新報
七、一、一五)

一 平明なる主張 十四日、地方長官會議にて爲せる高橋藏相の演說は、犬養内閣が金再禁止後に處する財政經濟方針を初めて公式に宣明したものである。井上前藏相が自己の失敗を掩はんとして、他を責むるに汲々とし、殆ど聞くに堪へざる言辭を弄せるに比すれば、説く所極

めて平明にして穩當、金再禁止前に於ける收縮政策の行詰りを論じて、金再禁止の止むなきに至れる事情に及び、弗賣り問題に就き前内閣の失政を指摘し、更に再禁止後の對策に關して、二、三の抱負を述べたものである。但し再禁止後の對策なるものが餘りに抽象に失し、今後の金融、財政、生産と消費に對し、新内閣が如何なる政策を以て臨まんとするか、明確を缺くの嫌あるは、我輩の物足らず感ずる所である。

二 反動景氣警戒 井上前藏相の收縮政策は、一部の確定收入生活者を利するのみにて、低物價に依る企業萎縮は、失業者と社會不安を増大し、貨幣價値の騰貴は財政の不均衡、借入金の負擔過重を激化し、若し今後尙ほ更に收縮政策が強行されたらんには、我經濟界は救済す可からざる混亂に陥るの狀態に在つたことは藏相の説く通りであつて、此行詰りに對する打開策が金再禁止の外なかりしは、特に爲にせんとする曲論者を除き、何人も肯定する所である。又昨年九月二十一日以降、國內に通貨不信の念を生じ、圓の逃避が起りたるに對し、井上前藏相の執りたる政策が如何に亂暴狼藉を極めたものであつたか、而して其結果は最惡の條件の下に金の再禁止を餘儀なくするに至りたる事情に就いても、高橋藏相の指摘する所は我輩の所信と一致するものである。若し夫れ高橋藏相が金の再禁止を以て、時局匡救の第一歩とし、或程度の爲替低落を覺悟して、茲に産業振興の素地を見出さんとすると共に、此再禁止の効果を過大視する反動景氣を戒めたる一點に至つては、從來膨脹政策と放漫政策とを混同し、財界に禍因を蒔きたる過去の政友會内閣の罪責に鑑み、現内閣が自ら戒めたるものとして、屹度忘却せざらんことを警告し置くものである。

三 輸出偏重打破 次に世界經濟界が混亂時代に入り、各自衛策に汲々たるに際し、國家の産業政策を對外貿易のみに重きを置かず、國內の生産と消費の調節に主力を注ぎ國內の經濟活動を圓滑にすることに依りて、國民生活の安定を期せんとする政策を宣明せる言は其内容に聊か明確を缺く所あれど現内閣の政策に多少の新味を窺はせるものである。前内閣が收縮政策を強行したるは、金本位制維持の効果を曲解過大視したるに因るものであつて、其目的とする所は、物價低落に依つて對外貿易を有利に維持せんとするに外ならなかつた、然も其結果は高橋藏相の云ふ如く、國民生産額の二、三割を占むる輸出貿易の爲に、國內の全産業が低物價策の犠牲となつて、金再禁止前の行詰りを來たしたのであるから、高橋藏相の着眼は、趣旨に於て異論なきも、問題は如何にして此目的を達成し得るかに在る。

四 農村の重要性 更に國民經濟上に於ける地方農村の重要性を説ける點も、前内閣の政策が都市の定額收入生活者本位の低物價策に偏したるに對して、政策的對照を成すものである農村と都市は本來共存共榮の關係に立つに拘らず、動もすれば單に食糧品の關係にのみ立脚して利害相反するが如き誤解を去らざるは、輸出貿易本位の經濟政策に禍されたものに外ならなかつた。現内閣が國內生産と消費の調整に重きを置かんとする以上、農村經濟の重要性を認めるのは當然ながら、然らば果して如何なる具體的對策を持つやを問はねばならない。殊に從來の政友會内閣は米の買上げ、關稅の設定等徒に目前の市價吊上げのみに專念し、國民經濟の大局と農村經濟との調整を圖るに多々遺憾の點を認められたのであるから、唯だ從來の傳統を維持せんとするに過ぎざる空念佛の農村偏重論に終らざらんことを期待するものである。

四 農村の重要性 更に國民經濟上に於ける地方農村の重要性を説ける點も、前内閣の政策が都市の定額收入生活者本位の俣物價策に偏したるに對して、政策的對照を成すものである農村と都市は本來共存共榮の關係に立つに拘らず、動もすれば單に食糧品の關係にのみ立脚して利害相反するが如き誤解を去らざるは、輸出貿易本位の經濟政策に禍されたものに外ならなかつた。現内閣が國內生産と消費の調整に重きを置かんとする以上、農村經濟の重要性を認めるのは當然ながら、然らば果して如何なる具體的對策を持つやを問はねばならない。殊に從來の政友會内閣は米の買上げ、關稅の設定等徒に目前の市價吊上げのみに專念し、國民經濟の大局と農村經濟との調整を圖るに多々遺憾の點を認められたのであるから、唯だ從來の傳統を維持せんとするに過ぎざる空念佛の農村偏重論に終らざらんことを期待するものである。

第九章 第六十議會再開及解散

第一節 休會明け議會に對する政府の態度

第一項 再開劈頭解散準備成る

犬養内閣は議院に第二黨たる政友會を與黨とせる少數黨を以て第六十議會に臨むに當り、重要國策遂行上圓滿を期する能はざるは多言を要する迄もなき處にして萬人只解散の斷行あるのみ、との觀測を下せり、犬養首相は組閣の當初に於て既にして立憲政治の本義に則り第六十議會を解散し信を國民に問ひ以て、重大時局の巨救を覺悟せられ居たり、今や議會再開に當り政府は種々之れが對策に腐心し一月十九日黨出身閣僚懇談會を開催し對策を協議せり、先づ鈴木法相は「解散を斷行するとしても必勝を期する意味に於て完全なる準備を整へた上で行ふべきであるから冒頭解散は早過ぎると思ふ」と述べ解散不可避の前提のもとにただその時機に就て慎重を期すべしとの自重論を述べ、三土遞相は、贊成意見として「時局重大の故を以て留任の優詔が降下した程であるから出來る限り解散を避けて國策遂行に當る必要がある」と述べたこれ、に對し中橋内相、秦拓相、山本農相より「少數黨をもつてしては絶対に國策遂行は不可能である、もし今議會を解散しなかつたならば、來議會は必ず解散になるから現内閣の重要政策を盛つた豫算案は又々不成立に終り國策遂行の機を失ふではないか」とて冒頭解散論を主張し森幹事長、島田法到局長官よりも交々冒頭解散論を述べ閣内の大勢は冒頭解散論に一致した。於茲森書記官長はこの旨犬養首相に報告し二十一日解散を前提として首相一任に決した然も犬養首相はもつとも強硬な解散論を抱懐してゐるので二十一日冒頭の解散は確定的となつた譯である。政府が解散の態度を決定するに至りたるは憲政常道に立脚し、立憲政治の純理を貫くものにして「政府黨が少數黨である以上このまゝを以てしては到底政策の圓滿なる遂行を期し難い」理由に基くものである事は何人も首肯し得る處なり。只解散の時機に就てはこれを犬養首相の裁斷に委する事となつた。従つて首相の意嚮としては國務大臣（首相、外相、藏相）の施政方針演說直後に解散を斷行するに決定してゐる。

第二項 犬養首相施政演說大要

休會明け議會劈頭になさるべき犬養首相の施政方針演說は十八日の定例閣議に於て各閣僚の意見を綜合して決定された。その内容は過般の

地方長官會議に於て行はれた首相の訓示と根本に於て異ならず、犬養首相自身の意嚮によつて從來各首相の演説よりは簡潔なるものとし、三十
分以内のものに要約されて新内閣の根本方針を端的に表明するはずである演説内容に盛らるべき大綱は左の如し、

一、内閣留任問題 去る九日突發せる不祥事件の責任重大なるに鑑み内閣は恐懼おく所を知らず我國體の本義に照し直ちに辭表を取纏めて闕
下に捧呈したるも陛下より優詔を賜ひ、翻つて深き考慮の結果進んでこの國家重大の時局を打開するこそ臣節を全うする本義と信じ留任に
到りたる次第であること。

一、滿蒙問題 既に數ヶ月の日子を費して滿蒙既得權益の擁護に當りたる我政府は尙將來滿洲永遠の平和を目ざして、根本的解決を圖るべく
一意専心對外時局の難に當るべき深き決意と固き覺悟とを有し居ること。

一、内政問題 政友會は野黨時代二年有半の日子を費して我産業開發更生の具體的方針を決定し、組閣と同時に金再禁止を斷行してその政策
具體化の第一着手としたが今後着々として、政策の實現に進む決心である、たゞ豫算問題に關しては時日の關係より前内閣の立案せる豫算
を踏襲するの外なく止むなく、一部追加豫算を以て修正するに止めたること。

一、思想教育問題 國家永遠の策として思想問題につきても深甚の注意を拂ひ學校、教育、成人社會教育に最も留意して今回の不祥事件の如
きを根絶すると共に益々國家隆盛國民の發奮を期すべきこと。

第三項 首相、外相、藏相施政演説内奏

政府は議會再開日が目睫の間に切迫したので諸般の對議會準備に萬違漏なきを期し、殊に總理大臣、外務大臣、大藏大臣が再開劈頭なすべ
き施政方針演説に就ては十九日臨時閣議を開き既に決せる施政演説につき最後の補足決定をなす處あり、然して之等演説内容を上奏する事と
なれり。依つて高橋藏相は、犬養首相病氣靜養中なるを以て首相に代り芳澤外相と共に二十日午後一時半參内し天皇陛下に拜謁仰付られ、藏
相から休會明け冒頭議會に於て犬養首相がなすべき施政方針の要旨を言上し、次いで藏相は更に大藏大臣としてなすべき財政方針演説を言上
し、最後に芳澤外相は同様外交演説に關して内奏し御前を退下した。

第四項 再開議會劈頭提出議案

政府は第六十議會休會明け劈頭提出議案として十九日の臨時閣議で左の諸案を正式に決定同日直ちに衆議院事務局に提出した。

一、昭和六年勅令第二百九十一號帝國憲法第八條第二項により承諾を求むるの件

一、昭和七年度以降國債償還資金の繰入一部停止に關する法律案

一、昭和七年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する法律案

一、滿洲事件の經費支辨のため公債發行に關する法律案

一、昭和六年度國債償還資金の繰入一部停止に關する法律案

第四項 再開議會劈頭提出議案

政府は第六十議會休會明け劈頭提出議案として十九日の臨時閣議で左の諸案を正式に決定同日直ちに衆議院事務局に提出した。

- 一、昭和六年勅令第二百九十一號帝國憲法第八條第二項により承諾を求むるの件
- 一、昭和七年度以降國債償還資金の繰入一部停止に關する法律案

一、昭和七年度一般會計歳出の財源に充つるため公債發行に關する法律案

一、滿洲事件の經費支辨のため公債發行に關する法律案

一、昭和六年度國債償還資金の繰入一部停止に關する法律案

一、大阪帝國大學工學部設置につき帝國大學特別會計の關涉に關する法律案

事變費追加豫算案昭和六年度追加豫算第一號滿洲事變費は二千九百七十七萬二千二百十八圓にして其内譯左の通り(單位千圓)

△歳入臨時部 滿洲事變費の財源に充つべき公債 二〇、九〇七

△歳出臨時部 外務省滿洲事件費 三、〇三五

陸軍省滿洲事件費 一六、〇二二

海軍省中華民國方面臨時艦艇派遣諸費 一、八四九

尙昭和六年度特別會計追加豫算第一號滿洲事變費左の通り(單位千圓)

△關 東 廳 歳入 前年度剩餘金繰入 一四〇 歳出 滿洲事件費 一四〇

第二節 休會明け議會に對する政友會

第一項 議會對策臨時總務會

政友會は、十二日の黨出身閣僚與黨懇談會開催につき諸般の協議を爲し置くの必要ありとし、十一日午後三時半から本部總裁室に院内外總務の打合會を開き、

秋田、岡田、植原、山口、山崎、(達)山崎(猛)津雲、牧野、金光各總務、大口、志賀、青木、東郷各院内總務、久原幹事長等集合

先づ久原幹事長より簡單なる挨拶あり直に協議に移り殆ど、出席者全部より發言があつたが、政府に對する希望並びに黨としての方針を左の如く打合せた。

一、十二日正午首相官邸において閣僚、政務官、黨幹部の聯合懇談會を開くこと

一、右終了後、引續いて閣僚、森書記官長、島田法制局長官院内外總務、瀧、山本新舊政務調査會長、久原幹事長の會合を求め政策を始め對

議會策につき諸般の協議を爲すこと

一、閣僚、政務官、黨幹部懇談會においては、來年度豫算は大體前内閣の編成せるものを踏襲する外致し方ないとしても、少く共追加豫算に

あいては、我黨の積極的政策を十分加味したものでなくてはならぬ政府は如何なる仕事を差當り遣らうといふのか、この點を聴取すると共に忌憚なき意見を交換せねばならぬ。

一、地方長官會議に於る犬養首相以下關係閣僚の訓示の内容並に來る二十一日、休會明け議會における犬養首相芳澤外相、高橋藏相の施政方針演說等に對しては久原幹事長に於いて豫じめ内容を聴取し、黨として意見あれば、これが進言を爲すこと
一、院内外總務は十五日以後は東京の地を離れず地方演說會等も出席を中止し何時でも總務會開會に差支へを生ぜしめざるやう致し置くこと
一、來るべき選舉に對しては黨を中心とし、政府與黨の間、連絡を緊密にすることが第一であることを十分徹底せしむること
右打合せの後更に休會明け議會劈頭解散論あり、議會を中心とする所の政策本位により進退するといふことに合致するのである。我々は更に政府を鞭撻し、之が實行の一途に向はしむるにある、この大方針により十二日の懇談會に臨むこと
といふことに決し五時頃散會した。

第二項 休會明け議會への勢揃

解散必然の第六十議會の再開を前にして政民兩黨出陣の勢ぞろひはいよいよ二十日午後を以て舉行された少數なりといへども政友會は時めく天下の與黨であり、民政黨また正面の反對黨として今なほ絶對多數の威力を保持してゐる、一夜明ければ必然的に展開さるべき激抗を前にしかもその後に来るべき總選舉への氣構へも手傳つて今や兩黨は正に興奮と激情の渦をまいてゐる。

一 政友會院外團大會

政友會は十九日午後一時より本部に院外團大會を開き

加藤團長、床次、三土、山本、秦の各大臣、山口、牧野、植原等の本部各總務以下約一萬人參集
會場を第一、第二、第三の三ヶ所に分ち

第一會場（大會議室）は加藤團長、第二會場（大食堂）は山口熊野氏、第三會場（廣庭）は鈴木義隆氏を夫々座長に推し
議事に入り左の如き宣言決議を可決し役員の選舉を行ひ次いで演說會に移り。

第一會場では床次鐵相、三土遞相、安藤、山口、藤井、太田の諸氏、第二會場では山本農相、秦拓相、植原、牧野（良）津雲の諸氏、第三會場では内田、土倉の諸氏、
それ／＼熱辯をふるひ最後に兩陛下の萬歳を三唱して同四時散會した。

宣

言

今や時局頗る重大、内は經濟國難に直面し、外は滿蒙事變に際會す速かに諸政を一新し昭和の維新を念とし、國家百年の計を樹てざるべか

第一會場（大會議室）は加藤團長、第二會場（大食堂）は山口熊野氏、第三會場（廣庭）は鈴木義隆氏を夫々座長に推し、議事に入り左の如き宣言決議を可決し役員を選挙を行ひ次いで演說會に移り。

第一會場では床次鐵相、三土遞相、安藤、山口、藤井、太田の諸氏、第二會場では山本農相、秦拓相、植原、牧野（良）津雲の諸氏、第三會場では内田、土倉の諸氏、それ〴〵熱辯をふるひ最後に兩陛下の萬歳を三唱して同四時散會した。

宣言

今や時局頗る重大、内は經濟國難に直面し、外は滿蒙事變に際會す速かに諸政を一新し昭和の維新を念とし、國家百年の計を樹てざるべからず、是れ我黨の一大使命也、議會再開に臨むに當りわが黨は勇往邁進内に在ては多年主張せる産業立國の諸政策を斷行し、産業經濟財政の基礎を確立すると共に、行政機構の根本的改造を行ひ、民意の暢達を圖り、國民思想を善導して皇基を泰山の安さに置き、外に向つては屈從外交を改め、自主的外交に依りて滿蒙問題を徹底的に解決し、以て極東の平和を確立せざるべからず、若し夫れ議會においてこの國策を遂行せんとするに當り、これを遮斷するが如きものあらば斷乎としてその信を國民に問ふべきのみ敢て宣す。

決議

吾人は犬養内閣を支持しその主義政策の實行貫徹を期す。

尙ほ當日本大會席上で床次鐵相及秦拓相は大要左の如き演說を試みた。

難局打開に一路邁進

床次鐵相演說

今や時局は極めて重大である、内は財界の恢復を計り國民生活の安定を期せねばならぬ、外は滿蒙の國策を確立し我國民の進むべき道を迷はず進まねばならぬ我々は此の鍵を諸君から預けられてゐるのだ。この難局に對處し我々は餘計なことをいふ必要はない。一路唯だ邁進あるのみである。

景氣回復は吾黨に依つてのみ

秦拓相演說

犬養内閣總辭職の報全國に傳はるや、全國民に溜息の聲が滿ち渡つた、これは『若し再び民政黨内閣が成立すれば、其不景氣政策によつて又々國民は塗炭の苦しみをしなければならぬか』といふ溜息だつた、所が犬養首相は『進んで國家重大時に善處し萬善を期するのが眞の臣節を盡す所以である』との一大決心を以て留任することゝなつたのである。諸君も若し第六十議會が解散になつた場合には此の國民の溜息を一掃するやう犬養内閣の爲めに御盡力せられんことを望みます。

二 議會再開に直面して政友會大會

政友會は來二十一日の休會明けの第六十議會に臨むに就き其陣容を新にする爲二十日午前十時より本部に幹部會を開き各總務、幹事長、各幹事等出席、植原總務より久原幹事長留任の件に就き、犬養總裁より幹部會に寄せられたる左の書面を朗讀して諒解を求めた即ち、

議會に直面したる際なるを以て此際特に久原幹事長の留任を煩はすこと、します黨員諸君の御諒承を願ひます。
之に對して久原幹事長より

總裁及岡崎望月兩長老の懇篤なる勸誘を受け重大局面に際して今さら、一身上の都合のみを考慮しがたき事情もあれば此際留任することに決心したから倍舊の御聲援を以て大過なきを期し度い。

との挨拶を爲し續いて黨大會の順序及常議員の各割當並に宣言案を議題に供し夫々協議の上原案通り決定し午前十一時散會し續いて、正午より常議員會を開き幹部會の付議事項を決定、かくて午後二時より定時大會を開き、

犬養總裁病氣歛席の外各閣僚政務官及黨幹部貴衆兩院議員支部代議員等二千名出席

先づ座長に東總務を推し次いで久原幹事長の挨拶後議事に入り黨務の報告ありて、宣言案を可決し續いて望月顧問より總裁演説の代讀ありその發聲にて天皇皇后兩陛下の萬歲、座長發聲にて政友會の萬歲望月顧問の發聲にて犬養總裁の萬歲を三唱して、午後四時散會一同は總裁三緣亭の招宴に臨むだ。

久原幹事長挨拶

現下重大時局に對應すべき我黨の政策方針等に就きては從來あらゆる機會に於て、しばしば聲明し且つ又後刻この大會に於て決定せらるべき宣言並に總裁の演説に依つて、更に明瞭となるべきに依り今さら茲に之を繰り返す必要はないと存じます。唯茲に一言致し度いのは衆議院の分野は我黨少數であります。少數黨を以て政策遂行の困難なるは言を俟たぬことであります。我黨は其政策遂行の障礙となるすべての荆棘を切り開いて勇往邁進するのみであります。私は特に此際全黨員の一致結束を切望します。

宣言

(前略) 前内閣の失政は、今においてこれを算ふるの煩に堪へない、その一枚看板たりし緊縮政策は如何、非募債主義は如何、國民負擔の軽減は如何、一切の公約聲明は事實の上に裏切られ、僅かに實行せる金解禁は不用意無準備の間、輕忽にこれを行へるためにあらゆる産業を萎縮せしめて無数の失業者を迫出し、財界を沈滞せしめて空前の不況を激成するの結果を招來したではないか、更にその外交に至りては毫も自主獨立の信念氣概なく、追隨屈從これ事とし徒らに外侮を買ふの醜態を暴露する外なかつたではないか、斯くして政策の破綻收拾すべからざるに至り、遂に閣内の統制を失して、土崩瓦解を遂げたのである。

今や國家内外眞に多事、未曾有の時局に直面し斯の如き失政の後を承けて起てるわが黨内閣は先づ以て前内閣の遺産たる百弊を清算するの

急務なるを感じ、組閣と同時に金輸出再禁止を斷行せるが、その如何に機宜に適せるかは萎靡消沈せし經濟界が遽に生色を呈し來れる事實が何より雄辯にこれを物語つてゐる更に進んでわが黨は内には、多年の主張に係る産業立國主義に則り諸業の興隆を謀りて當面の經濟國難を打開し、以て國民生活を安定せしめ行政機構を根本的に改革し、教育の根幹を確立して國民思想の健全なる發達を策すべく外には滿蒙喫緊の問

(前略) 前内閣の失政は、今においてこれを算ふるの煩に堪へない、その一枚看板たりし緊縮政策は如何、非募債主義は如何、國民負擔の輕減は如何、一切の公約聲明は事實の上に裏切られ、僅かに實行せる金解禁は不用意無準備の間、輕忽にこれを行へるためにあらゆる産業を萎縮せしめて無數の失業者を迫出し、財界を沈滞せしめて空前の不況を激成するの結果を招來したではないか、更にその外交に至りては毫も自主獨立の信念氣概なく、追隨屈從これ事とし徒らに外侮を買ふの醜態を暴露する外なかつたではないか、斯くして政策の破綻收拾すべからざるに至り、遂に閣内の統制を失して、土崩瓦解を遂げたのである。

今や國家内外眞に多事、未曾有の時局に直面し斯の如き失政の後を承けて起てるわが黨内閣は先づ以て前内閣の遺産たる百弊を清算するの

急務なるを感じ、組閣と同時に金輸出再禁止を斷行せるが、その如何に機宜に適せるかは萎靡消沈せし經濟界が遽に生色を呈し來れる事實が何より雄辯にこれを物語つてゐる更に進んでわが黨は内には、多年の主張に係る産業立國主義に則り諸業の興隆を謀りて當面の經濟國難を開し、以て國民生活を安定せしめ行政機構を根本的に改革し、教育の根幹を確立して國民思想の健全なる發達を策すべく外には滿蒙喫緊の問題を解決して日支親善の實を擧げ東亞全局の和平を實現して世界文化に貢獻するの大使命を果さなければならぬ。

しかもこの國家非常の秋に際し議會において少數黨たるわが黨が、その政策を實施してこの大使命を實行せんとせば、舉黨非常の覺悟を以て事に當るを要するは言をまたず特に憂國の赤誠に燃ゆる全國民の熱烈なる後援支持に待つ所甚大なるを痛感する、こゝにわが黨内閣成立最初の議會に臨むに方り、所信を披瀝して敢て天下に宣するゆゑである。

國難打開の大任一に我黨の双肩に

政友會大會席上

犬

養

總

裁演說

舊臘不肖恭しく大命を拜し内閣組織の大任に膺りました。内外極めて多事、加ふるに民政黨内閣の後を受け其施政の迹を匡正すべき急務に迫られ組閣直後、先以て金輸出の禁止と兌換の停止とを斷行し正貨の涸渇を防止し次で前内閣に於て決定したる増税計畫を拋棄して國民生活にこの上の重荷無からしめたのであります。幸に金の輸出禁止の結果は國民擧げて蘇生の思をなし、經濟界に活氣を呈するに至りしは寔に喜ばしき事であり、然るに圖らずも不祥事件に遭遇せしが故に恐懼に堪へず、直ちに閣下に伏して辭表を奉りたるに、聖仁洪大なる御諒を賜はり時局重大なる際なるが故に留任せよとの恩命を拜し、退いて閣議を定め留任の御受を致したのであります。萬世一系の特異なる我國體に鑑み斯る場合臣子の分として採るべきの途は唯二つであります。即ち退いて責任を果すべきか、進んで君國に報ずべきか、審思熟慮の末此際進んで責任を盡すべく決意致したのであります。之れを内にしては、斯る不祥事を起らしめざるため萬全の策を施すべく、これを外にしては滿蒙事變を解決して東亞全局の和平を確保し聖慮の萬一に報い奉らん事を決意致したのであります。

刻下わが國は内外未曾有の國難に際會して居ります。金輸出再禁止の如きは、急迫せるわが財界に處する應急對策の一段階に過ぎませぬ。萎靡沈滞の極に陥れるわが國民經濟を振興せしめて國民に生氣を興へ、陰慘なる空氣を一掃して前途の光明を認めしむるには、わが黨多年の主張なる産業立國の諸政策を斷行する外なき事を確信します。たゞ組閣後日淺く今期議會において豫算を改編して、わが黨の政策を實現し能はざりしは遺憾であります。但しかの増税計畫を拋棄せし事情はたゞ今述べたる通りであります。

わが國の行政組織は明治以來の傳統の弊を生じ、現代の國民生活に即せざる事甚しいのでありますその機構を根元より改革して事務の簡捷を期し民意の暢達を圖ることは、わが黨の年來の主張であります。

近來人心の弛緩深大なるものがあります、いはゆる思想善導は至重至難の問題であります、その根源たる自發の道念涵養のためには先づ

家庭における上長並に各學校における教員をして信念を持たしむべく、従つて國民教育特に師範教育の向上が肝要であります。

滿蒙問題に關しては、國論の歸趨已に明かなるのみならず、民族自決は現下國際間の通義であります、即ちかの地において國際既存の條約を尊重するは勿論、汎く門戸を開放してこれを内外人安住の地たらしむると共に、極東平和の楔子となし、中華全國多年の騷亂に因て生命財產の脅威に恐怖せる人類の避難所たらしめんとするのであります。従て滿蒙問題の解決は進んで東亞全局の和平を目標とするものであり。これが解決はわが帝國に與へられたる使命なりと確信します。

これを要するに國家の非常事に對しては國民の非常なる覺悟を要します。現下の國難打開は一つに懸つてわが黨の双肩にあります。ここに議會の再開に臨み、諸君の一層奮勵邦家のため盡瘁せられんことを切望に堪へません。

第三項 總選舉に必勝を期す政友會

政友會は來るべき再開議會が正に解散の運命にあることを看取して、目下政府との連絡問題を初め選舉幹部の組織問題等に就き種々考慮研究を重ねてゐるが大體の方針としては、

- 一、政府と與黨との間の圓滿なる連絡を圖る爲め政府側の閣僚中より一名選定すること。
- 一、總選舉に際しての選舉幹部組織問題には(一)幹事長を中心とし現任總務諸氏を補助委員として之に執掌せしむること、として所謂選舉幹部といふ特別機關の設置は見合すこと(二)前回の選舉の例に鑑みて選舉幹部を組織して選舉委員を設けること、但し其内委員長を置いて選舉事務の統一を圖ること

一、選舉戦に於ける根本方針としては(一)現代議士再選(二)公認候補の選定は各府縣支部の詮衡推薦を主義として進むことは前例の通りであるが新進候補の選定には本部としても、十分支部と連絡を取ること。

其他詳細なる選舉の事務に就ては更に政府との懇談に於て將た幹部會に於て、協調を遂げる筈にて議會解散となれば即日夫々の陣容を建てる準備を急いでゐる、而して黨幹部の目標は絶對過半数の當選者を獲得することにあるは、勿論であつて既に今日岡田總務(黨務主任)は毎日本部に居残つて前回の選舉の戦績及び地方情勢の調査に忙殺されてゐる態狀で黨務部としては、今回は前回の當選率に比し一府縣一人七分の割合で増加すれば約二百五十名の當選者を出すことが出来るので一人七分率を以て臨むの方針である。

第四項 政友會必勝の數的根據

來るべき總選舉に與黨は二百五十名を標準に絶對多數を獲得して政友會内閣の基礎を絶對安固ならしめねばならぬとの意氣込で、目下本部

支部それぞれ萬全の選舉對策を練りつゝあるが與黨が二百五十名を標準とする、基礎は充分確實なる資料によるものであるが、更に最良の成績で行くときは左の如く各府縣において増加するものとの計算を立ててゐる。(一印は増減なし)

△東京府

第三區

○一

△栃木縣

△長野縣

本部に居残つて前回の選挙の戦績及び地方情勢の調査に忙殺されてゐる態状で黨務部としては、今回は前回の當選率に比し一府縣一人七分の割合で増加すれば約二百五十名の當選者を出すことが出来るので一人七分率を以て臨むの方針である。

第四項 政友會必勝の數的根據

來るべき總選挙に與黨は二百五十名を標準に絶對多數を獲得して政友會内閣の基礎を絶對安固ならしめねばならぬとの意氣込で、目下本部

支部それぞれ萬全の選挙對策を練りつゝあるが與黨が二百五十名を標準とする、基礎は充分確實なる資料によるものであるが、更に最良の成績で行くときは左の如く各府縣において増加するものとの計算を立ててゐる。(一印は増減なし)

府縣	區	現在	増加
△東京府	第一區	二	一
	第二區	二	一
	第三區	一	一
	第四區	〇	一
	第五區	一	一
	第六區	二	一
	第七區	二	一
△京都府	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△大阪府	第一區	〇	一
	第二區	〇	一
	第三區	一	一
	第四區	一	一
	第五區	一	一
	第六區	一	一
△神奈川縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△兵庫縣	第一區	二	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△長野縣	第一區	一	一
	第二區	三	一
	第三區	一	一
	第四區	一	一
	第五區	一	一
△新潟縣	第一區	一	一
	第二區	二	一
	第三區	一	一
△埼玉縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△群馬縣	第一區	一	一
	第二區	二	一
	第三區	一	一
△千葉縣	第一區	二	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△茨城縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△栃木縣	第一區	〇	一
	第二區	二	一
	第三區	一	一
△奈良縣	第一區	一	一
	第二區	二	一
	第三區	一	一
△三重縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△愛知縣	第一區	二	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
	第四區	一	一
	第五區	一	一
△静岡縣	第一區	一	一
	第二區	〇	一
	第三區	二	一
△山梨縣	第一區	三	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△滋賀縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△岐阜縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△長野縣	第一區	一	一
	第二區	〇	一
	第三區	一	一
△宮城縣	第一區	二	一
	第二區	三	一
	第三區	一	一
△福島縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△岩手縣	第一區	二	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△青森縣	第一區	三	一
	第二區	二	一
	第三區	一	一
△山形縣	第一區	二	一
	第二區	二	一
	第三區	一	一
△秋田縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一
△福井縣	第一區	一	一
	第二區	一	一
	第三區	一	一

第十章 第六十議會解散

		犬		養		内		閣	
△石川縣	第一區	一	一	一	一	一	一	二	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
△富山縣	第一區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
△鳥取縣	全縣一區	一	一	一	一	一	一	一	一
△島根縣	第一區	一	〇	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	〇	一	一	一	一	一	一
△岡山縣	第一區	三	三	一	一	一	一	二	三
	第二區	三	三	一	一	一	一	一	一
	第三區	一	一	一	一	一	一	一	一
△廣島縣	第一區	二	一	二	一	一	一	一	一
	第二區	二	一	一	一	一	一	一	一
	第三區	一	一	一	一	一	一	一	一
△山口縣	第一區	三	三	一	一	一	一	一	一
	第二區	三	三	一	一	一	一	一	一
△和歌山縣	第一區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
△德島縣	第一區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
△香川縣	第一區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
△愛媛縣	第一區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第三區	一	一	一	一	一	一	一	一
△高知縣	第一區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
△福岡縣	第一區	二	二	二	二	二	二	二	二
	第二區	二	二	二	二	二	二	二	二
	第三區	二	二	二	二	二	二	二	二
	第四區	一	一	一	一	一	一	一	一
△大分縣	第一區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
△佐賀縣	第一區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
△熊本縣	第一區	二	二	二	二	二	二	二	二
	第二區	二	二	二	二	二	二	二	二
△宮崎縣	全縣一區	一	一	一	一	一	一	一	一
△鹿兒島縣	第一區	三	四	一	一	一	一	一	一
	第二區	三	四	一	一	一	一	一	一
△沖繩縣	全縣一區	一	一	一	一	一	一	一	一
△北海道	第一區	一	〇	一	一	一	一	一	一
	第二區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第三區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第四區	一	一	一	一	一	一	一	一
	第五區	一	一	一	一	一	一	一	一
計		一	七	一	三	二	一	一	一
		一	七	一	三	二	一	一	一
		一	七	一	三	二	一	一	一

△和歌山縣	第一區	一一	△宮崎縣	第一區	一一
	第二區	一一	全縣一區		一一
△德島縣	第一區	一一	△鹿兒島縣	第一區	一一
	第二區	一一		第二區	一一
△香川縣				第三區	一一

第十章 第六十議會解散

第一節 犬養內閣の施政方針

第一項 再開劈頭貴族院の大論戰

— 高橋藏相前内閣の財政策を難詰 —

貴族院本會議は二十一日午前十時五分開會解散のない貴族院ではあるが、衆議院の解散氣分が反映して議場には常になく一脈の緊張味がみなぎつてゐる。それに犬養首相、芳澤外相、高橋藏相の第一聲と柳澤伯等の質問などを聞かんものと傍聽席は満員すしづめの有様である。かくて十時七分徳川議長犬養首相をさしまねく首相はモーニングにそう身を包み施政方針演説の草稿を手にしながら登壇、聲はやゝ低いが莊重なる口調を以て施政方針の演説を始める、大逆事件に對する對策から財政方針の大綱に關する演説に入つた頃から首相の演説は漸く熱を帯びて一語一語力強く病後とは思はれない程である。犬養首相の演説は僅か十三分にして終了、コップの水も飲まず更に疲勞の色も見せてゐない。次いで芳澤外相登壇初舞臺にかかはらず流石國際聯盟理事會において鍛へ上げられただけにすこぶる落ちついた態度でその音吐も明朗で上出来であつた。かくて高橋藏相登壇老體かつ病後とは思はれぬ程の元氣で金輸出再禁止のやむを得ざるに至つた財界の事情を詳述して藏相の演説終るや柳澤保惠伯(研究)櫻田門事件に關し緊急質疑發言を求むる所あり徳川議長議場に諮り大多數の賛同を得て動議成立し柳澤伯登壇

去る一月八日の櫻田門外の事件につき現内閣は恐懼おく能はず直ちに辭表を捧呈したが厚き優詔により留保せられた、犬養首相は彼の大正十二年山本内閣當時も閣臣であり今日もまた朝に立たれてゐる。大正十二年の事件とは時局に相違あるとはいへ、その内容について全然同様と思ふ然るに大正十二年虎の門事件においては内閣は總辭職を執行し今回は留任した。これで果して輔弼の重責を果したといへるのか、また首相は口に思想善導を説かれてゐるが今回の留任は却つて思想を惡化せしむるものではないかと質問の矢を放つこれに對し、犬養首相登壇

山本内閣の時にちける自分の態度はあれで宜しいと思つた。即ち總辭職を執行することがよろしいと信じた然るに今回は留任することが

臣子の分として最善と信じたのである、山本内閣の時と今回とはその態度を異にしてゐる。然してこの變化のよつて來る所は私の修練の結果による心境の變化である。

と答辯し、次いで荒木陸相登壇

櫻田門事件は口にするさへ恐懼に堪へない、自分としては臣子の分として取るべき道を盡したのであつて今後とも至誠奉公の誠を盡すのみである。

と軍人らしく答辯し、更に中橋内相登壇

今回の我々の行動は即ち優詔を賜はつた以上は留任することが最善の道なりと信じて行動したのである。

との意味を低聲に答辯すれば『高聲に願ひます』と呼ぶものあり。柳澤伯再度起つて

犬養首相とは根本的に意見の相違があるから改めて後日適當の處置を取る。

旨をのべて質問を打切るついで、井上準之助氏

高橋藏相の金輸出再禁止に關する説明が事實と相違するところすこぶ多くこのまゝに放任する時は我國の對外信用にも影響するところ大であるからこの事實を明かにするために質問したい。

旨を述べて緊急質問の動議を提出すれば議場は一時に緊張す、よつて徳川議長はこれを議場に諮つたところ、賛否相半してをるので議長は記名投票によつて決定する旨を宣し、指名點呼を省略して直に堂々めぐりに入る。投票の結果 投票總數 三百二十一票 井上君の質疑を可とする者 百七十九票 否とする者 百四十二票 即ち三十七票の多數をもつて井上君に發言を許することに決し、井上準之助君(同成) 登壇

高橋藏相は濱口内閣の金解禁當時の事情についても非常なる思ひ違ひをしてゐるがこれ等は改めて質問することとし今日は再禁止當時の事情につき質問したい。

一、まづ高橋藏相は金本位を維持するには如何なることをお考へになつてゐるか、藏相は金解禁後正貨の流出が甚だしいために金本位制維持が困難になつたといふが事實はこれに反してゐるではないか故に事實によつて金本位制の維持が困難であるといふことを具體的に説明されたい。

二、昨年十月二十五日頃からドル買がなくなつて來たのに十二月十四日になつて金の再禁止をした理由はどこにあるのか、即ち十月二十五日以前ならばドル買を抑止する意味において必要であつたかも知れぬが、十二月十四日以後は全く何んの役にも立たぬものと思ふのであるがこの點を明瞭にされたい。

三、再禁止の結果は二ヶ年有餘にわたつて國民多數が苦心建設して來た金本位制を一朝にして覆した上に思惑をした二、三財閥を不當に利益せしめた以外に何等の利益がなかつた。これは現前の事實である、これが政治の要諦であるか、これで國民思想を善導することが出来るか即ちイギリスにおいて禁止した場合などはイギリス政府は最後の瞬間まで金本位制の維持に努力し、力盡きて禁止したのである。然るに現

持が困難になつたといふが事實はこれに反してゐるではないか故に事實によつて金本位制の維持が困難であるといふことを具體的に説明された。

二、昨年十月二十五日頃からドル買がなくなつて來たのに十二月十四日になつて金の再禁止をした理由はどこにあるのか、即ち十月二十五日以前ならばドル買を抑止する意味において必要であつたかも知れぬが、十二月十四日以後は全く何んの役にも立たぬものと思ふのであるがこの點を明瞭にされた。

三、再禁止の結果は二ヶ年有餘にわたつて國民多數が苦心建設して來た金本位制を一朝にして覆した上に思惑をした二、三財閥を不當に利益せしめた以外に何等の利益がなかつた。これは現前の事實である、これが政治の要諦であるか、これで國民思想を善導することが出来るか即ちイギリスにおいて禁止した場合などはイギリス政府は最後の瞬間まで金本位制の維持に努力し、力盡きて禁止したのである。然るに現内閣は何等の努力を拂はずに再禁止したのは餘りに輕卒ではなかつたか

と一々數字を擧げて金融論貨幣論を振りかざして藏相に詰め寄るこれに對し、高橋藏相登壇

井上君は金本位制を維持すれば國家國民が常に安泰であるかの如き意見のやうだがこの金本位制といふものは自國の力によつて維持されなければ何の役にも立たぬ、外國から借金したり他國の力で維持するやうであつては何の意味もなさない、即ち井上君は金本位制でなければ國が立つてゆかないやうにはれるけれ共支那はどうだ、銀本位制ではないか、それでも日支の貿易は圓滿に行はれるではないかまた井上君は準備なく再禁止したといふが井上君自身も大藏大臣就任直前、時の藏相三土君に金輸出解禁反對を陳情しながらその後間もなく大藏大臣に就任するや僅か二ヶ月で解禁したではないか、これを十分の準備といふことが出来るか、

と井上藏相に痛烈なる一矢を酬い更に再禁止の事情止むを得ざる所以につき詳述した後、
足りない所は速記録を見た上で答辯する
と答へ降壇すれば各所に拍手起り一時散會

滿洲事變の解決及經濟界の收拾

於 貴族院衆議院 犬養首相施政演說

諸君第六十回帝國議會に當り一言政府の所信を述べますことは私の光榮とする所であります。昨冬不肖忝しく大命を拜し内閣を組織致し、夙夜兢業輔弼の重責を全うせんことを希ひ内外の國務に當りたる際圖らずも不祥事件に遭遇し、恐懼おく所を知らず、直ちに闕下に伏して辭表を上りましたる所聖仁洪大なる御詔を賜り時局重大の際なるが故に留任せよとの恩命を拜し、退いて審思熟慮の末終に此際進んで責任を盡し益々粉骨碎身、事効を以て聖恩の萬一に報い奉らん事の閣議を定め、依て留任の御受を申上げ再び國務を執るに至つたのであります。

即ち將來かゝる不祥事を起さしめざる爲に萬全の處置を取るべきは勿論、外に於ては滿洲事變の解決、内においては經濟界の收拾等進んで責任を盡す事を以て此際臣節を全うする所以なりと信じたのであります。

滿蒙における今回の事變は刻下の重大なる問題であります、この事變は錦州の東北軍撤退により一段落を告げたのであります、滿蒙をして内外人安住の郷たらしめんとするの大業は引續き今後にまつべきであります、元より吾國が隣邦に對して毫も領土的野心を懷くものではなく吾の望む所は既存の條約の尊重であります。既得の權益の擁護であります。吾國策の根幹たる滿洲における門戶開放も全くこの礎石の上に

立たねばなりません、かくして初めて東洋の平和を確保し、その特有の文化を榮えしめ、延いては世界人類の文明に貢献せんとする日支兩國間永遠の關係が建立せらるゝのであります、此根元定まらざるにおいては今後といへども幾多の波亂の發生する恐あるやを憂ふるのであります、然してこの根元を定むるの大目的の爲に目下酷寒の地において艱苦せる吾國軍の將士に對しては、此際政府は國民一般と共に深厚なる敬意を表するものであります。政府は特に各地方長官に命じこれ等將士の家族に對して十分の保護を爲さしめ、遠隔の地に在る者をして後顧の憂なからしめ以て國家即一家族の美風を發揚せんことを期したのであります。

政府は内外の情勢に鑑み組閣の劈頭において金輸出の禁止並に兌換の停止を斷行しましたこれを以て正貨の流出による危難を防止し、産業の崩壊を避け國民生活安定の新活路を開拓せんとしたのであります、即ち金の輸出禁止に依て行き詰れる局面をまづ以て矯正し、矯正せられたる基礎の上に吾々の信ずる經濟財政政策を建設せんとするものであります内政一般に關して吾々は在野時代において既に政綱政策の宣明したるものがあります、政府は時宜に應じ緩急を圖り順を逐うて着々これを實行する考へであります、最近農商工各業を通じて疲弊困憊その極に達し巨多の失業者の續出せることは深憂に堪へませぬ。特に東北地方の窮狀に至つては眞に同情に餘りあります、思ふにこれ等の事態は米穀蠶糸を始め一般の物價が激落し金融も亦極度に硬塞せる結果であり、之が回復は睫眉の急務であります政府がこの救濟策を樹つるに當つては國家經濟の大本に基いて各部分を整備統制せしめんとするのであります、即ち内にありては産業助長の積極策を取り外に向ては關稅を整調して貿易の増進に資せんとするのであります、もちろん産業の振興に就ては特に金融との緊密なる聯繫を保ちそのいづれにも偏重せざるやう留意します然しこれ等の施設を昭和七年度の豫算案において實現することは議會開會前餘日なかりしが、故に止むを得ず大體において前内閣の立案せるものを踏襲しましたが、たゞ彼の増稅計畫の如きは國民生活の實情に鑑みてこれを中止したのであります。

現下生活の不安が延いて國民の思想を險惡ならしめたることは政府のもつとも憂ふる所であります。凡そ健全なる思想は相愛共存の心でありこの心の發生する根本道念の涵養は宗教及び教育に待つの外は無いのであります、教育においては先づ家庭に源を發し次いで小學校において素地を作るが故に教育者が教育勸語の御趣旨を服膺するはもちろん、身を以て子弟に感化を與ふるやう各自信念を體得すべく、これが爲には先以て國民教育殊に師範教育の改善が肝要事であります、加ふるに一部の奢し行爲を牽制して政治の惠澤を普遍ならしめねばなりません、行政の刷新に關しては機構の簡易單純なるを目的とし、各部の官吏をして統制の下に綱紀を振肅せしむるに在りますこの結果上長の命令は直に下僚に行はれ、下僚又よく安んじて其能を發揮すべく、而してこの新氣運が各官署に接觸する國民に對して與ふる便宜の深大なるを疑ひませぬ。

猶外交問題に關しては外務大臣より、又經濟問題特に金輸出再禁止を斷行するのやむを得ざりしことにつきてはこの際大藏大臣より説明することに致します。何卒政府の意の存する所を諒とせられんことを望みます。

滿洲に於ける我が立場は絶對的

於 貴族院衆議院 芳 澤 外 相演說

帝國目下の外交問題の内重要な案件についてこゝに所見を陳述致しまするは私の欣幸とする所であります。外交案中わが國に取り最も重

には先以て國民教育殊に師範教育の改善が肝要事であります、加ふるに一部の奢し行爲を牽制して政治の惠澤を普遍ならしめねばなりません、行政の刷新に關しては機構の簡易單純なるを目的とし、各部の官吏をして統制の下に綱紀を振肅せしむるに在ります、この結果上長の命令は直に下僚に行はれ、下僚又よく安んじて其能を發揮すべく、而してこの新氣運が各官署に接觸する國民に對して與ふる便宜の深大なるを疑ひませぬ。

猶外交問題に關しては外務大臣より、又經濟問題特に金輸出再禁止を斷行するのやむを得ざりしことにつきてはこの際大藏大臣より説明することに致します。何卒政府の意の存する所を諒とせられんことを望みます。

滿洲に於ける我が立場は絶對的

於 貴族院衆議院

芳 澤

外

相演説

帝國目下の外交問題の内重要な案件についてこゝに所見を陳述致しまするは私の欣幸とする所であります。外交案中わが國に取り最も重要にして同時に世界の耳目を聳動したるものは申すまでもなく滿洲事變であります。元來支那は我隣邦たる關係上わが國に取り政治上、經濟上及社會上頗る重要な關係を有する次第でありますが、殊に滿洲については過去の歴史及接壤關係等より政治的考量を要すること頗る大なるものがありまた滿洲における治安の消長がわが國に對し極めて緊切なる影響を與ふることは論をまたざる所であります。しかのみならず日本は滿洲及内蒙古において百萬以上の居留民を有しまた租借地、鐵道、炭坑等に關し條約上乃至契約上幾多の重要な權益を有して居りますしかるに近年支那官憲は滿洲が日本の努力により今日あるを得たる歴史を藐視し、わが方の寛大なる態度に狃れて帝國臣民を迫害し、わが條約上乃至契約上の權利、利益を蹂躪したる實例頻々として起りわが國はこれに對し屢々抗議を提出し警告を與へたのであります、殆ど何等の効果なくこれがため日本の同地方に對する政治的關係に頗る不安を加へたのみならずわが權利利益が頗る危殆に陥りたることは否むことが出来ませぬ、その結果わが朝野の感情次第に刺戟せられたる際偶九月十八日夜鐵道爆破事件が突發して日支兵の衝突となり事態發展して滿洲における政情もまた一變するに至つた顛末は既に御承知の通りであります。抑も滿洲は極東治安の關鍵とも稱し得るのであります、日露戰爭以前においても既に左様でありましたが、今日においてはその一層適切なるを覺ゆるのであります、殊にわが國としては絶大なる權益を有するが故に從來支那本部における内亂の滿洲に波及せむとしたる場合わが國は極力これが防遏に努力しました。これ畢竟滿洲における治安の維持はわが國に取り絶對に必要なるがために外なりませぬ、幸ひ過去においてはわが方の努力により支那本部における内亂に拘らず、滿洲のみは殆ど別天地の如くその影響を受けなかつた次第であります。若し近年におけるが如く支那側の不法行爲なくわが方の條約上乃至契約上の權利にして尊重せられて居たならば假令九月十八日の事件があるにしても今日の如き紛糾を見ることはなかつたものと信じます、前述の如く過去における滿洲の治安は主としてわが國により維持せられたのであります、將來においてはこの點に關するわが國の責任は加重するも輕減することはないと考ふるのであります、日本の滿洲に對する立場は右の如くであります、こゝに一言を要するは日本は滿洲において領土的企圖を有するものではありません、また既存の諸條約は申すに及ばず門戸開放機會均等の主義を尊重することも勿論であります。日本の滿洲に對して要望する所は、同地方の治安の確保及經濟的開發によつて内外人安住の地となることに存する次第であります、兎に角滿洲事變は日本の正當防衛に基くものであり、排日運動は支那側の謬見に基くものであつて要するに兩者とも支那側において反省してその態度を徹底的に改むることを必要とするものであります。尤も支那一般人民及び有識者はわれを敵視するものではないのみならずその衷心においてはわれに對して寧ろ友好的であると信じます。從て兩國間における通常關係の回復については必ずしも悲觀を要しませぬ、日支兩國は相互に敬愛し不

良の關係はこれを除外例となし原則として親善なるべきであつてこの事が兩國に利益であることは申す迄もありません。滿洲事變は當時壽府に開催中の國際聯盟總會及理事會に可なりの衝動を與へましたが、帝國政府は聯盟に對しても米國に對しましても常に滿洲事變に關するわが方の立場を明かにして來たので兩者共に漸次わが方の態度を了解して來た次第であります、はたまた滿洲事變に際しソヴェット聯邦政府が中立不干渉の態度を持って變らざることは帝國政府の満足とする所であり、來る二月二日より開催せらるべき軍縮會議に關しては帝國政府はすでにその方針を決定してこれをわが全權委員に授けました。この會議は陸海空三軍にわたる最初の大會議でありますから、世界のこれに期待する所は尠くないのであります、帝國政府としては固よりわが方の主張の貫徹を期すると共にこの會議が公正且合理的の結果をもたらして恒久的世界平和の確立に寄與するに至らむことを切望する次第であります。惟ふに開國進取は維新以來渝らざる日本國民の精神でありまして、知識を世界に求むるは明治大帝の御誓文に基く日本國民の大方針であります、従つて飽くまでわが權益を擁護すると同時に廣く世界各國と相協力して、文明の惠澤に浴せむことは帝國外交の理想とする所でありまして私はこの理想の下に國利民福の増進を計らむことを期するものであります。

金輸出再禁止は時局匡救の第一歩

貴衆兩院にて

高 橋

藏

相演説

諸君私は金の輸出再禁止を必要とせる、我國經濟界の情勢に就いて、此の際特に政府所見の一端を申し上げます。

昭和四年七月、濱口内閣の成立するや、金解禁を以て主要政綱と爲し、之が遂行の準備として財政の緊縮國債の整理、消費の節約を強調し豫算に付ても極端なる節約緊縮を實行したのである。之が爲に我が經濟界は日に月に不況に沈淪し、産業は衰頹し物價は暴落して農、工、商等の實業に従事する者は、苟も物を作れば損失を招き之を賣れば更に其の損失を加ふるの有様であつた、勿論世界不況の影響が我國に波及した事も争はれない事實である、世界各國は孰れも戦後の財政整理に努むると同時に、金本位制の復活に専念し、其の前後を通じて財政金融上に收縮政策を行ふに急なりしを以て世界的に増大したる物資の供給と之を消化すべき購買力との間に均衡を失し爲に物價の下落となり、失業者の増加となり米佛兩國を除くの外概ね所謂不景氣風に襲はれつゝあつたが、其の米國も一昨年十一月、遂に財界の恐慌を惹起したることは御承知の通である而して此の恐慌は更に世界的不況を激成し、物價の暴落、失業者の激増一層甚しきを加へ、從來不況中にも尙幾分餘裕を存したる諸國をも驅つて、遂に未曾有の世界的不景氣を捲き起すに至つたのである、然るに井土藏相は米國の恐慌は其の金利を低下せしむべきを以て我國が金解禁を爲すも正貨流出の憂なきに至りたるものと推斷し、天佑とまで稱して此の時を選びて金解禁の決心を堅め、同年十一月二十一日に至り大藏省令を公布し昭和五年一月十一日を以て愈々金輸出禁止の解除を斷行したのである。

當時我々が金解禁の未だ其の時期に非ざるを信じ、極力之に反對したることは諸君御承知の通である。然し乍ら政府が一旦之を決行したる

以上は最早争ふべきものではない。唯其の對策に錯誤なからん事を冀ひ、靜に其の爲す所を注視して居つたのである、然るに解禁後に於ける實情は悉く前内閣の豫測に反し、財界の不況益々深刻となり、物價は低落して止まる所を知らず、産業の不振は極度に達し、社會思想上憂ふべき現象を呈し租稅公課の負擔は實質上益々重きを致し、殊に正貨の流出は前内閣の聲明を裏切りて甚だしき巨額に上り爲めに金融は逼迫し

者の増加となり米佛兩國を除くの外概ね所謂不景氣風に襲はれつゝあつたが、其の米國も一昨々年十一月遂に財界の恐慌を惹起したることは御承知の通である而して此の恐慌は更に世界的不況を激成し、物價の暴落、失業者の激増一層甚しきを加へ、從來不況中にも尙幾分餘裕を存したる諸國をも驅つて、遂に未曾有の世界的不景氣を捲き起すに至つたのである、然るに井土藏相は米國の恐慌は其の金利を低下せしむべきを以て我國が金解禁を爲すも正貨流出の憂なきに至りたるものと推斷し、天佑とまで稱して此の時を選びて金解禁の決心を堅め、同年十一月二十一日に至り大藏省令を公布し昭和五年一月十一日を以て愈々金輸出禁止の解除を斷行したのである。

當時我々が金解禁の未だ其の時期に非ざるを信じ、極力之に反對したることは諸君御承知の通である。然し乍ら政府が一旦之を決行したる

以上は最早争ふべきものではない。唯其の對策に錯誤なからん事を冀ひ、靜に其の爲す所を注視して居つたのである、然るに解禁後に於ける實情は悉く前内閣の豫測に反し、財界の不況益々深刻となり、物價は低落して止まる所を知らず、産業の不振は極度に達し、社會思想上憂ふべき現象を呈し租税公課の負擔は實質上益々重きを致し、殊に正貨の流出は前内閣の聲明を裏切りて甚だしき巨額に上り爲めに金融は逼迫し經濟界の極端なる不振不況は延いて國家及び地方財政の窮乏となり、前内閣の方針に反したる公債又は借入金をして非ざれば歲計上收支の均衡を得る能はず、昭和五年度六年度の歲計は、孰れも議會に於ける言明を裏切り巨額の歲入不足を生じ、殊に昭和七年度豫算の如き前内閣の計畫に依るも一億三千萬圓を超ゆる公債を發行し、其の上に五千六百萬圓以上の増税を行ふに非ざれば、豫算を編成する能はざるに立至つて居つたのである、即ち前内閣の金解禁政策、並に其の後の財政經濟策は、總て所期に反し、我が國民經濟は極度に困憊し、前途暗澹たる状態に陥つたのである。

斯くして若槻内閣倒れ現内閣の成立を見るに至つたが、現内閣は各般の狀態に鑑みて、組閣後直に金輸出の再禁止を斷行したのであります即ち我等はこれを以て時局匡救の一步と信じたのみならず、當時の我國の實情は當局の好むと好まざるとに拘らず、到底金本位を維持し難き状態にあつたのであります、今これを事實に依て説明し度いと思ひます。前内閣は金解禁の實行上在外正貨補充の必要ありとし、昭和四年七月以降盛に外貨の買付を行ひ同年十二月までの間において、その金額は一般會計において六千四百三十餘萬圓預金部において一億五千二百五十餘萬圓合計二億一千六百九十萬圓に及び右の外日本銀行の買上げたる外貨二千餘萬圓を加ふる時は在外正貨の買上總額は二億三千七百萬圓に上り解禁後自由に處分し得べき在外資金三億四百萬圓に達する旨を聲明しました。尙且つ政府は一億圓の「クレヂット」を英米に設定したる趣を公表し國民に對し解禁を爲すも正貨流出を懸念する要なしとの旨を明したのであります。然るにこの在外正貨の充實なるものは或部分は政府の支拂に利用せられ或は當時解禁に依る爲替の騰貴を見越し圓買の思惑的需要の盛なるに乗じ政府の損失において、正金銀行をして賣向はしめたるに外ならざるが故爲替回復し思惑の目的を達すれば圓賣外貨買の需要起るは當然でありまして、殘る所は政府の損失のみで、この點は會計検査院の指摘したる通であります。

果然爲替相場は金輸出の解禁に關する大藏省令公布日たる昭和四年十一月二十一日には對米四十八ドル八分の五を示し、十二月九日には遂に四十九ドル臺に達し市場は從來の外貨賣より一轉外貨買の氣配に轉じこゝに早くも在外正貨減少の端緒は開かれたのであります。即ち正金銀行は日本銀行より在外正貨の拂下を受け又は政府在外正貨の預入れを受けてドル又はポンドを賣つたのでありまして、解禁實施の昭和五年一月十一日における在外正貨は既に著しく減少し、將來の爲替資金として使用し得る額は政府及日本銀行の所有を合して約一億五千萬圓に過ぎざるの狀態にあり、解禁聲明當時の三億圓は既にその半額以上を失つて居つたのであります。從て一月十一日解禁實施後在外正貨賣却の要求に對しては十分之に應ずるの餘力なく結局海外送金は正貨の現送を爲すより外なきこととなり、一月二十一日外國銀行先づ現送を開始し、

同三十一日以後は内外銀行續々と現送を實行し一月より六月までの半年間に約二億二千五百萬圓の正貨の流出を見解禁當時の聲明を裏切ることをなりました。然も井上大藏大臣は我が特殊爲替銀行たる横濱正金銀行をして現送を爲さしむることを好まざりし爲同行獨り現送を行はず自然その海外資金にも著しき窮乏を告げたるに反し、隨意に現送を行ふ外國銀行は次第に我爲替市場の實權を握り、五年上半期においては我爲替市場は全然外國銀行の支配下に歸するに至りました。然してこれ等外國銀行はその獨占的地位を利用して現送と賣爲替との差益を大にする爲、爲替相場の引下げをなし一月より四月までの如き四十九ドル四分の一乃至四十九ドル十六分の一と云ふが如き金本位制の下に於ては有るまじき相場を現出したのであります。

固よりかくの如き不自然なる現象は永續すべきものでなく政府も外國銀行の爲替市場獨占の弊に堪へずして寧ろ正金銀行をして爲替を賣却せしむるを可とする方針に改め同行は大藏大臣の旨を受け昭和五年七月三十一日以後所謂爲替統制賣を開始したのであります。即ち正金銀行は爲替の直物先物を無制限に四十九ドル八分の三の割合を以て賣却を開始し、これが決済に付ては差當り借入金にて間に合せ置き、出合又は解合に依り決済を得ざる分は現送を許可すといふ諒解を興へて實行せしめたのであります。これは解禁するも正貨流出せずと聲明したる關係上正貨の流出を防止せんとする窮策であつて、これがため正金銀行の固有の業務を害し、今日の如き難問題の端を開いたことはすこぶる遺憾とする所であります。昭和五年下半期以後財界の悲觀はいよゝ強まり、又内地の變態的金融緩漫の影響として日本の外貨公債に對する投資其の他の資本逃避額は漸く増加し、正金銀行の統制賣はこれが爲甚しく増加しました依て正金銀行はこれが決済の爲昭和五年九月二十六日以後正貨の現送を開始し十二月までに合計六千八百餘萬圓を現送しました。かくて解禁第一年の正貨流出高は實に合計三億八百餘萬圓の巨額に達したのであります。

昭和六年に入り金融界は異常の緩漫状態を呈し外貨邦債の利廻は内國債に比し遙かに有利となりたる爲、外債の買付激増し正金銀行の統制賣はこれに應じて増加せざるを得ざるに至りました。殊に七月に入るや獨逸財界の破綻暴露し、九月十八日には滿洲事變突發し同二十一日には英國の金本位停止を見るに至りドル買の需要は猛然として起り正金銀行に殺到したのであります。本邦在英資金は英貨の低落により固定状態に陥れる爲新にドル資金の調達を要したると、我國も又遠からず、金本位停止のやむべからざるに至るべきことはいやしくも財界の事情に通ずるもの、豫見し得べき處であつた爲、輸入商は輸入資金の手當を急ぎかつ投機思惑も加はつたのでありますから、これを自然のまま放任せばドル賣の非常なる巨額に上るべきは當然であります故に前内閣としては熟慮省察、斷固として其の非を改むべき時機に遭遇したのであります。即ち形勢甚だ非なるを察して金の輸出を禁ずるかさもなければ資本の流出及爲替の思惑を取締まるべき立法乃至行政上の手續を講ずべきであつたのであります。

前内閣は行懸り上依然として正金銀行をして統制賣を續行せしむると云ふ最惡の方法を選んだのであるが、僅の期間に三億數千萬圓の巨額

に上るを見て當局も漸くその結果の重大化せるに驚かざるを得なかつたのであります。即ち實業界の有力者を集めて金本位擁護に對する協力を求むると共に突然高金利政策に出で、十月十一月二回に渡り日本銀行公定割引歩合を引上げ金融上の壓迫により爲替の解合を爲さしめんと

定状態に陥れる爲新にドル資金の調達を要したると、我國も又遠からず、金本位停止のやむべからざるに至るべきことはいやしくも財界の事情に通ずるもの、豫見し得べき處であつた爲、輸入商は輸入資金の手當を急ぎかつ投機思惑も加はつたのでありますから、これを自然のまま放任せばドル賣の非常なる巨額に上るべきは當然であります故に前内閣としては熟慮省察、斷固として其の非を改むべき時機に遭遇したのであります。即ち形勢甚だ非なるを察して金の輸出を禁ずるかさもなければ資本の流出及爲替の思惑を取締まるべき立法乃至行政上の手續を講ずべきであつたのであります。

前内閣は行懸り上依然として正金銀行をして統制賣を續行せしむると云ふ最悪の方法を選んだのであるが、僅の期間に三億數千萬圓の巨額に上るを見て當局も漸くその結果の重大化せるに驚かざるを得なかつたのであります。即ち實業界の有力者を集めて金本位擁護に對する協力を求むると共に突然高金利政策に出で、十月十一月二回に渡り日本銀行公定割引歩合を引上げ金融上の壓迫により爲替の解合を爲さしめんと欲したのであります、然もこの手段失敗するや直接解合を勸告したるもこれに應じたるものほとんど無く唯二三の銀行會社等がその受渡の一部を先物に延期することを承諾したるに止つたのであります。されば政府は遂に正金銀行をして統制賣を中止せしむるの外なかつたのであります。然れどもその時既に統制賣の總額は七億五千四百餘萬圓の巨額に上り、内閣更迭の際には未決済殘高尙二億圓以上を存し、全く收拾することの出来ない事態に陥つて居つたのであります。この未決済の分に對し前内閣當局は内閣が依然存續して居つたならば解合を爲さしむる事が可能であつたと云ふ事を強辯してその責任の回避に努めて居りますけれども、一昨年七月末以來昨年十二月初旬に至るまで解合の行はれし總額はほとんどいふに足らざる少額なりし事によつてこれを見るも殘存額の解合の不能なりしことは明白なる事實であります。殊にこの不能なる解合を強制せんと欲して一般財界を壓迫し産業を死滅に瀕せしめ、年末に際して經濟界に恐慌状態を引起すをも意に介せざりしが如き無謀の甚しさものといはねばなりません。

そも、前内閣當局が爲替統制賣を行はしむるに當り日銀及正金首腦部と所謂「話し合ひ」を爲したるに止まり、政府の決定として正規の手續を踏まず、獨斷專行然も秘密裡にこの冒險を敢行したるは明かであり、同時に内閣更迭の際に前藏相が急ぎ日本銀行に交付せる統制賣に關する承認書の如きも閣議の決定を経たるものでもありません、故に現内閣としてはこれが爲何等の拘束を受くべき性質のものに非ずして全く自由の立場にあるは明白であります、然しながらこれを放任するにおいては正金銀行は非常の窮境に陥り延いては海外に對し我國の信用をも毀損するの恐なしとせざるを以て、現内閣は止むを得ず昨年十二月合計五千萬圓の現送を許可し、現在もその善後策に對しては深き考慮を拂ひつつある次第であります、要するにかくの如き難問題を今日に残したるは全く前内閣が無謀に然も國民の耳目をえんべいして正貨に對する一大投機を行はしめつつありたる結果なりと斷言せざるを得ないのであります。

思ふに金の輸出再禁止は國民の大多數をして總括的窮乏の苦惱より脱出せしめやがて産業を振興し生活の安定に向はしめんとする時局匡救の第一歩であると思ひます。これにより不自然なりし爲替相場は低落し物價は對內的に騰貴し對外的には却て低落するの道理に基き國內産業の刺激となり、延いて外國貿易上にも好影響を及ぼし不況打開の初光がこゝに現はれたのであります然れども固よりこれは單に新たなる經濟的基礎が現はれたるに止まり、未だ周圍の還境が全面的に緩和せらるゝに至つた譯ではありません、従つて國民はこの新たなる基礎の上に立ち緊張したる精神を以て堅實なる方針の上に奮勵事に當り、いやしくも一時の反動景氣に酔ふが如きことなき様深く戒めて、官民一致一大決心を以てこの經濟難局を打開せねばならぬと考ふる次第であります。

昭和七年度豫算案説明

於 衆議院 高 橋 藏 相演説

二十一日の衆議院本會議における高橋藏相の財政演説(貴族院における經濟演説の部分を除く)は左の通りである。

諸君私はこゝに昭和七年度歳計豫算に關しその大要を説明するの光榮を有します御承知の如く現内閣は昨年十二月中旬に成立致しましたので、新なる方針を樹てて昭和七年度豫算を編成するの餘日がありませんでしたから、やむを得ず大體において前内閣の決定したる概算を踏襲することとし、現内閣の政策に關する新規事項はこれを今後に譲ることと致しました。

右により編成したる昭和七年度總豫算は歳入出共に十三億九千七百餘萬圓にして歳入にありては經常部十二億三千八百四十萬餘圓、臨時部一億五千八百六十餘萬圓、歳出にありては經常部十一億四千三百三十餘萬圓、臨時部二億五千五百七十餘萬圓であります。今これを前年度豫算に比較致しますれば歳入にありては經常部において一億五千八百五十餘萬圓を減少し、臨時部において六千六百三十餘萬圓を増加し、差引九千二百十餘萬圓の減少であります、又歳出にありては經常部において四千百餘萬圓、臨時部において五千七十餘萬圓、合計九千八百十餘萬圓の減少であります。

次に歳入豫算減少の主要なるものを挙げますれば租稅收入において九千二百六十餘萬圓、印紙收入において八百六十餘萬圓、官業及び官有財産收入において五千九百四十餘萬圓であります右の如く昭和七年度歳入豫算の減少額はすこぶる巨額に達し、到底普通歳入のみをもつて歳出を支辨することが出来ませんから、既に公債法の成立して居る事業費、即ち電話交換擴張費、震災善後費、道路改良費並に電信擴張及び改良費を公債支辨に移すと共に結局歳入不足を補填するために九千六百四十餘萬圓の公債を發行することと致しました。尙前内閣は昭和七年度豫算において約五千六百萬圓の増税を行ふの計畫を樹ててをたつたのでありますが、現内閣は國民全般の疲弊既に甚しきものあることを認め寧ろこの場合においては經濟力の回復増進を計ることを首とすべきであると考へます。しかして、假令増税を行ふといへども國民經濟力の現状においては果して豫定の收入を擧げ得るや否やが疑問であるのみならず、内閣成立以來餘日幾何も無く、前内閣案の適否につき十分なる調査を行ふいとまがありませんでしたから、大體において前内閣の豫算計畫を踏襲したるにも拘らず増稅案のみはこれを見合はすことと致したのであります。

昭和七年度において歳出豫算の財源として發行する公債は一般會計及び特別會計を通じ、一億九千百餘萬圓でありますこれが内譯は一般會計の分電話事業公債千七百五十餘萬圓、震災善後公債七百六十餘萬圓、道路公債百萬圓、電信事業公債九十餘萬圓及び歳入補填公債九千六百四十餘萬圓、合計一億二千三百五十餘萬圓であつて特別會計の分鐵道公債四千九百萬圓、朝鮮事業公債千四百九十餘萬圓、臺灣事業公債三百萬圓、關東州事業公債六十萬圓、合計六千七百五十餘萬圓であります。

以上述ぶるが如く昭和七年度においては歳入の減少著るしく、巨額の公債の發行を必要とする事情にありますから、國債整理基金の繰入は一般會計及び特別會計を通じて一部これを中止し國債發行額の減少をはかることと致しました、即ち前年度首における國債總額の萬分の一の百十に相當する金額の繰入はこれをその三分の一に減額し、又前々年度において一般會計の歳計上新に生じたる剩餘金の四分の一に相

すことと致したのであります。

昭和七年度において歳出豫算の財源として發行する公債は一般會計及び特別會計を通じ、一億九千百餘萬圓でありますこれが内譯は一般會計の分電話事業公債千七百五十餘萬圓、震災善後公債七百六十餘萬圓、道路公債百萬圓、電信事業公債九十餘萬圓及び歳入補填公債九千六百四十餘萬圓、合計一億二千三百五十餘萬圓であつて特別會計の分鐵道公債四千九百萬圓、朝鮮事業公債千四百九十餘萬圓、臺灣事業公債三百萬圓、關東州事業公債六十萬圓、合計六千七百五十餘萬圓であります。

以上述ぶるが如く昭和七年度においては歳入の減少著るしく、巨額の公債の發行を必要とする事情にありますから、國債整理基金の繰入は一般會計及び特別會計を通じて一部これを中止し國債發行額の減少をはかることと致しました、即ち前年度首における國債總額の萬分の一の百十に相當する金額の繰入はこれを三分の一に減額し、又前々年度において一般會計の歳計上新に生じたる剩餘金の四分の一に相當する金額の繰入は全部これを停止することと致しました。その結果昭和七年度における減債基金の繰入額は二千六百八十餘萬圓となり、繰入停止額は四千七百餘萬圓にして内一般會計の分は三千五十餘萬圓であります。

第二項 首相緊急閣議に解散決意を明かす

對議會の微妙かつ斷乎たる決意を要する最高方針の舉措一切を擧げて犬養首相に一任した政府は重苦しさ空氣にとざされた二十一日の再開議會に當面し、貴族院の開會に先だち全閣僚登院し午前九時半院内大臣室に參集し貴族院の情勢にもとづきその對策を講ずるため緊急閣議を開き豫想された柳澤井上兩氏の緊急質問に對する、態度を協議し更に貴族院本會議散會後再度の緊急閣議を開會した。數日來輕症のため重要閣議にも出ず専ら英氣の保養につとめ元氣一杯で登院した。犬養首相は再度の閣議においてはじめて衆議院に對する確乎たる態度即ち

少數黨を基礎とする内閣を以つてしては到底内外の重要諸政策を圓滿に遂行することを期し難く信を國民に問ふの外なしとする憲政の本義に則る直截簡明なる解散斷行の決意を披瀝した、これにより閣議は解散斷行の上は犬養首相の名を以て直ちに如上の解散理由を聲明すべきことを決し如何なる機會に解散を斷行するかは何等の論議もなく、重ねて犬養首相に一任し、ここに政府として取るべき萬般の準備を整へ二時散會し衆議院本會議に臨んだ。しかして犬養首相の肚裡は飽くまで軌道を踏んで誤りなきを期し最後の手段に出でんとする意向を有してゐる。

第二節 第六十議會再開直ちに解散

第一項 再開の衆議院風雲急

第六十議會最後の日は遂に來た、泣くも笑ふもけふ一日、夕刻前の解散は到底免れぬと見てか議場の内外は朝來異常の緊張に包まれてゐるこの日計らずも展開された貴族院における高橋藏相對井上前藏相の白熱せる一騎打は衆議院を極度に刺激し政府與黨は充分の覺悟を有しはち切れる元氣を以てのぞみ野黨は續いて臣節問題を以て攻撃せんものと午後二時けたたましく響き渡る振鈴の響きと共にドヤ／＼と議場になだれ込んだ、然し前の與黨は今の野黨、攻守陣を換へて對峙すれば流石絶對多數を誇る、民政黨の陣營にも一まつのさびしさを漂はしてゐる

ことは争はれないかくて定刻に遅ること一時間にして開會を告ぐれば政府側は高橋老藏相を先頭に犬養首相鈴木法相等の順で静々と入場して各國務大臣ずらりと大臣席につくこの間まで政黨内で活躍した安達派も無産黨國民同志會等の諸君と共に第一控室の席についたが、安達君は顔を見せてゐない、かくて中村議長開會を宣す。

中村議長は開會を宣した後議長席に起立し

申すも恐れ多い次第であるがこの間櫻田門で不祥事件が起つたことは恐くにたへぬところである。當時議長は旅行中であつたが急ぎ歸京して天機、並に御機嫌を奉伺した。

とて詳細に報告し施政演説のため犬養首相をさしまねく、政友會の割るるが如き拍手に迎へられて、犬養首相登壇、

意外な元氣を見せて留任事情、滿洲事變、金輸出再禁止等内外の重要政策にわたつて午前中貴族院でなしたものの(前掲)と同一の朗讀演説を試みれば野黨席から時々『聞えない』の聲が起るが首相は『静かにしてゐれば聞える』と手で野黨席を制しながら演説を進める。かくて首相の施政演説は約二十分で終り次いで

芳澤外相の外交演説に移る、外相は議場の演説不慣れのためか案外精彩を欠ぐ感はあつたが熱心に我が外交方針(前掲)を説き滿蒙問題の重要性、滿洲事變對策、聯盟理事會の經過等を説明すれば兩黨ともおとなしく聞いてゐる。かくて高橋藏相の財政演説となり二時五十分高橋藏相徐ろに演壇に立つ、藏相また病後に拘らず元氣な所を見せてまづ

明年度豫算の内容を説き豫算案は大體前内閣案を踏襲したが増税計畫のみはこれを中止した

と述べれば與黨は手をうつて喜ぶ藏相次いで前内閣が無準備な金解禁を斷行してわが財界を不況に陥れた點を論難し、その結果失業者續出となり物價暴落を來たしたことを指摘し、前内閣の財政經濟政策を全面的(前掲)に攻撃すれば野黨側は憤慨して隨所に野次が起るが藏相これに構はず痛烈に井上財政を追究し、野黨は『ドル買ひ〜』と連呼する、かくて具體的事實を擧げて金再禁止までの事情を説明し將に藏相の演説を終へんとする間一髮森書記官長は紫のふくさに包んだ解散の詔書を田口書記官長に手交し、中村議長は直に議長席に起立して總員起立のうちうやくしくこれを朗讀した、時正に三時二十三分、これと同時に朝野兩員は一せいに萬歳を呼號し異常な緊張に包まれて退場した

詔 書

朕帝國憲法第七條ニ依リ衆議院ノ解散ヲ命ス

御 名 御 璽

昭和七年一月二十一日

各 國 務 大 臣 副 署

のうちにうやくしくこれを朗讀した、時正に三時二十三分、これと同時に朝野兩員は一せいに萬歳を呼號し異常な緊張に包まれて退場した

詔書

朕帝國憲法第七條ニ依リ衆議院ノ解散ヲ命ス

御名 御璽

昭和七年一月二十一日

各國務大臣副署

朕帝國憲法第七條及第四十四條第二項ニ依リ貴族院ノ停會ヲ命ス

御名 御璽

昭和七年一月二十一日

各國務大臣副署

解散理由聲明

政府は解散直後三時二十五分院内大臣室において解散理由に關し左の如き聲明を發表した。

政府は少數黨を基礎としては主義主張を實行し以て人心の安定を期する能はずここに衆議院の解散を奏請し國民の信任を問ふものなり。

第二項 議會解散と緊急閣議

政府は二十一日議會解散後直ちに永田町首相官邸に緊急閣議を開き大養首相以下閣僚全部出席し先づ

一、金兌換禁止緊急勅令失効勅令公布に關する手續を

一、滿洲事變費支出に關し財政上の緊急處分をなすの件

を決定せる後鳩山文相から首相代理として參内、天皇陛下に拜謁仰つけられ解散顛末並に總選舉期日を上奏せる顛末を報告し次で總選舉

對策に關し協議を重ねた結果根本方針として

一、政府與黨共に統制連絡を密にすること

一、政府與黨として陥りやすき候補者の濫立を極力防止し統制ある科學的戰法を講ずること

一、總選舉統制本部の單一化を期し政友會本部となすこと

一、總選舉に乗じて行はるる思想犯罪の取締りを特に嚴重にすること

一、黨出身閣僚は二月に入るを期し一齊に地方遊説に従ふこと

を決定、更に詳細の對策は今後の閣議並に與黨と協議の上順次決定することを申合せ協議一時間にして午後五時散會した。

不安一掃のため斷乎解散した

犬 養 首 相 談

犬養首相は二十一日解散直後の臨時閣議に臨んだ後左の如く語つた。

わが輩は議會の初期以來元々解散といふことは大嫌ひなんだ、だから何も好んで解散などはしたくなかつたのだが今度は餘程事情が異つてやつて政策の點については前内閣と根本的な相違があり殊に少數の與黨を基礎にしては何時どうなるかも分らぬといふ不安があつた。即ち産業政策にしても、貿易にしても、また外交の問題でも何時どうなるかも分らぬといふやうな不安状態のまま置いとくといふことはどうしてもいけない。今度は反對黨としてもいきなり向つて來るといふ模様もないやうであつたが、とに角政府としては總ての問題についてこの方針で行くんだといふことを國民が安心するやうはつきりさせあかんと總てが不安なんで解散は嫌ひだつたが右のやうな意味で斷行した譯だ。

第三項 議會解散に對する政友會の聲明

政友會は久原幹事長談の形式で議會解散並に來るべき總選舉に對して左の如き聲明を發表した。

今期議會が解散になつたといふ事は憲政の常道として當然の歸結である。國民の常識も直覺も又解散の必然性を信じて居たと思ふ、行きつく所へ行きついたといふにすぎないが正道をふんで堂々とするのだと思へば今更ながら欣快至極である。民政黨では衆議院で質問出來なかつた事を現内閣の言論壓迫だといつてゐるが、既に貴族院においてその代表者たる井上前藏相その他が同一演説に對して質問してゐるのであるからそれでよいではないか、今回の政戦の題目は極めて明瞭と思ふ。景氣がよいか、不景氣がよいか、働きたいか、失業したいか、生活の安定を望むか、不安定を望むか、産業の振興か、産業の死滅か、減税を取るか、増税をとるか、自主的外交か、屈從外交か、等そのいづれを選ぶべきかは既に民政黨内閣の暴政によつて、全國民の等しく苦をなめたところであるから國民として極めて明瞭に判斷の出來るところである即ち今回の政戦に際して我黨は論戰に主力を注ぎ民政黨内閣の惡政によつて全く行きつまつたこの重大時局を匡救するの道は、我黨傳統の積極政策あるのみなる旨を全國民に徹底せしめどこまでも明く、強く正々堂々と戦ふのみである國民諸君の御同情と御聲援とを切望してやまない。

第四項 議會解散と政友會前代議士會

犬養總裁の激勵演説

政友會では解散直後午後五時本部に前代議士會を開き犬養總裁をはじめ各閣僚久原幹事長その他顧問總務、幹事、前代議士全員出席、先づ久原幹事長より

議會は遂に解散となつた、事ここに至つたのはわが黨の政策遂行上やむを得ずまた誠に當然の事である。この上は來るべき總選舉に

るところである即ち今回の政戦に際して我黨は論戦に主力を注ぎ民政黨内閣の悪政によつて全く行きつまつたこの重大時局を匡救するの道は、我黨傳統の積極政策あるのみなる旨を全國民に徹底せしめどこまでも明く、強く正々堂々と戦ふのみである國民諸君の御同情と御聲援とを切望してやまない。

第四項 議會解散と政友會前代議士會

犬養總裁の激勵演説

政友會では解散直後午後五時本部に前代議士會を開き犬養總裁をはじめ各閣僚久原幹事長その他顧問總務、幹事、前代議士全員出席、先づ久原幹事長より

議會は遂に解散となつた、事ここに至つたのはわが黨の政策遂行上やむを得ずまた誠に當然の事である。この上は來るべき總選舉に於いて一舉絶對多數を獲得してわが黨政策の遂行に少しも支障なからしめて今回の解散を意義あらしめねばならぬ、諸君はこれより選舉區に歸られ解散の理由を國民の前に明瞭にして最後の榮冠を勝ち得られん事を切望致します。

と述べて黨員を激勵し次いで犬養總裁は萬雷の如き拍手に迎へられて登壇し

本日の議會は解散となつたがわれわれの主張する政策の上から國民は、この點を如何に思つてゐるか國民に信を問ふ必要がある何時までも少數であつたならば何時如何なる變化があるかわからない。内閣が安定しない。従つて産業もまた一定の確固たる方針を以て進んで行く譯には行かない。従つてまた滿蒙支那に對する善後策その他一切の事は安定しない。それゆゑに私は多年議員生活をして解散は互に敵も味方も嫌ひな事はわかつてゐるが内閣が不安定なら斷乎として決戦するより外に途はない。それで總選舉に依り大多數を得てこのわが黨政策遂行の理想を實現して行かねばならぬ。それゆゑ諸君にこの際御奮闘を望む。

と述べ次いで中橋内相は來る二十五日警察部長會議を開く事を報告し、最後に東總務は千葉縣會議員選舉の結果(次項)を報告し終つて天皇皇后兩陛下の萬歲を犬養總裁の發聲にて、政友會の萬歲を望月顧問の發聲にて、犬養總裁の萬歲を東總務の發聲にて三唱し同五時半散會

第五項 政友大勝す

議會解散後黨本部に大會を開き當日席上報告されたる千葉縣議選舉は二十一日開票を終つた。千葉縣會議員選舉の結果は改選前の分野政友二十九名民政十二名計四十一名に對し、改選の結果は政友三十三名民政九名計四十二名(一名増員)で政友の大勝に歸した結果左の如し。

千葉市【當選】一ノ瀬房之助(政新)▲匝瑳郡【當選】大枝十兵衛(政兵衛)(政新)平山成之助(政再)▲東葛飾郡【當選】浮谷竹次郎(政新)松本再)▲安房郡【當選】小谷三之助(政再)高瀧政吉(政再)青木泰助(政新)榮一(政新)茂木林藏(政元)梨本太兵衛(政新)柳澤清春(政新)押元才司(政新)小柴金一郎(政新)▲印旛郡【當選】飯田鐵之助(政新)木村康哉(政新)鈴木亮(政再)▲山武郡【當選】花澤壽太郎(政元)古川長太郎(政新)▲海上郡【當選】横田清藏(政新)渡邊政治(政新)石上新藏(政元)▲夷隅郡【當選】鋤柄良司(政新)田中恭三(政新)吉野力太郎(政再)▲長生郡【當選】長島義三(政再)木島義夫(政再)▲香取郡【當選】飯田惣

第六項 總選舉の詔書公布

政府は二十一日午後の緊急閣議において總選舉期日を二月二十日と決定したので鳩山文相は犬養首相に代つて參内 天皇陛下に拜謁を賜はり上奏御裁可を仰いだ結果二十二日の官報をもつて左の如く公布されることゝなつた。

詔書

朕帝國憲法第四十五條及衆議院議員選舉法第十八條ニ依リ昭和七年二月二十日ヲ以テ衆議院議員ノ總選舉ヲ行フコトヲ命ス

御名 御璽

昭和七年一月二十二日

各 國 務 大 臣 副 署

第七項 解散後の應急對策

政府は二十一日午後四時から首相官邸で臨時緊急閣議を開き選舉期日を來る二月二十日とすることを決定した、なほ議會解散後の應急對策として

- 一、兌換停止に關する緊急勅令の失効處分並に憲法第八條に基き改めて兌換停止に關する緊急勅令公布の件
 - 一、滿洲事變費支出に關し憲法第七十條に基き財政上緊急處分を爲すの件
 - 一、憲法第八條に基き昭和六年度豫算中減債基金繰入額一部停止に關する緊急勅令公布の件
- を承認した。

第八項 六年度豫算踏襲

一月二十一日再開の衆議院は同日解散された結果議會に提出された昭和七年度豫算案は不成立となつたので、政府は憲法第七十一條の規定により前年度豫算(六年度公布豫算)を施行することゝなり、これがため右施行豫算の範圍内に於て實行豫算を編成することゝ決し政府の政策遂行に伴ふ經費は七年度追加豫算として總選舉後の特別議會に提出して協賛を求むる筈である。

一月二十一日再開の衆議院は同日解散された結果議會に提出された昭和七年度豫算案は不成立となつたので、政府は憲法第七十一條の規定により前年度豫算(六年度公布豫算)を施行することとなり、これがため右施行豫算の範圍内に於て實行豫算を編成すること、決し政府の政策遂行に伴ふ經費は七年度追加豫算として總選舉後の特別議會に提出して協賛を求むる筈である。

第十一章 第六十議會解散に對する論評

第六十議會の解散は既定の事實として只殘されたるは時機の問題なりき、果然一月二十一日再開劈頭首相外相藏相の施政方針演説終了直後に於て議會は解散となつた。今議會解散に對する世評を聽き茲に摘録する。

解散の時機と政戰の主題

(時事新報七年一月二十一日)

る所以と信ずるものである。

一 解散は何時か

今期議會が遂に解散を免かれざる情勢は今や萬人の認むる所にして、又所謂憲政の常識より云ふも新内閣は成る可く早き機會に信任を國民に問ふのが定石であるから、解散は當然の成行きと信じられるのであるが、實際問題として之を休會明け劈頭に行ふか、又は施政演説に對する質問戰の途中に於てするか、又は金再禁止に關する緊急勅令の事後承諾を得、尙ほ滿洲事變軍事費の協賛をも得て、差當り處理す可き事變を片付けた後にするか、又は民政黨が右の緊急勅令に承諾を與ふることを拒絶するを待つて行ふか、解散斷行の時機は種々に想像されるけれども、愈々議會を解散して、新内閣に對する信任を總選舉の手段に依つて國民に問はんとする其總選舉の政戰は、事實上専ら金輸出再禁止の問題を中心として争はれるのであるから、此問題を以て國民の判斷に訴へんとするに就いては、新内閣と前内閣即ち政友會と民政黨との間に正反對の主張を有する重要な諸點に對して、國民をして十分慎重に其當否を審判せしむる爲に、此問題に關する議會の討論を遺憾なく盡したる後に於て解散することにした方が、選舉民に對して親切なるに止まらず、選舉戰の政論を簡單にする

輸出再禁止斷行に就いては、國民の間に尙ほ其當否の判斷に惑ふもの少なからず、固より有識者の社會にては再禁止の已むを得ざる事理に迷ふものなきに反し、實狀に通ぜざるもの、中に在りては往々爲にする所ありて唱ふる曲論に惑はされて、飛んでもなき考違ひを爲せるもの甚だ多きが如く、殊にドル賣買合戦と稱する世間の論議には、極めて俚耳に入り易く且つ民衆の感情を動かすに有利なる俗論廣く行はれて、一層一般の人必を誤らしめてゐるのであるから、再禁止問題を總選舉の政爭課題とする今度の解散に臨んでは、双方の主張を議會の討論に於て遺憾なく盡さしめ、問題に對する國民の理解を正確にするのが、解散の時機に關して專斷權を有する政府自身に取つても有利な政戰でなければならぬ。再禁止を主題とする今度の總選舉の政論は、從來の政戰に於けるものに比して、論議多少複雑なる上に、無稽の感傷論さへ行はれるのであるから、民心の判斷を迷はす陰險なる言論の流行すること必然と覺悟して、先づ國民の理解を正しくすることを眞面目に努む可く、單純なる黨略一偏にて解散の時機を決す可きものではないのである。

三 不謹慎を戒む

即ち我輩は解散の主題を以て再禁止問題と信ずるものであるが、若し夫れ在野黨が内閣留任の優待問題を捉へて議會の政戦を開始し、皇室の御名を漫に政争に用ゆるの不謹慎なる態度に出づることあらんか、斷じて之に取合はず、飽まで其態度を改めざるに於ては、即時に解散を行ふのも亦已むを得ないであらう。政争に皇室の御名を濫用し又は國體論を云々する程、人心を有害に刺戟するものはないのであつて、宮中の御事を俗悪なる政界の黨争に於て口にするが如き、輕卒不謹慎の甚しきものとして、屹度戒めねばならぬ所であるのに、屢々これを政争の武器として利用するの惡例を見るは、我輩の最も苦々しく思ふ所である。前年の田中政友會内閣の當時には、水野文相の留任に關する優待問題あり、不戰條約の文句に關する國體問題あり固より偶然のことながら何れも民政黨が之を用ゐて政府攻撃の具に供したるものなるが、今度も亦内閣留任の優待を拜したるを政治問題として、民政黨が再び之を政争に利用するの輕舉に出でんか、よく思慮の足らざるもののみならず、政争を陰險にし黨争を徒に苛烈にするものと評するの外なく、我輩が斷じて排斥せんとする所である、黨の末輩中には或は再び此種の惡戯を爲すものあらんも、黨首たるものに於ては嚴に其不謹慎を戒めんことを、豫め警告するものである。

騎虎の勢解散の一路

蘇 峰 生

我等は決して解散を好まない。而して解散を好まない者は、我等ばかりではあるまい。多數を擁して、在野黨たる民政黨の如きは其の特別なる事情ある者を除けば、百中の九十までは、解散を好まぬであら

う。而して政友會に於ても現在の代議士諸君は何を苦んで改めて選舉を争うを好まんやだ。

乃ち我が國民の中に於ても、中心から解散を好む者としては極めて僅少であらうされば今日に於て、解散回避の底流が地底に漲りつつあるは寧ろ當然と云はねばならぬ。云ふ迄もなく、解散に伴う第一要件は金であり、第二要件は金であり、而して第三要件も亦た金である現時に於ては、各個の候補者は固より、其幹部も、並み大抵の心配ではない。

併し今日となりては、好むにせよ好まざるにせよ、最早致し方はない。元來我等が舉國一致内閣を主張したるは、當面の時局に善處するには、政争を中止し、議會を以て國論統一の府となし、我が上下一致朝野合體の實物教訓を、世界に標示するを期したのだ。然も犬養政友會總裁は自から見る所ありと稱し、單獨内閣を斷行した。既に斷行する上は、其の行きつく所まで行かねばならぬ。行きつく所とは解散だ。現内閣は少數にして反對黨は多數だ。少數者が政權を取りて、多數者を向うに廻すことは、臨時の場合、一時的權道としては兎も角も此れでは政黨政治の原則と相ひ容れぬことは、殊更ら説明する迄もない我等は少數ではあるが、政權を専らにする。君等は多數ではあるが、我等が爲す儘に任せよとは餘りに、虫が善過ぎる話だ。

民政黨が現内閣の不信任決議をするにせよ。せざるにせよ、犬養内閣は義に於て、其の信任を總選舉もて、國民に問はねばならぬ。若し總選舉を避けんとせば、其の道は固より存した。然も今となりては全く致し方はない。泣いても笑うても此上は解散の一途あるのみだ。而して其の結果が、日本帝國の幸福である乎、否乎は更らに別の問題だ

犬養内閣は虎に騎つてゐる。行くところまで行くの外はない。そは解散だ。

議會を通じて夫れ／＼の政策を國民に訴へ、來る可き政戦の目標を明かにしたるものであつて、其所説の當否は別問題として、我輩は兩者の態度に敬意を表するものである。

我等は決して解散を好まない。而して解散を好まない者は、我等ばかりではあるまい。多数を擁して、在野黨たる民政黨の如きは其の特別なる事情ある者を除けば、百中の九十までは、解散を好まぬであら

我等が爲す儘に任せよとは餘りに、虫が善過ぎる話だ。
民政黨が現内閣の不信任決議をするにせよ。せざるにせよ、犬養内閣は義に於て、其の信任を總選舉もて、國民に問はねばならぬ。若し總選舉を避けんとせば、其の道は固より存した。然も今となりては全く致し方はない。泣いても笑うても此上は解散の一途あるのみだ。而して其の結果が、日本帝國の幸福である乎、否乎は更らに別の問題だ

犬養内閣は虎に騎つてゐる。行くところまで行くの外はない。そは解散だ。

議會解散と政戰開始

(時事新報七年一月二十二日)

議會を通じて夫れ々の政策を國民に訴へ、來る可き政戰の目標を明かにしたるものであつて、其所説の當否は別問題として、我輩は兩者の態度に敬意を表するものである。

二 高橋藏相演説

高橋藏相の演説は、現内閣組閣の當初に於て金輸出の再禁止が止むを得ざる必至の情勢であつた事情を或程度まで明かにしてゐるが、併し未だ其全面的の理由を十分に説明し盡したるものではない。現内閣の成立早々再禁止を必要とした理由は、第一に我國民經濟の實情が金本位維持の爲に要する收縮政策の持續強化に堪へざること、第二に正金銀行の弗賣決済の爲にせる正貨現送に依り、日本の正貨準備が減少せること、第三に九月十八日に勃發せる滿洲事變の反動として支那各地に日貨排斥起り、其後間もなく行はれた英國の金本位停止の影響を受けて、我海運収入は減じ、對外貿易は不利と爲る等、突發事件が日本の國際貸借を悪化せしめたこと、及び第四に今日の金本位制度は、最早や英國が華やかなりし時代の如き價值と權威を失つたことに四大別し得るのであるが、高橋藏相の演説は第一第二の點に關して大意を盡したるも第三第四の點に關しては殆ど言及してゐない。而して其最も力を注いだのは、正貨準備減少の主因たる正金銀行の統制賣に關する第二點であつた。

三 再禁後の對策

正金銀行に統制賣りを爲さしめた前内閣の正貨政策は、非常誠極まる暴舉なるに拘らず、事稍や専門的、技術的にして、且つ其真相が發表されない爲に、井上前藏相一派の逆宣傳を眞に受けた俗論が世間に行はれつゝある此際、高橋藏相の演説は之に對する啓蒙的効果を期待せられるのである。左れど國民が最も知らんとする再禁止後の具體的對策に就いて、高橋藏相は殆ど語る所がない。又

一 議會解散さる 今期議會が當然解散せらる可き情勢に在りたるは夙に豫期された所である。問題は唯だ何の機會に之を行ふのが適當であるかと云ふに在つた。而して政府は休會明け議會の衆議院に於ける三相の演説を終りたる機會に直に之を行ふた。其解散奏請の理由とする所は、政府は少數黨を基礎としては主義主張を實行し、以て人心の安定を期することが出來ないと云ふのであるが、少數たると多數たるとを問はず、新内閣が出現した場合には、衆議院を解散して總選舉の手段に依り新に國民の信任を問ふのが、今日の政治的常道であるから、成る可く之を早き機會に行ふ可きものなれども、併し之に依つて國民に信任を問はんとする政府の主義主張に關しては、十分これを國民の前に明かにせねばならない。而して現下全國民の間に最大の利害を痛感し、隨つて最大の關心を懷ける問題は、新内閣が組閣と同時に斷行した金の輸出再禁止の一事であつて、然も前内閣の方針を根柢より覆へしたものであるから、總選舉に於ける政戰が之を中心として行はるゝものであることは申すまでもない。即ち我輩が前日の本欄に於て政府が解散前本問題に就いて議會の討論を盡さしめんことを警告したる所以なるが、政府は前例を破りて高橋藏相をして貴族院にて演説せしめ、之に對して前内閣の當局者たる井上氏との間に討論の機會を與へたのは極めて宜しきを得たる用意と認めらる。議會の解散が確定視されたる情勢の下に於て、財政經濟策に關する朝野兩黨の首腦者が

金輸出の再禁止に依り『不自然なりし爲替相場は低落し。物價は對內的に騰貴し對外的には却て低落するの道理に基き、國內産業の刺戟と爲り、延いて外國貿易上にも好影響を及ぼし、不況打開の曙光が茲に現はれた』と説く藏相の所言を卒然として聞けば、恰も現内閣は景氣策として再禁止を斷行せるが如き印象を受くるものであるが、我輩の

解する所に依れば、此再禁止は好むと好まざるとに拘らず内外の情勢上必然の勢として行はれたものであつて、我國民經濟の實情と其世界經濟に對する關係の現状に鑑れば再禁止の一事のみを以て直に好景氣の到來を期待することは問題であつて、再禁止後の財界を好景氣に導くと否とは、畢竟今後の國民の態度と政府の經濟財政政策如何に依つて決せらる可き所である。

四 井上氏の質問 高橋藏相の演説に對する井上前藏相の質問に至つては、同氏が依然として再禁止が必然必至の情勢に行て行はれた事情に關して、遺憾ながら認識不足と無理解を暴露せるものに外ならぬ。再禁止の必然であつた事情は、再禁止後爲替が三割前後も暴落したことに徴しても明かである。大正六年の金輸出禁止後に於ける我國の爲替相場の實例、並に最近米國が再禁止するも爲替は下落せざる可しとの通説あるが如く、金の輸禁は必ずしも爲替暴落を伴ふものではなく、爲替の暴落せるは、國際貸借不利にして金本位を維持すること困難なりし實情を示すものと云はねばならない。斯かる明證あるに拘らず必至の再禁止を難する井上氏の態度は前藏相たるもの、見識とも思はれないのである。但し同氏が再禁止後の通貨膨脹と國民經濟との關聯に就いて爲せる質問は、國民の等しく知らんとする適切なるものであつたが、時間切迫の爲に質問應答の十分でなかつたのは遺憾である。

る。

都 新 聞 (七、一、二二)

議會 解散 議會の解散は國民一般の豫期せし所にして、今更その當否を疑ふ者はない筈である、少數黨を以て内閣を組織したる當然の結果として、今後圓滿に自己の政策を遂行せんがために、一旦議會を解散して國民の信任を問ふは、全く憲政の本義に叶ふものである。政府の便宜のために特に辭を藉りて解散を斷行し、もしくは議會に對する懲罰の意味に於いて之を行ひたる過去の事例に比して、最近數回の解散が概ね憲政の常道に則りて行はれたるは我國憲政の進歩を證する者と謂ふべきである。

次で總選舉 解散について直に來るべきものは總選舉である。而して過去の事例にみれば、國民は何を目標として選舉に臨むべきやの判斷に迷はされたる事もあり、朝野兩黨自身にしても別に掲げて國民に示すの旗幟なく、只漠然勝敗を争ふに過ぎざる事もあり、總選舉の意味が頗る曖昧なる憾みありしは國民のよく記憶する所であらう。今回は朝野兩黨の主張政策に於いて極めて明瞭なる區別を見るべく、選舉人は其何れを是とするやを判斷して投票すべきである。漠然何黨びぬさといふが如きは許されない。

先づ金問題 先づ第一の問題は金輸出再禁止の賛否である、政府黨は前内閣の本位制度維持政策を目して國家を危殆に導く者となし、野黨は金の再禁止は國家經濟を破壊する暴舉なりと論じ、共に國民に呼びかけて其賛否を問ふて居る。問題は實は頗る面倒にして簡単に答案を提出するは至難ならんも、而も國民は選舉に當りて何れに賛するや

を答へねばならぬ、只平素からの政黨に對する感情によりて向背を決せんとするが如きは無責任の非難を免れ難い。公平に双方の主張を聞いて公平に判斷せよ。

るべきであつたから今更神經を刺戟する何ものもない、又普通の場合であつたら選舉、政戦中は兎角財界の運行澁滞し相當に悪影響を免れぬものであるが、今回の場合は金再禁止の直後として爲替相場

なく、爲替の暴落せるは、國際貸借不利にして金本位を維持すること困難なりし實情を示すものと云はねばならない。斯かる明證あるに拘らず必至の再禁止を難する井上氏の態度は前藏相たるもの、見識とも思はれないのである。但し同氏が再禁止後の通貨膨脹と國民經濟との關聯に就いて爲せる質問は、國民の等しく知らんとする適切なるものであつたが、時間切迫の爲に質問應答の十分でなかつたのは遺憾であ

さといふが如きは許されない。

先づ金問題 先づ第一の問題は金輸出再禁止の賛否である、政府黨は前内閣の本位制度維持政策を目して國家を危殆に導く者となし、野黨は金の再禁止は國家經濟を破壊する暴舉なりと論じ、共に國民に呼びかけて其賛否を問ふて居る。問題は實は頗る面倒にして簡單に答案を提出するは至難ならんも、而も國民は選舉に當りて何れに賛するや

を答へねばならぬ、只平素からの政黨に對する感情によりて向背を決せんとするが如きは無責任の非難を免れ難い。公平に双方の主張を聞いて公平に判斷せよ。

積極と消極 更に其他の政策に至つても朝野兩黨の主張は相去ることとが頗る遠い、一は所謂積極主義を以て聊か放漫といはるゝまで、諸事業に手を擴げんとし、一は所謂消極主義を以て聊か無爲と難ぜらるゝまで、専ら緊縮を旨として只管諸事業を整理せんとす、其善惡は茲にいさざるも其國家の運命に關し、國民各個人の生活に影響する所は甚大の相違がある、選舉に臨むに當つては國民は深く此相違を考慮して何れに賛すべきかを決せねばならぬ、各個人の投ずる一票は即ち兩政策の運命を支配する者である。

臣節問題 更に今度の選舉戦に於いて野黨側が極力高唱して國民の判斷を求めんとする問題は、從來會て一度も問題とならざりし所謂臣節問題である、かかる問題が總選舉の一題目となるは、是實に千秋の恨事なるも、而も亦止むを得ない。或は野黨が之を政争の具に供するを非とし、之を高唱するがために却て反感を催すとなす者もあらう或は野黨に共鳴して犬養内閣の存續を呪ふ者もあらう、意見の分かる處は當然なるも、之が選舉の一題目をすることに注意せよ。

政戦に方ての暴露戦術を惧る

財界一般の望む所

第六十議會は一般の豫想通り休會明け當日直に解散されたがこれに對する金融界の感想は

解散は現下の如き政情下に於ける憲政の常道として既定の事實と見

るべきであつたから今更神經を刺戟する何ものもない、又普通の場合であつたら選舉、政戦中は兎角財界の運行澁滞し相當に悪影響を免れぬものであるが、今回の場合は金再禁止の直後として爲替相場は低下から來る物價高がなほ進行中であり、物價向上の道程裡にある間は財界の活動は相當活潑であるから、總選舉中の政務澁滞政局不安定と云ふことも大した影響とならずに經過し得ることと思ふ而して總選舉の結果如何は何人にも決定的豫想の許されざるものであり、政府黨が勝てば勿論現在の政策に變化なく、假りに民政黨が勝利を得たにしても最近發表の政綱に示された如く會てのデフレーション政策は著しく緩和されたのみならず、實際の上から云つても既に再禁止の行はれた今日の財界に對しては極端な緊縮政策を遂行し得る筈なく、隨つて急激な政策上の變化はあるまい。

と云ふにあり、要するに財界は善惡その孰れの場合にも急激な變化を禁物とすべきであり、然るに事情は右の如くであるから議會解散の財界に與ふる影響は殆ど皆無、あつても極輕微なるべく只俱るゝのは政争に當つて國家の利害を顧みず彼の正金の弗賣問題、或は補償生絲問題等の如く所謂暴露戦術をもつて財界に害毒を及ぼすことであり。これ等は嚴に慎んで欲しいと切望してゐる。

爲替は平穩議會解散無影響

二十一日の爲替市場は紐育對日三十七弗十仙と五仙方の低落を報じたので朝方多少人氣弱く對米現物三十六弗四分の三の賣りに始まつたが、その後香上が資金關係かそれとも利喰ひ急ぎの爲か賣腰を強めるに至り、相場は半弗方上伸して三十七弗四分の一が一般の賣り、八分

の三乃至二分の一の買ひとなり對英相場は二志一片八分の五の賣りに八分の七の買ひで、三十七弗四分の一のレートをして若干の商内が成り立した模様であつた。かくて爲替市場は議會の解散に直面してもこれは既に現在の相場に織込まれてゐる爲、何等の動搖もなく極めて平穩裡に推移したのである。

株式は解散を買ふ積極内閣の樂觀買ひ

衆議院解散の飛報に接した二十一日後場の株式市場はこれにより返つて買氣を刺戟して前場百六十圓八十錢に大引した短期新東株は六十圓寄付より漸騰して、六十四圓四十錢と躍進高値引となり長期雜株も總じて、手堅く前後場を通じて東株小一圓同新二圓三十錢帝麻二圓九十錢高となつたが二十日は軟派の、一部が解散回避説で賣込んだものが解散と聞いて踏だした外に大體解散となれば、總選舉戦を有利に展開せしむる目的で政府側より種々財界人氣取り政策の聲明に拍車を加へるは必然であるから動もすれば財界の人心はせん揚されるであらうし、また過去の實蹟から推すも政府黨が第一黨となる可能性が十分であると見て積極内閣樂觀買ひとなつた結果である。

先に濱口内閣の下に行はれた解散も丁度一月二十一日であつたがその當時は株式が激動だにせなかつたに對比すると著しい變化である。

もち論政府黨が絶對多數を占め公債財源によりインフレーション政策を遂行することとなれば株式の買投機は一層激成されるであらう。

總選舉大歡迎にはかに活氣づく

製 紙 界

製紙界は金再禁止以來著しく活氣を呈し十二月中の如きは各製紙會社共に賣越しとなり喜色があふれていた所へ議會解散と共に選舉用の需要が、急激に且相當多量に生じて來るから恐らく今後販賣數量は激増するものとして總選舉を大いに歡迎し異常なる緊張と活氣に満ちてゐる。

農民抱込み政策期待 肥料 界

肥料界では政友會が選舉對策として農民獲得のために米價生糸等の引上げを計るであらうがそれにより米生糸等が騰貴すれば、農民はそれ等農産物の多收穫を計るために肥料に對する需要が擡頭し來るものと見てゐる。

財界人の待望たゞ公明の二字

男 爵 郷 誠之助氏談

總選舉の結果は政民いづれが勝利を得るにしても財界として、深憂に堪へざることはいはゆる既成政黨の經濟並びに財政の政策に對して全く信を置くことが出來なくなつたことである。

民政黨内閣の産業を無視した緊縮一點張りの政策また從來の政友會内閣の放漫政策殊に最近兩内閣が政變毎に行ふ地方官から下警察官に至るまでの異動は何であるか、國民は全く政争のために奔弄されてゐるやうなもので、憲政しかれて四十五年の歴史は全く無意義なものとなつてゐる。かくては何等かの外部的力によつて昭和維新が招來されると見るは當然のことである。この意味において何人が内閣を組織するにしても天下の指導者として公明な政治を行ひ、國家を累卵の危

さから救ふ政策を斷行してもらひたいものである。

政友内閣要望

鐵 鋼 界

二 すなはち民政黨は不信案を出さないかも知れない。さうなれば議會の解散は行はれないだらうといふ如き觀測が出て來る。一體かかる觀測の行はれることさへ、議會政治に對する侮辱であるが、不幸に

その當時は株式が激動だにせなかつたに對比すると著しい變化である。

もち論政府黨が絶對多數を占め公債財源によりインフレーション政策を遂行することとなれば株式の買投機は一層激成されるであらう。

總選舉大歡迎にはかに活氣づく

製 紙 界

内閣の放蕩政策殊に最近兩内閣が政變毎に行ふ地方官から下警察官に至るまでの異動は何であるか、國民は全く政争のために奔弄されてゐるやうなもので、憲政しかれて四十五年の歴史は全く無意義なものとなつてゐる。かくては何等かの外部的力によつて昭和維新が招來されると見るは當然のことである。この意味において何人が内閣を組織するにしても天下の指導者として公明な政治を行ひ、國家を累卵の危

きから救ふ政策を斷行してもらひたいものである。

政友内閣要望

鐵 鋼 界

金再禁止後の鐵鋼市況はすでに解散氣分が織り込まれてをり今更何等影響するところはないが、總選舉の結果は政友會の勝利に歸するものと豫想されてゐるが、一部民政黨支持者の間には必ずしもこれを肯じてゐない。しかし民政黨勝つても今日金の解禁は考へられずたゞ政友内閣の積極政策によつて爲替の安定と産業の振興に多大の期待をかけ今後の鐵鋼界に活況を豫想されてゐる。

第六十議會解散は當然

(東京日日新聞
六、二二、二三)

一 第六十議會は本日召集される。いふまでもなく少數黨の内閣が絶對多數の野黨に直面する政治舞臺がこれから開かれるのである。議會に多數を有せずして、政府の政策を行ふことの出来ないことは、議會政治や政黨政治主義を認めると否とを問はず議會の存する限り、必然の成行である。従つて民政黨の有する現在の多數が崩壊しない限り政友内閣の存在理由は、今日のままでは立たない譯であるそこで純理からいへば、議會開會を待たず、犬養内閣は直ちに議會解散を奏請すべきであつた。けれどもわが國にはまださういふ前例がないために世人もこれを怪しまなかつた。それに加ふるに、如何なる方面でも形式を偏重するわが國民の癖として、絶對多數の反對黨があつても、正式に不信任案といふ如き決議をしなければ、議會解散の理由が立たないとせられてをる。そこで議會の成行についていろ／＼な臆測が行はれる。

二 すなはち民政黨は不信任案を出さないかも知れない。さうなれば議會の解散は行はれないだらうといふ如き觀測が出て来る。一體かかる觀測の行はれることさへ、議會政治に對する侮辱であるが、不幸にしてわが國の政黨にはまだ信用がない。現に民政黨中に解散回避の軟論があるといふことが傳へられそれが信ぜられてゐる程である。しかしながら過日の如き事情の下に政變が発生し、今日の如き議會の分布状態を前にして議會の解散が行はれないといふことは政府も議會も、國民と没交渉に政治を行はんとするものであつて、それなればいつそ議會のない方が餘程合理的である。しかるにも拘らず、議會解散が當然必至の成行とされず、今なほ政界の風向がこれと論じられてゐるにいたりては、議會制度を有する國の政治としては、極めて不可思議の現象といはなければならぬそれといふのも畢竟選舉が平易に行はれないといふところに、禍根があるために外ならない。

三 議會政治は世界的に運轉困難になつてをる觀がある。けれどもわが國の議會政治はまだ本當の作用運動を開始しない中に、早くも信用を失墜せんとしてゐる。従つてわが國の議會政治が更に信用を失墜した場合、後に來る政治の様式は、或は國民の意想外のものになるかも知れない。かかる場合を想像しても、今日の政黨人の責任は極めて重大である。われ等は第六十議會において政府黨も野黨も正々堂々と相對し、議會政治の作用を純理によつて導くことに、努力せんことを望まなければならぬ。しかしてそれは政府も野黨も先づ議會解散を當然の成行と認めることである。

第三編 政友會十大政綱解說

第三編 政友會十大政綱解説

第一章 産業五箇年計畫の意義と效果

山 本 条 太 郎 述

第一節 國難打開の途如何

一昨年九月十六日、我黨が經濟國難の重大性に鑑み、特に臨時大會を開きて應急對策を樹立せるは、今猶世人の記憶に新たなる事實である。當時我黨は既に國民的苦難の極めて急性的にして苛烈なるを憂慮し慎重調査の結果、新經濟國策を掲げて不景氣打開の方策を提示すると同時に、前民政黨内閣の如き姑息なる計畫に依り、何等時難救濟の效果を期待し能はざる事を切實に指摘痛言した。其の後休會明けの第五十九議會を迎ふるに及び、果然我黨の警告せる所は悉く的中し、政府の施設は貴族院に於てすら其對策を失せりとの決議を行ふまでに無意義を極めたのである。

然るに前内閣の支持者は、前民政黨政府の無策無定見を辯護するに窮せる爲め、却つて我黨の對策如何を問ひ、恰も前記臨時大會の決議を聞かせざるが如き態度を假裝した。是れ素より故意に我黨を傷けんとする反對黨の苦計に過ぎざれば、我黨の國難打開策は夙に確立せるのみならず、前政府の退嬰彌縫主義なるに反し、我黨は産業立國主義を基調とする建設的發展策を具體的に開示したのである。而して今回新十大政綱の一要目として茲に提擧せる産業五箇年計畫は、即ち一昨年決定せる應急對策に基き、更に精密に其實施細目及方法を整備するが爲に、改めて之を調査項目に掲げたのである。

云ふ所の産業五箇年計畫は、輸入防遏輸出増進を目的とする國民經濟の擴充策であるがそれは別の言葉に於て國民所得の増進策であり、不景氣退治策である。國際貸借を改善し正貨問題を根本的に解決する案であり、農商工及林産漁業等總ての事業振興策であると共に、失業者の全部的活用策としても最も效果的なる應急施設たるべき内容を含蓄するものである。故に此の一計畫に實現するに於ては、現に我國民を苦惱せしめつゝある強烈なる壓迫は、殆ど取り除かれ、我國は茲に初めて健全なる經濟上の自主自立國たり得るのである。随つて其政策價值は單に此計畫の一部を以てしても、尙我國民經濟更生策として、前政府に於ける全部の施設に數倍するを疑はない。

そもく我國民經濟の全局を通觀して、其根本的弱點如何を檢討すれば、そは夙に何人も知悉する通り、貿易上輸入超過國たる事實を免れざる點にある。人口は年に八十萬乃至九十萬を増加し、生活環境は益々辛酸となるにも拘はらず、明治以來僅に數年間の除外例を別として、我國民は多年其必需品の供給を海外に仰ぎつゝある。歐洲大戰終熄後の大正十年より昭和四年に至る十箇年の經過に徴するも、我内地のみにて平均年額二十二億圓といふ輸入額を示して居り、其中には食料、衣料、木材、鐵、機械、油、肥料等、國民の實生活上一日も缺くべからざる主要品目の多くを含んで居るのである。而かも他方同期間に於ける我輸出如何と見れば、年額二十億圓程度に止り、其中、生絲及加工綿製品の二種目を以て全額の約六割を占むる状態であつて、甚だ貿易の權衡が取れてゐない。若し英佛の如く巨額の對外債權、海運收入又は外來觀光客の消費等貿易外の受取勘定ありて優に國際貸借を清算し得るならば、商品の輸入國たる亦必ずしも憂ふるに足らずとせんも、我國は不幸にして是れ又多くを期待することは出來ない。其上に朝鮮及臺灣の如き屬領も亦年に一億圓内外に上る輸入超過である。國民經濟の死命を制する國際貸借改善策が極めて重大視せらるゝは、即ち斯の如き超過國たる立場を脱し能はざる爲めであつて、苟くも現代の國際經濟爭覇戰に對抗し善處する必要を見忘れざる限り、眞實有意義なる經濟策は當然に其核心を此處に置かねばならない。而して夫れは他の語に於て國民生活上絶對的要件である。

然らば上述の如き巨額の輸入品は全然我國に於て生産又は製作不可能なりやと云ふに決してそうではない。鐵鑛、棉花、羊毛類の如き純原料品は暫く別とするも現在輸入額中の大半は既に内地及植民地に生産可能であり、假令一昨年の如き十七億圓の輸入に止るとしても、尙其内の六、七億圓位は格別困難なしに自給策を立て得るのである。唯問題は國家の政策宜しきを得るや否やの一點に懸つてゐるのであり、精密には從來未だ如上の目的を達するに妥當なる政策が講ぜられて居ず、否、其重要性をすら理解せざるものが多い。其處に國民經濟の行詰りが見出され、今にして尙ほ國難打開の方策なきを嘆するが如き爲政者の存在を眼前に見せつけられてゐるのである。

第二節 五箇年計畫とは何ぞや

夫れで我黨の産業五箇年計畫は、即ち多年我國家經濟の根柢に横はれる缺陷を充實すると共に、不景氣打破、正貨問題解決及失業群の活用等、當面に差迫れる國民的苦難に對して應急的治療を施すものであり、夫れは又無準備の金解禁善後策として、特に緊切なる要務たるに止らず、進んで經濟界建直し基礎的工程となるのである。

試みに先づ其計畫の概要を表示すれば

増産種目	産業五箇年計畫	増産方途	總經費年額(百萬圓)	増産年額(百萬圓)
------	---------	------	------------	-----------

農産物(小麥、豆、粟等)	農業改良、耕地整理國營開墾、開墾助成	三〇	一五〇
蠶絲	桑及繭種改良に關する各種の施設を含む	二〇	二〇〇
畜産物(生牛、馬、卵、乳製品等)	補助獎勵	一〇	一〇

夫れは我黨の産業五箇年計畫は、即ち多年我國家經濟の根柢に横はれる缺陷を充實すると共に、不景氣打破、正貨問題解決及失業群の活用等、當面に差迫れる國民的苦難に對して應急的治療を施すものであり、夫れは又無準備の金解禁善後策として、特に緊切なる要務たるに止らず、進んで經濟界建直し基礎的の工程となるのである。

試みに先づ其計畫の概要を表示すれば

増産種目	産業五箇年計畫	増産方途	總經費年額(百萬圓)	増産年額(百萬圓)
------	---------	------	------------	-----------

農産物 (小麥、豆、粟等)	蠶絲	畜産物 (生牛、馬、卵、乳製品等)	水産物 (遠洋及近海漁獲、鹽等)	林産物 (用材、薪炭材等)	鑛産物 (金、亞鉛、錫、鉛、鐵礦及石油等)	基本工業品 (鐵、鋼、機械、自動車、化學肥料、染塗料其他)	加工工業品 (綿布、絹布、毛織物其他)	小計	五箇年合計
農業改良、耕地整理國營開墾、開墾助成	桑及繭種改良に關する各種の施設を含む補助獎勵	漁船及漁具改良、漁港其他各般施設	造船及漁具改良、漁港其他各般施設	造林林諸施設特に林道軌道開設	關稅改正、其他補助獎勵に關する各般の施設(各産業に共通して)				
三〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二四	六	一二〇	六〇〇
一五〇	二〇〇	一〇	五〇	五〇	四〇	四〇〇	一〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

一、表中の經費六億圓は五箇年間の總額を示し、増産額の十億圓は本計畫完成後に於ける一箇年の生産増加高を示す。但し本計畫を實行せば初年度より直に相當額の増産あること勿論なり。

二、一昨年度は貿易及び物價に急激の變動あり、從て經費増産の割合は相對的に増減す

三、從來支出せる産業關係の各施設は其の政府支辨すると地方負擔たとを問はず、本表の五箇年計畫と對酌併行して繼續するものとす。

四、本計畫の爲に臨時産業基金制度を設けて内外緩急に應じ各年度の所要支出額を定む。

右は大綱を擧げたるに止り實際の施設に際しては緩急に應じ時宜に適切なる方法を探るべき事勿論である。而して此計畫を實行する事に依りて、確實に期待し得べき効果は、朝鮮臺灣を含めて平年約二十四億圓内外の輸入額(物價及貿易の急變を來せる一昨年度は別として)に對し少くとも下記の品目と金額を防遏し得る。

輸入防遏種目及金額 (單位百萬圓、概算)	平均輸入額	輸入防止額
大豆及油粕類	一五〇	一〇〇
小麥、雜穀、種子類	一〇〇	一〇〇
木材、パルプ	一五〇	六〇

大 養 内 閣

金、亞鉛、アルミニウム類	一五〇	八〇
鐵 及 鋼 等	一五〇	一〇〇
機 械、自 動 車、船 舶	一五〇	一二〇
化 學 肥 料	五〇	四〇
曹 達、加 里、染 塗 料	五〇	四〇
其 他 諸 品	二五〇	一六〇
合 計	一、二〇〇	八〇〇

〔注 意〕

本表記載の各種目は我國に於て十二分に生産可能なるものであるが、今一々の品目につき其増産方法及輸入防遏策を説明する過なきを以て、以下記述せるにつき之れを通讀推知せられたし。特に國民所得の増進、米穀蠶絲國策の説明等参照を望む

斯くして我國は始めて輸出國となり、國際的經濟爭覇戰に打勝ち得るものである。

前表は主として先づ輸入防遏の見地より、其要目を略示したのであるが、此計畫の進行に伴ひ國産品の海外輸出も亦必然に増加すべき事明瞭であり、之を最少限度に見積るも二億圓の輸出増加を見るべく、随つて輸入防遏額八億圓の生産増加を示すに止まらず、五箇年計畫の完成後に至らば、生産施設の完備に依り我國の産業は長足の發展を遂げ、更に躍進的數字を示すに相違ない。此の間人口の増加及生活の向上に伴ひ國民の消費額も増加すべしと雖も、そは上表に含まれざる自然的生産増加もあり、且つ産業政策の確立に刺激せられて、是又加速度の進展を示すべきは必然的である。

我國一部の論者は常に原料の缺乏を嘆じ、輸出増進の至難なるを啣つも、そは寧ろ自己の不明、若しくは努力の至らざるが爲めに於て、例へば英國にせよ、獨逸にせよ、其の巨大なる輸出額に對し、果して何程の原料を自國に生産しつゝありや。大部分は外國又は植民地より原料を購ひ之を利用し精製して海外に輸出してゐるのである。我國に於ても近年顯著なる對外進出を示しつゝある人絹、ゴム靴等の如きは如何。又年々四億圓を輸出する綿絲及綿織物の原棉は悉く外國よりの輸入品ではないか。問題は必らずしも原料難にあらずして、輸出増進に必要な産業政策と施設如何に由るのである。これ我黨が五箇年計畫に依りて輸入防遏と同時に、輸出増進の目的を達せんとする所以である。

第三節 何故に此計畫を急ぐか

然らば何が故に特に之を五箇年に限定せるか、其理由は寧ろ極めて簡單である。第一は金解禁善後策、別言すれば國際貸借改善による正貨

擁護策の爲めであり、第二は失業問題の解決を急ぐが爲め、第三は不況打開、國民經濟振興の爲めである。而して之を別方面よりいへば、其計畫の全部が總括的意味に於て、國民所得増進の爲めに外ならない。

を購ひ之を利用し精製して海外に輸出してゐるのである。我國に於ても近年顯著なる對外進出を示しつつある人絹、ゴム靴等の如きは如何。又年々四億圓を輸出する綿絲及綿織物の原棉は悉く外國よりの輸入品ではないか。問題は必らずしも原料難にあらずして、輸出増進に必要な産業政策と施設如何に由るのである。これ我黨が五箇年計畫に依りて輸入防遏と同時に、輸出増進の目的を達せんとする所以である。

第三節 何故に此計畫を急ぐか

然らば何が故に特に之を五箇年に限定せるか、其理由は寧ろ極めて簡單である。第一は金解禁善後策、別言すれば國際貸借改善による正貨

擁護策の爲めであり、第二は失業問題の解決を急ぐが爲め、第三は不況打開、國民經濟振興の爲めである。而して之を別方面よりいへば、其計畫の全部が總括的意味に於て、國民所得増進の爲めに外ならない。

前民政黨内閣は、其金解禁を行ふに當り、敢て正貨流出の虞なきを廣言せるに關はらず事實は全然彼等の豫想に反して、預金部資金を轉用せる三億圓の在外正貨を失へるに止らず、更に内地正貨三億一千萬圓を解禁後一箇年間に流出したのである。其結果一昨年一月には十億七千二百萬圓を所有せる内地正貨準備が、其後内地及植民地産金の受入高及東洋各地よりの流入分等約六千四百萬圓に上れるにも拘はらず、昨年一月には八億二千五百萬圓に減少し、之を前記在外正貨と併せて實に五億圓内外の金準備が短時間に激減して居るのである。現在保有の八億一千萬圓の準備と雖も、今後數年ならずして残り少なくならぬとは何人が斷言し能ふか、假令財界不況の影響に依り貿易上の入超額が更らに減少すると假定しても國民生活に缺くべからざる生産對消費の關係に前述の如き開を免れざる間は、依然何等かの形に於て正貨の流出を堰き止める事は出來ない。現状に依る内地の産金や東洋各地よりの流入は程度の知れたもので、唯幾分形勢を緩和するに過ぎない、故に強て正貨の減少を防止せんと欲せば、政府又は民間の手を通じて外債を起すの外なく、外債を起せば、元利支拂の義務を増す。唯だ借金の上塗りに過ぎない。

傳ふる所に依れば前政府は常に民間の會社を通じて、外國市場に於ける起債を奨勵しつありしと云ふが、若し此種の手段を藉りて正貨保持策に供すとせば、第二柱内閣の覇轍を繰り返すものであり、緊縮非募債主義の逆行爲たるは多語を待たない。吾々は其使途目的の生産的なる限り、そして之を行ふに的確なる經濟方針を以てする限り、必ずしも公債事業に反對するものにあらざるも、正貨補充策を目的とするが如き外債募集は、特に警戒せざるを得ない。それは窮餘の彌縫手段である、不自然なるインフレーションを捲き起す恐あるのみならず、此種の窮策を以てしては、今後百年を経るも國民經濟の建直しに成功し能はぬからである。

我黨の對策は全然前者と異り最も合理的にして且つ最も根本的な方法、即ち輸入防遏並に輸出増進を目標として國際貸借を改善せんとするに在る。而も之を實現するの急務は既に八億圓臺に下れる正貨の現状に照すも今や一日の偷安を許さない。若し之を等閑に附して、今日の正貨準備が六億臺乃至五億臺ともなるに至らば果して如何、勢の谷まる處遂には我兌換制度の基礎をも震撼せずとは言へない。勿論通貨は著しく縮少して財界梗塞し不景氣の状態を益々深刻ならしめんは必定である。殷鑑遠からず、最近の獨逸に在り。其時に至りて遽かに狼狽すとも既に遅い。

世上往々無準備の金解禁に反對せる我黨の主張を誤解して恰も其再禁止又は平價切下げの即時斷行を黨の方針として決定せるかの如く言ひ觸らすものありと雖も、そは我黨政策の眞意義を理解せざるものである。吾々は前民政黨内閣が何等貿易關係の好轉策を圖らず、何等國際貸借の改善に必要な用意を有せずして、而かも戦後の世界的反動期に差懸りつつある際、輕卒なる金解禁を行へる事を危険としたのである。

而して其結果は悉く我黨の豫言を實現化し、前民政党内閣の主張とは正反對に正貨は激減し、國民經濟は忽ち急轉落を告げたのである。といへ、既に一巨國家の名に於て之を解禁せる以上、全力を擧げて、其善後策を講ずるが我々の本旨であり、夫れ故にこそ前政府の不明と無責任とを痛彈すると共に、産業五箇年計畫其他の應急策を樹て、難局打開の爲めに心力を傾倒したのである。

併しながら若し前内閣の如き姑息無定見なる小策を持ち續くるに於ては如何に現勢を維持せんと欲するも其不可能なる前に述べた通りであり、其の上更に正貨準備の減少を繼續し、延びて兌換制度の基礎を動搖せしむる恐あるが如き場合に立至りたりとせば、何を以て其危局を救ひ能ふか、運命の告ぐる處は濠洲及アルゼンチンの如く遂に再禁又は平價切下げを行ふ以外他の手段なきを覺悟せねばならない。吾々は之を憂慮するが故に善後策を急ぐ。その五箇年計畫といふは、政府と國民の最大努力によつて國難を打開せんとする最短限度の計畫年限である。而かも、それがロシアの五箇年計畫の模倣に非ることは經濟の基調を異にし生産條件の全然異なる點よりするも明かである。要するに、この計畫に着手すること一日早ければ、一日其効果を速かにし、夫丈け國民經濟の安定を早め得るのである。別言するに他日萬一にも金輸出の再禁止若くは平價切下げの止むを得ざる場合に逢着する事ありとせば、それは無準備の解禁に端を發し、且何等其善後策も持ち合はさずして徒らに政權に執着し其日暮らしの安逸を貪れる前民政党内閣の罪たるを知らねばならない。同時に前民政党内閣の欺瞞的宣傳政策に誤られたる國民も亦責任の一半を負はねばならない。吾々は此機會に於て忌憚なく、之を言明して置く。見よ茲に述べたる吾黨の豫言は正に的中したではないか。

(附) 列國正貨擁護策と金解禁問題に關する無理解の謬見

我國の財政及經濟論者中には、今日と雖も、尙正貨問題の重要性を理解せざるが如き者あれど、歐洲大戰後に於ける列國の政策は其主力を此問題に注ぎつゝある實情にて、米國は現に四十三億弗以上の金準備を保有せるに拘はらず、今後も之を減少せしめざる方針を固持し、更に毎年五千萬弗以上の増加を計畫して居る。昨年同國が關稅保護政策を施行せるに至れるは、一面農工業振興及失業救済の爲めなるも、他面輸入の減少を計り以て一層正貨を増加せんとする政策に出づ。

更に佛國の正貨對策に至りては、より徹底にして例へば英國の利率六朱半、紐育五、六朱なりし當時、佛國の利率は三朱乃至三朱半の場合に於ても、英米より正貨を吸收し、又國內に秘藏せる正貨を買取る爲にはフラン二仙七厘の時之を三仙八厘にて佛銀に買上げしめるなど、非常手段を用ひて、金準備を整へ以て爲替の安定を圖り、爾來正貨の蓄積に努めつゝあるは人の知る所であり、其結果として同國の金準備は今や國內に約四十億圓、外國に二十億圓餘を所有しつゝある。

次に英國は一九二五年金解禁を行ひたれども其實、一萬磅の金貨及金塊を所有するものは強制的に英蘭銀行に買上げられ、又兌換の場合に於ても法定金貨を以てせず、單に標準品位の金地金を以てし、其金高も亦英蘭銀行が承認する程度に限定されつゝありて戰前の自由鑄造、無條件兌換時代とは大に異つてゐる。日本の如く何等國際貸借改善の準備もなく、正貨擁護、經濟界安定の計を事前に用意せずして、而かも無條

件の金解禁を行へる國家は世界中何處にもない。

米佛の如く既に巨額の正貨を擁し、又英國の如く海外に大債權を有する國家と雖も、正貨の減少を恐れて、之が對策を重大視し、今や列國共に正貨の蓄積増加に吸々たるは何故なりやと云ふに其原因は歐洲大戰の爲めに各國の金本位制が破壊せられ、從來經濟原則を以て律する

や國內に約四十億圓、外國に二十億圓餘を所有しつゝある。

次に英國は一九二五年金解禁を行ひたれども其實、一萬磅の金貨及金塊を所有するものは強制的に英蘭銀行に買上げられ、又兌換の場合に於ても法定金貨を以てせず、單に標準品位の金地金を以てし、其金高も亦英蘭銀行が承認する程度に限定されつゝありて戦前の自由鑄造、無條件兌換時代とは大に異つてゐる。日本の如く何等國際貸借改善の準備もなく、正貨擁護、經濟界安定の計を事前に用意せずして、而かも無條

件の金解禁を行へる國家は世界中何處にもない。

米佛の如く既に巨額の正貨を擁し、又英國の如く海外に大債權を有する國家と雖も、正貨の減少を恐れて、之が對應策を重大視し、今や列國共に正貨の蓄積増加に吸々たるは何故なりやと云ふに其原因は歐洲大戰の爲めに各國の金本位制が破壊せられ、從來經濟原則を以て律する能はざる状態に陥れる結果、茲に戦前とは異なる新重金主義が列國を支配するに至つたのである。而して濠洲及びアルゼンチンの如きは、此の傾向を認識せずして輕卒にも金解禁を行へる爲め、忽ち正貨を英米等の債權國に吸収せられ、已むなく再禁止を行はざるべからざる運命に逢着した。ブラヂルも亦既に金準備枯渇して、亡國の悲境に陥り、加奈陀は一九二六年一旦解禁せしも、米國に對する正貨の流出甚だしきを見て、一昨々年來正貨現送を停止せしめつゝある。世上、濠洲及アルゼンチン等の例を擧げて再禁止の失敗を論唱するものあれど、それは原因と結果とを混同せる謬見である。彼等が再禁止を行へるは、不用意の解禁が禍因である。尙最近の獨逸が正貨準備減少の爲め遂に破産の危機に陥り、急を米國其他各國に訴へて救護を求むるに至れる事實を見忘れてはならぬ。

我國の經濟論者は、今も昔の如く、金本位制の純理論に立脚して、金の流出入を自然の作用に放任すれば、失れに依つて自然に通商及物價が調節されると信じて居るが、現代の事實は之に反して正貨は多く米佛に集中偏在し、而かも兩國の國內物價は騰貴して居ないのである。否、晉に騰貴せざるのみならず、却つて反對に下落してゐるのである。それは即ち別に通貨統制策を講じて居るからである。

斯くして、金本位制の構成も、正貨準備の實質も、大戰前の夫とは全く一變し、正貨の準備なしには、一日でも國民經濟が成り立たず、單なる國際的信用丈では、一國の通商を保持する事も至難となり、公債の募集も圓滑に行はれず、國民生活上必需品さへも輸入し能はざる時代となりつゝある。濠洲、アルゼンチン、ブラヂル等は其適例を示して居る。

夫れのみならず正貨が流出すればする程通貨は縮少し、従つて物價の下落を伴ひ、財産價値が減少するが故に、内外兩面共に其貸借關係は權衡を失し延ひて産業の破滅を來たすに至る。我國の暴風的不景氣は其一例に該當せずとは云へない。

約言するに現代は新重金主義の時代となつて居る。夫は金本位制への復歸に依つて、世界の經濟が安定するとの傳統的意識に囚はれて居た各國の期待が、完全に裏切られたばかりでなく、反對に益々混亂の渦中に捲き込まれ、經濟的破綻國が續出してゐる。なほ政治的には獨逸賠償の行詰り、戦債問題未解決等、國際經濟界に伏在する不安と危険とに對する對應策に外ならない。

然るに此國際間の變局に對して、正確なる認識を缺き、正貨の流出に深き關心を持たず、晏如として正貨の對外現送を看過するに至つては、實に言語同斷の現象と云はねばならぬ。各國が盛んに金の米佛偏在を非議しながらも、彌が上にも關稅障壁を高めて、輸入防遏に熱中しつゝあるのも、結局金が最後の彈丸たるを切實に自覺せる新重金主義の發露に外ならない事を見落してはならない。

尙我國一部の論者は、若し濱口内閣が金解禁を斷行せざりしならば、現在以上一層深酷なる打撃を受けたであらうと云ひ、之を以て濱口内

閣の一大成功であるかの如く辯護しつゝあれども、それは全く論理的にも、事實的にも、經濟の實相を理解し得ざる一大妄斷である。假りに我國が金解禁を行はなかつたとせよ、そして我對外爲替を成行の儘に放任して四十弗にも三十五弗にも低落せしめたと假定せよ、それが爲めに國內物價の下落は大に緩和せられ、反對に對外物價は、其低落せる爲替を通して、國際水準以下に下落し、夫れ丈我輸出は促進せられ、折柄下落した銀價の影響も少なく、支那、南洋、印度への輸出も、現在の如き大萎縮を見なかつたであらう。而已ならず、元來巨額の負債を抱きて、經營難に陥りつゝある我が工業機構は、低爲替に依つてのみ其製品が辛ふじて對外的に其出合を保ち得るのである。然るに此世界的不景氣に直面して、海外市場の購買力が著しく減退の趨勢に在る時、又國內的には緊縮節約の宣傳、政府事業の繰延べ等を行ひ、消費の萎縮を促進するが如き政策を執りつゝ、無理矢理、人爲的に爲替を釣り上げた結果として、日本の産業丈けが、世界各國以上、最も深酷に二重三重の打撃を蒙らざるを得なくなつたのである。

現に佛國の如きは其對外爲替が五分の一に慘落して居つたのであるが、之がために四箇年間輸出超過を連續し財界好轉、國內工業の復興を助長し、對外的物價安の爲め、旅客の消費、海運收入の如き貿易外の収入も激増したではないか。今日佛國に於ける正貨の自然的流入と蓄積を招來せる主要原因は實に其正貨政策の宣しきを得たる點に在るのである。

又現に支那は銀價暴落の爲め國內工業は異常に發展し、其對外輸出は頗る好調を示しつゝある。例へば生絲の如き、米國に於ける賣値は日本絲同様五六百圓であつても、爲替暴落の爲め、國內製絲家の受取る銀の手取は千兩乃至九百兩と云ふ程度にて、暴落前とさしたる變りがない、之に反して日本は其對外爲替が略平價迄騰がつて居る爲め、弗の三百弗は圓の六百圓に該當し、製絲家の手取りもそれと同額に過ぎないのである。綿絲の支那より我國に逆輸入する如き全く例外だが、其原因は同一である。

又金の未解禁國たる西班牙は革命前の政情不安定に因り、爲替は一九二七年以來下落の一途を辿り、一昨年の如きはそれが爲めに資本の海外逃避甚だしく、恐慌状態を呈したるに拘はらず、物價は金未解禁の爲めに、過去五年間英佛等の暴落を他所に、餘り異動も無く略安定状態を續け、對外貿易は、比年爲替の下落に比例して好調を保ち、從來六億以上八億ベセタの入超額が昨年は一億臺に激減し、而かも貿易總額は世界の主要國すら三割内外の激減を示せる折柄、同國のみは反對に輸出の激増に依つて何等減退せず、正貨準備高は金銀共是れ又増減なく、在外正貨は寧ろ増加しつゝある。

以上各般の事實を正視し理解するならば、假りに濱口内閣が金解禁を行はずとも、何等我國の經濟界に不良の影響なかりしことを悟り得るのみならず、金の未解禁と爲替の下落が、世界的不景氣の渦中に在り却つて國內經濟の安定と輸出貿易の促進を極めて有利に導く事由を知り得るであらう。既に本文中に述べたる通り吾々は今や國民經濟建直しの要件として金解禁善後策に心血を注ぐものなれど、世上民政黨一派の無理解なる謬見に惑はさるゝもの少からざるやうに見受けらるゝを以て茲に之を附言する次第である。

第四節 失業者の活用と國民經濟の振興

産業五箇年計畫が含蓄する第二の意義は失業問題の解決に在る。凡そ總ての商品は、直接間接其大部分、否殆ど全部が勞銀の結晶である。

以上各般の事實を正視し理解するならば、假りに濱口内閣が金解禁を行はすとも、何等我國の經濟界に不良の影響なかりしことを悟り得るのみならず、金の未解禁と爲替の下落が、世界的不景氣の渦中に在り却つて國內經濟の安定と輸出貿易の促進を極めて有利に導く事由を知り得るであらう。既に本文中に述べたる通り吾々は今や國民經濟建直しの要件として金解禁善後策に心血を注ぐものなれど、世上民政黨一派の無理解なる謬見に惑はさるゝもの少からざるやうに見受けらるゝを以て茲に之を附言する次第である。

第四節 失業者の活用と國民經濟の振興

産業五箇年計畫が含蓄する第二の意義は失業問題の解決に在る。凡そ總ての商品は、直接間接其大部分、否殆ど全部が勞銀の結晶である。従て巨額の輸入品を購ひ其代價を支拂ふ事は、他の語に於て諸外國の勞務者に對して、勞銀を提供しゝあると異ならない。純然たる原料品は概ね天然品であり、其の價格もさして高しとせず、鐵礦、石炭にせよ、米麥にせよ、其眞の原價は即ち山に於ける原礦、穀物に於ける種子の如く殆ど無價値同様で、之を採掘し、培養し、運搬する爲めに初めて價値を生ずるのである——例へば一箇二十圓の銀時計に必要な原料品の代價は約二圓程度に過ぎず殘餘の十八圓迄は製作技術に要する勞銀である。尙精密に言へば其二圓の原料も亦同じく勞銀の代價に外ならない——故に我國に産出せざる純原料品を輸入するは已を得ずと雖も、内地又は植民地に生産乃至製作可能のものを輸入し、而かも夫に八億乃至十億もの對外支拂を惜まざる如きは、全然國民經濟の何たるを知らざる無政策と評せらるゝも、之を拒むべき辭はないのである。殊に我國は内地のみにても既に百萬人に上る失業者を抱へ、更に植民地を加ふれば、其數夥たゞしきものがある。然るに他方に於ては、輸入品を購ふ事に依り、外國人に對して巨額の勞銀を支拂つゝ、内地及植民地の失業群を活用すべき何等の效果的對策をも有せず、たまたま輿論の要求に促されて、若干の施設を行ふかと見れば、所謂救濟を名として、僅かに七八萬人を動かすに過ぎざる小計畫丈である、然らば殘餘の九十萬人は如何にするか。前民政黨政府は頻りに思想の善導を叫び、教育家、宗教家の努力を求めつゝありたるも、自ら國民生活の安定に切念する事なく、現に飢餓線上に呻吟しつゝある多數失業者を見殺しにするが如くんば、其結果は如何にあるべきか。是れ寔に吾々の寒心措く能はざる所であつた。而かも今や我黨の政策に依り、既記の如く最少限度八億圓の輸入を防遏し、二億圓の輸出増進を圖るとせよ、合計十億圓に該當する事業は夫れ丈の勞力を要求し直接間接十億圓の勞銀と化して、失業者活用の途は開けるのである。前民政黨政府の失業救濟は、三千五百萬圓を以て一年間八萬一千人を働かすものなるが故に、之と同一の計數に基きて、十億圓の事業を營む時は、實に二百卅萬人以上の失業者を動員し、而かも恒久的に就職の途を與へ得る事になる。

歐米の重なる各國は貿易上の輸出國、又は國際貸借上の受取勘定國であつて、生産過剰の爲めに惱まされつゝあるも、失業對策に全力を盡し、就中英米の如きは數億の國幣を支出して居るが、我國は幸か不幸か輸入超過國である。輸入超過國に於ける失業對策は寧ろ極めて簡易、即ち唯輸入防遏策さへ講ずれば直に解決し得る立場を與へられて居る。然るに國際間に於ける此現實的經濟原則をさへ未だ會得せず、動もすれば國民の人格をさへ侮辱すると認めらるゝ姑息の『救濟』を唯一の方策として過剩勞力の『活用』に思ひ至らざる如きは單に不明の致す處か、或は金融資本主義に誤まれて國民經濟を知らざる罪か。假に其禍の孰れに在るにせよ、吾々は國民生活及國民思想安定の爲めに失業問題解決の根本方策を緊切と信する、夫れが産業五箇年計畫を急務とする第二の理由である。

第三は、國民經濟振興策としての五箇年計畫——それは最早や上來の所説に依つて大體明瞭であるが——之を手短かに約説するならば、既記計畫表に示せる通り、吾々は國民經濟の更生と擴充とを圖るが爲めに總額六億、年額平均一億二千萬圓を國庫より支出して國家所要の建設的事業に打着する同時に前民政黨内閣の爲めに不當に打切られたる從來の事業費約五億圓も緩急を計りて復活する。隨て相當多額の資金が即時活動を開始し、是等各般の施設は必要缺く可からざる物品の購入及勞銀等の形に依りて廣く民間に流れる。其結果として、國民の購買力は増進して商品の需要も盛んとなり、民間資金の運轉を圓滑ならしめるや疑ひなく、又此計畫の實行に必要な機械器具等總ての材料は無論國産品を使用するを以て現在生産過剰の訴ふるものの、新たなる需要を喚起する。斯くして失業者が活用され、國民の購買力が増進し、商品の需要が起り、資金の流動が圓滑とならば、我經濟界は必ず活況を呈するに相違ない。更に其刺激に依り民間各方面の事業も、息を吹き返し、興起すべき事必然なるを以て刻下の不景氣風は茲に初めて一掃されるのである。

然かも此計畫に依る景氣の振興は、不自然、不合理なるインフレーション策とは全然趣を異にし、極めて正しき意味と方法に基きて擴充し發展せしむるが目的である。而して輸入を防遏すると共に輸出増進の基礎を取堅めるものであり。之に依つて我國多年の悩みである國際貸借、正貨問題、人口問題及失業問題等を解決するのである。假令、即時的及全部的に解決し能はずとするも、少くとも其大部分を解決し、且つ將來に向つて解決の大方針を確立し得るのである。之れ則ち現前の不況打開策として最も有效適切なる政策たるに止らず、國民經濟の根本的建直し策として、永久的妥當性を有する建設的國策ではないか。否、今日の國難を匡救し、今日の苦境を突破し得べき方策は、之を措きて他に求め能はぬのである。(尙總括的意味に於ける國民所得の増進に就ては別章に説く)

第五節 増産の目標と生産過剰問題

或は云はん、現時世界各國を通じて、生産過剰の聲高く、我國に於ても亦、生産過剰の事實は、各方面に目撃する時に方り、更に増産計畫を樹つるが如きは不適當の方策にあらずやと。卒然之を聞かば其言理あるに似たるを以て、世人動もすれば正しき判断を缺くの嫌なしとせなしい。併しながら我黨の主張する處は、現在諸外國より購ひつゝある巨額の輸入品を内地又は植民地に於て増産するを先づ第一の主眼とするのである。既に前に云へる通り我國は昨年來の不況時代に在つてすら、一億六千萬圓の輸入超過を示し、平年には二億乃至三億圓——大正八年より昭和三年に至る十年間の入超額は内地のみにも三十三億圓、植民地を合すれば實に四十餘億圓——に上る。是れ即ち國民經濟の全局より見て未だ生産對消費の均衡を得ざるが爲であり、端的には、國民の日用品すら生産不足の事實を物語つてゐるのであつて、我黨政策の目標竝に其視ひ處は此點に在る。

勿論如何に増産の必要を認むればとて現在既に生産過剰を告げつゝあるものに對し、今後更により多くの増産を計る可しと云ふが如き馬鹿

者は斷じて世の中に存在せず。斯かるは初より分り切つた事である。我黨の主張する處は斷じて前民政黨内閣が無準備の金解禁を行へるが如き不用意の計畫ではない。語を換ふれば、

(A) 現在既に生産過剰又は既に自給自足の見込あるもの

(B) 全然生産不可能なるもの

より昭和三年に至る十年間の入超額は内地のみにも三十三億圓、植民地を合すれば實に四十餘億圓——に上る。是れ即ち國民經濟の全局より見て未だ生産對消費の均衡を得ざるが爲であり、端的には、國民の日用品すら生産不足の事實を物語つてゐるのであつて、我黨政策の目標並に其視ひ處は此點に在る。

勿論如何に増産の必要を認めればとて現在既に生産過剰を告げつゝあるものに對し、今後更により多くの増産を計る可しと云ふが如き馬鹿

者は斷じて世の中に存在せず。斯かるは初より分り切つた事である。我黨の主張する處は斷じて前民政黨内閣が無準備の金解禁を行へるが如き不用意の計畫ではない。語を換ふれば、

(A) 現在既に生産過剰又は既に自給自足の見込あるもの

(B) 全然生産不可能なるもの

(C) 將來發展の見込なく輸出の可能性を有せざるもの

是等は初めより五箇年の範圍外に置く。而して國家の政策として保護助長を必要とする産業は、

(1) 國民の必需品にして現在猶生産不足の爲め輸入するもの

(2) 我國に於て生産可能なるにも拘はらず、金利、運賃、税制、動力及燃料等の關係より外國品に壓せられつゝあるもの

(3) 將來對世界的に發展の見込あるも現在技術上其他尙幼稚若くば種々の障碍の爲め振興せざるもの

是れ則ち吾々が原則として積極的増産を計らんとするものである。手近の實例を借りて云へば我國に於ける自動車工業は既に十二分に歐米各國と對抗し得べき技術的進歩を遂げつつあるにも拘はらず、昭和二年には其部分品を合して二千萬圓、同三年には三千四百萬圓、同四年には三千五百萬圓近くを輸入しつゝある。斯の如きは單に舶來品崇拜の弊習に依るのみに非ずして、寧ろ國家政策上の缺陷に原因する。現に伊太利の如きは國法を以て一方に自動車工業の保護發展に力を注ぐと同時に、他方外國品に對禁止的關稅を課する迄に其政策は徹底してゐる。これ只一例を擧げたのみ、他は推して知るべきである。

第六節 この計畫を行ふ財源

以上は五箇年計畫の趣旨概要を述べたのであるが、然らば此計畫を行ふに必要な既記六億圓の財源を如何にするか。第一に官業及官有財産の整理に依り、第二には一定時間を限りて關稅引上げ及び特別奢侈稅を設ける。それでも猶不足を告ぐる場合は若干の公債を發行する。新たに國民の負擔を増加せず、殊に一般庶民階級の負擔に求めずして、所要財源を作るが我黨の既定方針である。

昨年二月大藏省公表の官有財産總價額は八十一億圓を超へ、我國の公債總額より多き事二十億圓以上である。吾々は時代の要求と國民生活の現狀に照らして、先づ之が經濟化を圖るを急務とするのであつて、例へば假りに電話を民營に移すとせば如何、國家は現時の収益に相當する株を所有するとしても猶約四億圓の財源を得るに止まらず、民營後に於ける電話事業の發達は、必ずや官營時代に倍加し、世界の奇觀たる權利金の如きも自然遞減し消滅するであらう。又假りに國有鐵道を半官半民とせば如何か。今日之が爲めに何等國防上の危險を感ぜざるは勿論、サービスはより良く改善せられ、而かも相當巨額の財源を茲に見出し得るに相違ない。其他造幣廠、製鐵所、印刷局及山林事業等に幾多整理

改善の餘地あると共に、此適當なる財源を得るに至難ならずと信ずる（我黨は別に減税及び地方に財源分與を主張するものであるが、それは主として行政整理及國防の經濟化等に依つて財源を見出す方針であり、産業五箇年計畫の財源とは別である。）故に此計畫と減税とは何等矛盾なく兩立併行し得るものである。否一方に減税して國民の負擔を軽くしつゝ他方に産業の發展を計る、夫が當然の策であらねばならない。

次に特別奢侈税は讀んで字の如く比較的負税力を有する階級に對し一定期間之を課するものであり、此種の實例は、歐米各國に亘り殆ど實行せざる國家なしと云つても過言ではない。既に贅澤税なるが故に其の範圍は狭く、其性質は社會政策的意義を帶び、國民の美風良俗及保健等を考慮すべきは云ふ迄もない。

若し夫れ上述二種の財源を以てして、尙刻下急務を満たし能はざる場合に於ては、最少限度の公債を發行することに何の支障があらう。吾々は前民政黨内閣の如き、不合理なる非募債主義に拘泥する事を以て決して國民經濟を多幸にすべき賢明なる政策とは認めない、否非募債主義を金科玉條視する前民政黨内閣夫自身と雖も、頻りに預金部資金を運用し更に言を失業者救済に藉りて一般會計上の財源を公債に求め、彼等自ら一枚看板を破つて居るのである。況んや、歳計の不足に伴ふために公債をもつてせんとするに於いてをやである。此の困難を打開し此不況を突破し、正貨問題乃至失業問題の全般的解決を計り、而して國民經濟の根本的建直しを行ふに方り、若干の生産公債を募る事に何の不都合があらうか。一部金融資本家の利害よりも、國民全體の禍福は遙かに重大である。一時の政權、黨略又は政府の面目よりも國家永久の利益を計る事こそ、公黨の責務であり使命であらねばならぬ。

固より如上の産業五箇年計畫を遂行する爲めには、更に之と關聯して幾多の施設を要する。就中列國の經濟政策に對應する妥當なる關稅の改正を始め、各般の保護助長策を講ぜねばなるまい（別章『國民所得増進と大衆生活の安定』參照）。又内地植民地を通じての生産調節策も必要であり、進んで行政機構の改革や、教育、運輸、金融等諸方面に亘り、深き關係を有し、共に考究を怠つてはならない、是等は別々にそれら適當の機會に述べる事とする。

第二章 國民所得の増進と大衆生活の安定

第二章 國民所得の増進と大衆生活の安定

山本条太郎述

第一節 無政策に悩む日本

一般的に概括して云へば、國民所得の増進を目的とせざる財政經濟政策あることなく、大衆生活の安定を理想とせざる政治もあり得ない。それは總ての場合に於て政治の基調であり、政策の指標であらねばならない。併しながら我國現實の狀態に於ては此の根本的基調及指標が、何處かに紛失せる如く忘却され、或は極めて冷淡に輕視されてゐる。其の現はれが世界無比の暴風の不景氣を我國に持ち來らしたのである。我黨が特に此一要目を新政策に掲げたる意味は其處に在る。

若し國民の所得だに増進したならば、世に不景氣の風は吹かない。若し大衆生活だに安定しつゝあるならば、國民苦難の聲を耳にする理なく世に喧しき失業問題も思想の惡化もありやうが無い。之れは何人にも明々白白々、調査も議論も要せないのである。

それ故に我黨は第五十九議會に於て國民所得の増進策如何を前政府に質問したるに、前政府は之に答へて、何等對策無しといふ、そして適當の案があれば教へを乞ふとまで言明してゐるのである。他の場合に於ては強辯到らざるなき前民政黨政府當局として、斯くも正直に告白せる態度は寧ろ愛すべきに似たるも、嚴肅なる意味より云へば國政の擔當者として餘りにも無責任であり、餘りに彼等自らの無策無見識を暴露せるものといはねばならない。斯くの如き政府に依つて此の苛烈なる國民の受難時代を如何に突破し能ふか。そは恰かも舵も艫もなき難破船に乗つて怒濤逆捲く大洋を航せんとするの類ではないか。

改めて説く迄も無く我國民所得は之を世界主要列國と比較して今尙極めて貧弱を免れない。試に内閣統計局調査の數字を見るも左表の如く人口一人當り所得は最低位に在る。

國	別	總	額(單位百萬圓)	人口一人當所得(單位圓)
日	本(内地)		一一、八八三	二一八
北	米	合	一四二、五一八	一一、二七二

第三編政友會十大政綱解説 第二章國民所得の増進と大衆生活の安定

英	獨	佛	伊	加	濠洲	度分
大 養 内 閣						
吉 利	逸 利	蘭 西	太 利	奈 陀		
四三、八三一	二四、九八七	一一、九〇七	一〇、三五二	五、〇一六	四、五二六	
九七七	三九八	五四九	二六〇	五五六	七七一	

昭和六年三月發兌「列國々勢要覽」に據る。但し調査年時は日本以下伊太利迄一九二四年度、加奈陀は一九二三年、濠洲は一九二二年

此の統計は各國其の推計及調査方法を異にするを以て精確といふ能はざるも、我國民所得が如何に在るかは略知るべきである。然るに前民政黨内閣は何等國民所得増進の方策を講ぜずして却つて専ら緊縮を唱へ消費節的を強要し、依つて以て能事足れりとしてゐるのである。爲めに益々不景氣を深刻にし人心を萎縮せしめ事業不振、物價急落の慘狀を激發せるは寧ろ當然の成り行きといはねばならない。而かも前民政黨政府は尙ほ其の失政を自覺せざるもの如く總ての原因を世界的不況に嫁し事實を曲げて百方辯疏しつゝあるは前に指摘せる通りである。

元來世に所謂世界的不況とは何を意味するか。其の正體、其の原因に就ては實際上何れの國に於ても未だ確定的定義なく、或は金の偏在に由るといひ、或は各國關稅に由るといひ、或は各國關稅競争の結果なりといひ、或は農產物及工業品の生産過剩に原因すといひ、或は産業組織の改善と擴大化及生産技術の科學的發達に基くといひ、更に特殊の及局部的原因としては銀の暴落、勞農露國のダンピング、支那及印度の不安狀態等を擧げる。何れも相當の理由があり、精密には其全部が直接間接の原因となつてゐると解せられる。併しながらそれが全部的にせよ。一部のにせよ。世界各國中我日本の如く激烈なる打撃を被れるものなく、又日本の前政府程無爲無策に傍觀しつゝある國家は何れに在りや、我國民の熟慮攻究すべき問題は此點に在る。

換言すれば列國は各々競つて不況の原因を検討すると同時に之が打開策に全力を傾けつつある。特に正貨擁護と失業防止のためには如何なる犠牲をも厭はずとする程の對策を急施しつゝある。世界に於ける正貨の約六割迄が米佛二國に偏在せる事を以て不景氣の最大理由と看做さるゝに係はらず、米國も佛國も斷じて其正貨を手放さじと努力しつゝある。又列國の關稅競争が通商の自由を阻害し、之が爲め不景氣を苛烈にせりと認めらるゝにも關はらず、一兩年來列國は益々關稅の障壁を高め、強度の保護政策を執りつゝある。此の間何一つの政策らしき政策をも講ぜざるは世界中唯だ我が日本一國のみではないか。

第二節 國民所得増進の方策

凡そ國民所得増進の途は一に富を海外に求めること、二には富の海外に流失するを防止すること、三には國內に眠れる資本と資源及勞力を活

換言すれば列國は各々競つて不況の原因を検討すると同時に之が打開策に全力を傾けつつある。特に正貨擁護と失業防止のためには如何なる犠牲をも厭はずとする程の對策を急務しつゝある。世界に於ける正貨の約六割迄が米佛二國に偏在せる事を以て不景氣の最大理由と看做さるゝに係はらず、米國も佛國も斷じて其正貨を手放さじと努力しつゝある。又列國の關稅競争が通商の自由を阻害し、之が爲め不景氣を苛烈にせりと認めらるゝにも關はらず、一兩年來列國は益々關稅の障壁を高め、強度の保護政策を執りつゝある。此の間何一つの政策らしき政策をも講ぜざるは世界中唯だ我が日本一國のみではないか。

第二節 國民所得増進の方策

凡そ國民所得増進の途は一に富を海外に求めること、二には富の海外に流失するを防止すること、三には國內に眠れる資本と資源及勞力を活動せしむること、此の三策以外に絶無である。第一は輸出の増加を最大主眼とし、第二は輸入防遏を最要の手段とし、第三は資本流動を圓滑にすると共に國內の餘剩勞力を動員し大いに資源及び事業を開發するに在る。而かも之れを今日の實狀に徴すれば、劇烈なる國際經濟戰の波濤を乗超へて急速且つ顯著なる成功を第一の輸出増加に期待するは容易の業でなく、藉すに相當の歲月と準備とを以てせねばならない。隨つて當面の應急策としては勢ひ第二及第三の方策を以て適切妥當とする。そは唯だ國民の理解と支持にあらば、國內限りに於て直ちに實現可能なるが故である。

此の要求に應ずるため我黨は前章所述の通り率先して新經濟政策を提唱し、産業五箇年計畫其他の對策を持し、此の國難に對應し以て國民所得の増進と大衆の生活安定を圖らんとするのである。今例を農林業に取りて言ふならば開國以前に於ける日本は古來主食品たる米の外、麥、豆、粟等を産出せるのみならず、衣料たる棉花の如きも之を自給し、住宅材料たる木材は寧ろ頗る豊富と稱せらるゝ程であつた。即ち國民生活の基本要素たる衣食住の天然原料が我國に於て立派に生産し得る事實は何人も之を熟知してゐる筈であり、豆糟等の如きも亦同じく内地及植民地に於て自給し能ふのである。然るに明治以降、外に貿易の途開け、内は人口の急速なる増加と生活の向上に依り、漸次是等衣食住原料の不足を輸入に仰ぐに至り農産物のみにても毎年約七八億圓の代價を海外に支拂はねばならぬ有様となつた。併しながら夫れは決して我國に生産せざるが故でもなければ、生産を禁止せられた結果でも無い。實際的には麥、豆、粟、棉花等を作ることよりも米及蠶等の生産に従事するを利益と考へられたからであり、林業方面に於ては山林擁護の方策が緩漫に任せられたる爲め供給不足を告ぐるに至つたのである。

然るに多年我國の農家が主力を注ぎたる米及蠶は今や共に生産過剩の觀を呈する迄に増加し、就中米の如きは朝鮮及臺灣に於ても頻りにその生産を獎勵せられし結果、一昨年度の大豊作は假りに異例にもせよ、大體に於て目前の需供關係に大なる不安を感ぜざる状態となつたのみならず、今後更に種肥其他生産方法の改善を圖りなば從來一反歩當り二石の産額をして之を五割乃至一倍に増加せしむることも敢て不可能とせざる趨勢にある。隨つて我内地植民地に在つては其の産額の増加するだけ、それだけ、其處に耕地の餘剩を生ずる譯である。(尙米穀及蠶絲の事は別に第四章に説述す)

之を以て吾々は其の餘剩耕地を利用し改めて小麥、豆、粟、棉花等現在我國に不足せる農産物の増産方法を講ずる事に依り、國民所得の増進を期するが何よりも賢明にして且自然的なる計畫と信する。そは一面巨額の輸入を防遏すると同時に、從來海外に支拂へる金額を我國民の手に納めしむることゝなるのである。勿論此の計畫を遂行する爲めには國家の力を以てそれゝ適當の施設を行はねばならない。種子及器具等

の改良を始め肥料の經濟的配給、耕地整理、開墾助成、動力利用等幾多の方法を促進すると同時に、關稅其他の手段に依り效果的保護獎勵策を採用する必要もある。そして我國の農家をして米及蠶を作ると同様、若しくはヨリ以上の經濟的利益を獲得せしめ、外國品との競争に打勝ち得る迄に其の方策を徹底せしめなくてはならない。語を換ゆれば米を作る以外に小麥、豆及粟等を植えつけ、蠶を飼養する上に棉花を栽培するとも、農家の收量は決して減少せず、否、之に依つて米及蠶の需要供給を調節し價格の暴落を制禦し能ふと共に、從來外國より購へる豆、小麥、粟乃至棉花の輸入を可及的驅逐し、以て我農家の收益を増進し得るやう、妥當の政策を立てるのである。林業方面に於ても亦然り、これ吾々が前章記述の五箇年計畫に於て農産及林産等の増産を圖るを緊要とする所以であり、殊に朝鮮及臺灣に於ては其風土、勞銀、生活狀態等種々の關係より見て内地以上に率先し麥、豆類、粟及棉花の生産を獎勵するが至當と考へる。

右は農産物を例に取りての説明であるが、此の理は他の鑛産、畜産、水産及工業等及れの方面に對しても同一である。専門家の調査によれば現在我國は正貨補充策に悩まされつつあれども、若し國家の施設獎勵に宜しきを得るに於ては從來一箇年約三千萬圓の内地産金額をして之を一億圓に増加せしむること敢て難事でないといふ。これ實に我國經濟上最も重要な正貨問題解決策として看過すべからざるは勿論、此種の事業は最も多數の勞力を必要とするものなるが故に、失業者活用策としても極めて有效なるを知らねばならない。又畜産の例をいへば我國には未だ細羊の飼養數稀少にして現今僅に三萬頭を有するに過ぎざれども、是れ將た導くに方法を以てせば決して飼育不可能なるにあらず、假りに農家一戸當り平均一頭を養ふとしても、全國六百萬戸を合し約六百萬頭に上るのである。随つて年々一億圓以上の羊毛を輸入しつゝある我國民は之に依つて又それだけの所得を増進し得るに止まらず、冬期冷寒にして濕度多き我國民の衣料は將來益々毛織物に向ふべき趨勢に在るを以て其の國益の至大なるは言を俟たない。約言するに多年輸入品に慣れたる國民の總てが恰かも我國に生産不可能なるものゝ如く誤認しつゝありと雖も、事實は斷じてさうでは無い。曾て極寒不毛の地を以て目せられたる西伯利に於てすら水田は開かれ、何等經驗を持ち合はざる米國の農家さへ米を作りつゝある時代である。時勢進歩と學術の發達に伴ひ採算不利なりし産業も着々改良されて有利に開展しつゝある實例が極めて多い。國民所得増進の途は眼前に横はつてゐるのである。

同時に吾々は國內資源の開發が國民所得増進策竝に失業者活用策として極めて緊切の要務たるを見忘れてはならない。而して其の具體的方策としては海外移民と同時に國內移植民の獎勵が最も有效と信するのである。卒然國內移植民てふ語を聞けば稍奇異の感を惹起するものあらんも、其の意味する所は人口饒多なる土地より比較的人口寡少の土地への移住を促進すると共に、季節又は事業の繁閑に考慮して適時餘剩勞力を移動せしむるに在る。因より之を實際化する爲には人口の移動を必要づくるだけの施設を缺くべからずと雖も、そは決して效果なき事業を起せよといふのでは無い。

元來我國の土地利用總面積は四千萬町歩となつてゐるが、其の内耕地は僅に六百萬町歩に過ぎない。即ち農家一戸當りの耕地は約一町歩と

いふ狹隘さである。(英國は同じ比例に於て約二十町歩、佛國は十町五反、伊太利でさへ一戸當り六町五反の割合となつてゐる)併しながら今日の科學的技術を以てせば、我國に於ても現在の耕地を二倍する

は寧ろ容易の業であり、専門家間には二千萬町歩即ち現在に三倍する程度に耕地化すること可能であるといはれてゐる。これ我内地だけを標準としての計數であるが、其の中には既に十二分開墾を了せる土地もあれば、未だ半開的の姿に放任されつゝある箇處も少くない。故に國

策としては海外移民と同時に國內移民の獎勵が最も有効と信するのである。卒然國內移民してふ語を聞けば稍奇異の感を惹起するものあらんも、其の意味する所は人口饒多なる土地より比較的人口寡少の土地への移住を促進すると共に、季節又は事業の繁閑に考慮して適時餘剩勞力を移動せしむるに在る。因より之を實際化する爲には人口の移動を必要づくるだけの施設を缺くべからずと雖も、それは決して効果なき事業を起せよといふのでは無い。

元來我國の土地利用總面積は四千萬町歩となつてゐるが、其の内耕地は僅に六百萬町歩に過ぎない。即ち農家一戸當りの耕地は約一町歩と

いふ狹隘さである。(英國は同じ比例に於て約二十町歩、佛國は十町五反、)併しながら今日の科學的技術を以てせば、我國に於ても現在の耕地を二倍するは寧ろ容易の業であり、専門家間には二十萬町歩即ち現在に三倍する程度に耕地化すること可能であるといはれてゐる。これ我内地だけを標準としての計數であるが、其の中には既に十二分開墾を了せる土地もあれば、未だ半開的の姿に放任されつゝある箇處も少くない。故に國家の力を以て之を開拓し以て眠れる資源を活かすと同時に、國內の餘剩勞力即ち失業勞働群を此の未開地に吸収せば、我國民經濟の行詰りは大に緩和せられるに相違ないのである。伊太利は歐洲諸國中耕地面積では佛、獨、波及西に次いで第五位に在るに過ぎないが、それですらムツソリニは今後未開墾地を利用する事に依つて將來の人口を養ふに充分なりと豪語し、年々八十萬人に上る海外移民の不必要をすら高唱しつゝある。吾々はムツソリニ流の獨斷主義に與するものにあらざるも、區々姑息なる退嬰的政策に低迷して居つては到底深刻なる國難の救はれ難きを痛感せずには居られない。

數年來我國の對米移民は既に閉塞的狀態を告げ、南洋方面の移民も思はしからず、今は唯南米に門戸を開かれるに過ぎない。故に吾々は此の際國內移民の保護獎勵策を講じ積極的に資源を開發するの急務を特に切要と認めるのであつて、それが我黨の主張通り實現するならば、國民所得は著しく増進すること必定である。蓋し眠れる資源を開くことは新たな富の獲得であり、雨風に曝されつゝある荒地を活かせば活かす丈、新たな生産が増すからである。其處には必ずや未採掘の礦産もあるべく、未發見の工業原料もあるべく一步を耕し一樹を植えつゝあるも、それは忽ち黄金の果實と化するのではないか。これも吾々が内地資源開發策を以て國民所得増進の長計と爲す所以である。

第三節 列國の保護政策と日本の現情

それに就けても茲に國民の正しき認識を必要とするは保護政策の問題である。上述の産業五箇年計畫其他國民所得の増進策を遂行する爲には無論相當の保護政策を執り各般の施設、補助獎勵及諸種の助成事業を行はねばならぬのは言ふ迄もない。又其の施設を行ふことに依つて一失業者も活用され景氣も好轉するのであるが、就中重要にして且效果的なるは關稅の改正である。然るに我國に於ては舊時代の自由貿易主義を以て最上の政策と誤信する論者が甚だ稀ならず、三四十年前迄の經濟學を修めた人々の間にはそれが恰かも絶對的原理原則の如く先入主の知識となりつゝありて世界大戰後に於ける國際的經濟思潮の急激なる變化——新重金主義や、自給自足主義等々各國の現實政策——には無關心の姿である。斯かるは寧ろ驚き入つたる時代錯誤の現象であつて現在我國が國際的經濟戰に立ち遅れ、世界無比の暴風の打撃を受けつゝある原因の一つは確かに此の先入的謬見の致す所といはざるを得ない。

世界列國が輒近如何に保護關稅政策を強行しつゝあるかは今更事新しく論述せずとも識者の夙に知悉する所であるが、茲に二三の實例を語れば米國は現在原價一英斤一仙のキウパ糖に二仙以上の關稅を課し、且國內では三仙五厘の生産費を要する甜菜糖の産出を獎勵しつゝある。

又農産物の大輸入國たる英國の如きも近年頻りに甜菜糖の植附を奨励し既に二十億噸以上の生産高を示し、或は滿洲の大豆種を取寄せて更に之を自國に産出すべく熱心なる保護を與へてゐる。其他獨逸にても伊太利其他の諸國に於ても砂糖の輸入を防遏するため自國糖業の發達に異常の努力を惜まず、和蘭の如きは自國の領土内に砂糖の大生産地たる瓜哇を有するにも關はらず、同じく甜菜糖を保護奨励して年産三十萬噸を生産するやうになつてゐる。

又小麥の例に就ていへば戰前西部歐羅巴諸國は露國、加奈陀、米國及濠洲より年額二十億圓以上を輸入してゐたが、今日は英國を除きて各國何れも自給自足を計り價格の如何を問はず從來の輸入を防止しつゝある、近時米國に於ける小麥の値段は一ブツセル六十仙臺であるが佛國は國産小麥に重税を課し且つ製粉會社に對しては法律を以て外麥使用の割合を制限してゐる。之が爲めに佛國內に於ける小麥の値段は一ブツセル一弗七十仙にもなつてゐるが、國民は少しも不平を唱へざるのみならず、國民經濟は列國中最良の状態に在る——佛國民は假令自國の生産品が幾分他國に比して高價となりても輸入防遏の爲に保護關稅を必要とし之を經濟的國防と呼んでゐる——

無論此の種の政策は列國共に鑛工業に亘りて行はれてゐるのであつて、其の最も徹底的なるは伊太利であり、より冒險的なるは露西亞である。露西亞の國體及政治組織等は我黨の絶對に承認せざる所なるも、其の産業政策、世に所謂五箇年計畫の大規模なるは善意的に見て寧ろ驚嘆に價ひするものがあり、其實績如何は彼國一流の花々しき宣傳の如くならざるにもせよ、少くとも同國には現在多數の失業群を見受ざるのみか、却つて獨逸の労働者を招き寄せつゝある。又彼國労働者の賃銀は五箇年計畫當初に比し今や三割九分の増加率を示す程に繁榮を傳へられてゐる——露國の規畫とは全然趣きを異にすれど佛國に於ても地方都市及農村に對する新装置の大改善工事のために總額二十億圓を財源とする五箇年計畫を樹て既に其の進行中に在る。佛國に失業者なしと云はるゝは同國の特殊的事情の綜合的結果でもあるが、要するに其の經濟國策の成功を物語るものに外ならない。

何が故に列國は斯くも競つて保護政策を行ひつゝあるか。他なし、輸入を防遏する事に依つて第一に正貨の流出を防ぐ、第二に失業者を活用救濟する。そして國際經濟戰に對して經濟上の自主自立、自給自足主義を確立するが目的である。正貨の流出を防止し失業者を活動せしむれば、それだけ國民所得は増進し大衆生活は安定する。自主自立、自給自足主義が確立せば佛國民の所謂經濟化國防は如何なる場合にも搖ぎがない。さればこそ世界に於ける正貨の六割迄も保有しつゝある米佛すら尙高率の關稅保護政策を執りつゝあるのであり、此の活ける事實を以て我國前民政党内閣の施政状態と對照すれば果して如何の感を與ふるか。國民は冷靜に判斷すべきである。

參考の爲め近年列國の關稅政策を左に略記す。

(一) 北米合衆國 歐洲大戰中空前の大景氣を呈せる米國も戰後一九二〇年秋に至り反動的恐慌を來し翌二十一年より二十二年に亘り經濟界の混亂が續いた。此の間に於て一九二一年には緊急國難關稅法が布かれ、次で同二二年には所請フオードナー、マツクカムバーの稅率を制

定された。經濟界は二十三年春より好轉回復し爾來一昨々年十月株式界の恐慌を見るに至る迄好景氣繼續したが、其後農業を初め商工業其他全般に亘り著しく不況状態に陥れるは世の知る所である。一昨年六月十八日を以て改正せられたる新關稅法は此の時機に際して行はれたのであつて、最初の動機及方針としては戰後窮境を辿れる農業救濟を主たる對象とせられたのであるが、更に工業方面にも保護政策の要求

以て我國前民政党内閣の施政状態と對照すれば果して如何の感を與ふるか。國民は冷靜に判斷すべきである。參考の爲め近年列國の關稅政策を左に略記す。

(一) 北米合衆國 歐洲大戰中空前の大景氣を呈せる米國も戰後一九二〇年秋に至り反動的恐慌を來し翌二十一年より二十二年に亘り經濟界の混亂が續いた。此の間に於て一九二一年には緊急國難關稅法が布かれ、次で同二二年には所請フォードネー、マツクカムバーの稅率を制

定された。經濟界は二十三年春より好轉回復し爾來一昨々年十月株式界の恐慌を見るに至る迄好景氣繼續したが、其後農業を初め商工業其他全般に亘り著しく不況状態に陥れるは世の知る所である。一昨年六月十八日を以て改正せられたる新關稅法は此の時機に際して行はれたのであつて、最初の動機及方針としては戰後窮境を辿れる農業救済を主たる對象とせられたのであるが、更に工業方面にも保護政策の要求起り頗る廣汎なる改正を見るに至つた。その結果として前年度關稅收入豫算五億一千六百萬弗に對し一億一千萬弗以上の引上となり、此の中日本關稅品目は二十三種、引上率平均從價二割三分二厘を増徴せらるゝ事になつた。

(二) 英吉利 多年自由貿易主義を誇りとし歐洲戰爭一九一三年度に於て同國輸入總額に對する財政關稅收入は前者の百に對して五・三九%に過ぎざりしが、戰後の一九一八年にはそれが八・〇五%となり更に一九二一年には從來の財政關稅の外に樞要工業保護のため輸入品に對して三割三分三厘の保護關稅を設定し、更に別に毎年の豫算額に準じ財政關稅名義の下に贅澤品に高率關稅を賦課することゝなつた。同國現時の政府は労働黨に依つて組織されてゐる關係上、表面は自由貿易主義を標榜してゐるが實際は之に反して自國の各領土内には特惠率を採用すると共に、外國に對しては各屬領をして寧ろ極端なる差別的保護貿易主義の建前を執らしめつゝある。例へば英加互惠條約は米國品を加奈陀より驅逐する政策を含み、又英國對アルゼンチン互惠條約の如きも英國はアルゼンチンの農産物に課稅せざる代りに、英國の織物に限りアルゼンチンは其の關稅を半減する事になつてゐる。昨年我國の棉絲布に對して差別關稅を課し印度より追ひ拂はんとせるが如きも矢張り其の政策の發露である。

(三) 佛蘭西 同國は過去五十年間一貫せる保護政策を採用し來りしが戰後一層其の方策を高速度化し、此の間屢々其の制度を變更した。蓋し爲替及物價の極端なる變動に遭遇せるを以て一九一九年以後附加稅及増加係數制度を執り、或は最高稅率を引上げ、一九二二年には平均三十割の稅率を高め、更に一九二六年には二回に亘り各三割の一般的増率を行ふ等頻々改正を行つた。但し一九二七年八月獨佛通商條約協定成るに及び漸く安定せり。

(四) 伊太利 一九二一年七月新關稅法を發布し稅率の引上げを斷行して保護政策を深化し事實上内政的手段に依り一部の關稅管理を行ふ。

(五) 獨逸 一九二五年一月ドウズ案に依る五箇年の拘束を脱するや、同年七月新關稅法を制定し稅率を引上げた。

(六) 西班牙 戰後直に關稅引上げを行ひたるが就中一九二〇年十一月、一九二一年五月及一九二二年二月の三回に亘る改正に依り保護政策を強度化し、現今世界第一の關稅國となつてゐる。

(七) 丁抹 一九二一年の修正關稅に依り賽澤品の關稅引上げを行ひ。次で一九二四年三月及同年六月の兩法律に依り更に高率とした。

歐米主要各國の行ふ所斯くの如し、隨つて爾餘の諸國が自衛上同様の方策を執り、或はヨリ以上の保護政策を實施するに至るは寧ろ當然といふべく、殊に我國と最も密接の關係ある濠洲及び印度が殆んど極端と認めらるゝ關稅改正を斷行せるは世人の記憶に尙新たなる事實である。

斯くして現時歐洲戦争後世界各国の保護關稅政策が如何に甚だしき變化を示せるかは次表に依つて其の一斑を推知し得やう。

戦後主要各國の關稅收入率概況

(輸入總額に對する割合)

國 別	一九一八年	一九二六年	同上 順位
英 國	八・〇五%	九・五七%	(七)
米 國	五・七九	一三・三九	(五)
伊 太 利	二・七三	七・四二	(八)
濠 洲	一三・二八	一九・五四	(三)
印 度	九・八六	一九・九一	(二)
西 班 牙	一四・八二	二三・五〇	(一)
南 阿 牙	八・七一	一〇・六二	(六)
加 奈 陀	一六・〇六	一三・七七	(四)
佛 國	五・四〇	四・三六	(一〇)
支 那	二・七二	三・八八	(一一)
日 本	三・七六	六・二二	(九)

一九一八年の割合中、伊太利及南阿聯邦は一九二一年、西班牙は一九一三年の計數なり(日本商工會議所調査に據る)

右の數字は總輸入額に對する關稅收入率の變遷を示せるものにして、其の中には多額の無稅品をも含有しつゝあるを以て精密には關稅に依る保護政策の實體を明確に表現せるものとは言ひ難きも大勢は略察すべきである。尙統計の比較的完備せる日米兩國のみに就て歐洲大戰開始前年以後の實勢を示せば左の通りである。

日米兩國の關稅收入率比較

年 次	米 國		日 本	
	輸入總額に對する 關稅收入の割合	有稅品總額に對する 關稅收入の割合	輸入總額に對する 關稅收入の割合	有稅品總額に對する 關稅收入の割合
一九一三年	一七・六九%	四〇・〇八%	一〇・〇九%	一九・九八%
一九一五年	一二・四九	三三・四六	五・六七	一四・二八
一九一七年	七・〇一	二六・一八	三・六七	八・四七

一九一九年	六・二〇	二一・二七	三・一九	八・二七
一九二一年	一一・四四	二九・四六	五・五二	一一・七五
一九二三年	一五・一八	三六・一七	五・〇八	一三・三四

年次	米		日	
	輸入總額に對する 關稅收入の割合	有稅品總額に對する 關稅收入の割合	輸入總額に對する 關稅收入の割合	有稅總額に對する 關稅收入の割合
一九一三年	一七・六九%	四〇・〇八%	一〇・〇九%	一九・九八%
一九一五年	一二・四九	三三・四六	五・六七	一四・二八
一九一七年	七・〇一	二六・一八	三・六七	八・四七

一九一一年	六・二〇	二一・二七	三・一九	八・二七
一九一二年	一一・四四	二九・四六	五・五二	一一・七五
一九一三年	一五・一八	三六・一七	五・〇八	一三・三四
一九一五年	一三・二一	三七・六一	四・二二	一二・五九
一九二六年	一三・三九	三九・二四	六・二二	一五・七八

米國は一九一六年以後四ヶ年間は軍用品製造用原料の無稅輸入増加及物價騰貴の爲め關稅收入率減少し、日本も亦一九一七年以後物價騰貴せるに拘はらず從量稅の改正無かりし爲め一九二一年まで減收を示した。

尙上記の統計は一九二六年迄の數字を示せるものなるも爾後米國の關稅は更に著しく増加しつつあり。其他濠洲、南米、加奈陀、佛領印度最近の頻々たる關稅引上は寧ろ殆んど狂暴的である。

第四節 時代錯誤の見解と我黨の主張

從來保護政策に對する反對論者の主張を聞くに(イ)外國の報復手段を招く、(ロ)内地の物價を高める、(ハ)温室的産業の情弊を生ずる。概して此の如きに過ぎない。併しながら現代は世界的産業戰爭の白熱時代である、假令日本一國が仁者の態度を守るとも、列國は酬ゆるに君子の徳を以てするものではない。否、日本自身は過去數年來既定の關稅に對し殆ど改正らしき改正を加へざるにも關はらず。列國は何の遠慮會釋もなく先を争つて關稅の障壁を高くし我國の輸出品を壓迫し排撃しつつある状態ではないか。固より關稅競争の尖鋭化は好ましからざる趨勢であり、列國間頻りに報復的手段を交へ相互に其効果を抹消しつつあることも甚だしく賛成し難き現象ながら、所謂國際的關稅休日會議は不成功に終り今後とても公正なる世界的協約の可能性ありとも見受けられない。隨つて自衛上保護政策を執るにあらざれば國民經濟を保持することも出来なければ擴充することも望まれない。況んや我國は米佛の如く巨大の金準備を有するにあらず、英國の如く優越せる海外債權を持つにあらず、而かも憂ふべき輸入超過國たる上に、深刻なる殺人的不況に襲はれてゐるのである。穩健妥當の方法を以て之を行はば締盟列國に何の異論があらう。

次に保護關稅策施行のため國內物價の騰貴を招くとの見解は一面の眞理である。併しながら其の影響する所は主として直接的關稅を課する輸入商品であつて内地物價の全部ではない。我國の經濟學者中には兎角關稅又は舊式の通價論を楯とし、それが直に全部の物價を支配するかの如く斷定するもの少なからざれど、これ唯机上の論理に過ぎない。既に云へる通り米國は大に關稅を高めたが總體物價は益々低落してゐるではないか。又米國及佛國は必要上の金準備を集積しつつあれども、巧に通貨を調整しつつありて是れ又さしたる影響を物價に與へてゐないで

はないか。假りに保護關稅のために若干物價の騰貴を免れずとしても、之に依つて輸入を防遏し得るに於ては國民經濟の全局より見て何等損失する所なく實際上には著しき利益となるのである。何となれば國內に於ける物價は高きにせよ安きにせよ、之に支拂ふ代價は唯國民相互間に運轉するに過ぎずして外國に持ち去らるゝのでは無い。一升の水はやはり一升である。之に反して輸入品の代價は海外に持ち去られて永久に還らぬ金である。故に輸入防遏の爲めに若干の物價高を示すとも益ありて損なきのみならず、其の輸入の防遏せられるだけ、内地生産を増加するを以て國民の所得も増進すれば失業者も就職の途を得、國民の購買力も増すのである。これ各國が毫も物價高の影響を恐れずして保護政策に熱注しつゝある所以であり、佛國が稱して以て「經濟國防」と呼び、高き小麥を食しつゝ何等不平の色もなく自國經濟界の繁榮を謳歌しつゝある所以に外ならない。我國の經濟論者中には國內經濟と國際經濟とを混同するもの多きがため、前記の如き反對論を唱へて當面に緊切なる何等の對應策をも講究提案し得ないのであるが、吾々は國民所得増進策に思慮を運ばざる消費節約若くは空想的自由貿易主義の餘りにも時代錯誤なるを悲しまずには居られない。

更に保護政策に由る産業の獎勵が往々温室的情勢を醸すとの説に就いては何よりも次の事實を例示したい。臺灣の砂糖は何に依つて今日の隆盛を來せるか、又我國のレーヨン工業が近年異數の發展を遂げつゝあるは何に依つて然るか。是れ何人と雖も共に保護關稅主義の效果たるを認めるに躊躇せないであらう。成る程國民は之が爲め幾分の負擔を課せられてゐる。併しながら若しも臺灣に一千三百萬俵の砂糖を産せず其の全部を輸入に仰がねばならぬとしたならば、我國經濟は如何に在るか。此理は他の産業に於ても同じであり、昭和元年生産高五百萬封度内外なりし人造絹絲は爾來年々驚異的飛躍を示し昭和五年の生産高は三千六百萬封度に増加し、其の織物の輸出額のみにも昭和三年の八百萬圓に對し四年は二千八百萬圓、五年同三千五百萬圓てふ躍進ぶりを示してゐるのである。それ故に有利なる産業を保護することは國民所得増進の第一要件として、同時に事業振興失業活用の前提條件として最も效果的であると共に、それが輸入防遏より進んで輸出増進の礎石となることは極めて明白であり、而して事業の發展に伴ひて其の保護を撤し關稅を減廢し得ることも亦事實が證明してゐるのである。但し政府の保護に狎れ却つて進歩改良を障り或は能率の上らざるも敢て其の例なしとはいへない。斯る事は所謂温室的産業の弊に墮せるものであつて其の不都合なるは恕すべからず、嚴正に監視して改善せざるものは斷然除外するが當然である。

上來保護政策に關して稍々多くの言を費やしたやうであるが、爲政の要諦は國民生活を豊かにするに在る、國民生活を豊かにすることは證する所國民所得の増進と語を異にして實質を一にする。國民所得だに増進せば不景氣は無い、物價の騰落亦必ずしも絶對的問題では無い。如何にして國民所得を増進するか、それは經濟産業の問題である。我黨が新經濟政策を唱へ産業立國主義を主張するは即ち我國の政治及政策をして國民生活の要求に合致せしめんが爲に外ならない。

顧みるに我國に於て前民政党内閣は一昨々年來何を國民生活に寄與せしか。所謂緊縮、所謂節約、所謂整理、唯だ是れ退却戰線にのみ彷徨す

るもの用語ではないか。政府それ自身の財政は無論緊縮すべく節約すべく大に整理すべし。だが國民經濟の全局に於ては何程緊縮し節約し整理すとも、それに依つて一文の新所得が増すのではない。況んや生活の安定をや。國民六割を占むる農漁山村は所謂救濟の御題目に接するのみならず事實は益々悲境に陥りつゝある。小商工業者は頻りに景氣好轉を聞かれつゝあれども實際はいよゝ不安を増すばかり。公然の休業

上來保護政策に關して稍々多くの言を費やしたやうであるが、爲政の要諦は國民生活を豊かにするに在る、國民生活を豊かにすることは證する所國民所得の増進と語を異にして實質を一にする。國民所得だけに増進せば不景氣は無い、物價の騰落亦必ずしも絶對的問題では無い。如何にして國民所得を増進するか、それは經濟産業の問題である。我黨が新經濟政策を唱へ産業立國主義を主張するは即ち我國の政治及政策をして國民生活の要求に合致せしめんが爲に外ならない。

顧みるに我國に於て前民政黨内閣は一昨々年來何を國民生活に寄與せしか。所謂緊縮、所謂節約、所謂整理、唯だ是れ退却戰線にのみ彷徨す

るものの用語ではないか。政府それ自身の財政は無論緊縮すべく節約すべく大に整理すべし。だが國民經濟の全局に於ては何程緊縮し節約し整理すとも、それに依つて一文の新所得が増すのではない。況んや生活の安定をや。國民六割を占むる農漁山村は所謂救濟の御題目に接するのみにて事實は益々悲境に陥りつゝある。小商工業者は頻りに景氣好轉を聞されつゝあれども實際はいよゝ不安を増すばかり。公然の休業銀行が三十餘、半醒半眠銀行に至つては無慮二百を算すと聞くのみにても多數預金者の身上を想像し涙なきを得ない。更に飢餓線上に職を求むる陛下の赤子を如何にするか。大海に粟を撒くが如き小施設、洪水に藁を投ずるが如き救濟事業、觀じ來れば我國民大衆は國家の爲政圏外に流離困頓の運命を負ふものなりや。斯くても我國民は眼前に見るが如き姑息無經綸なる前民政黨政府の政策を信頼し默過せざるべからざる義務があつたであらうか。

第三章 生産費の合理的低落と消費經濟の改善

砂 田 重 政 述

第一節 生産費輕減の方策

激烈なる世界的産業戰爭の時代に於て、國民經濟の擴充と安定とを期するが爲めには生産者と消費者との相互利益を確保すると同時に、生産費の合理的低下を圖ることが何よりも緊切なる一大要件である。輸入防遏、輸出増進の目的を達成する爲め、一方に保護政策を執り各般の施設を行ふとも、他方生産費の合理的低下に努力せずして物下高を告ぐるに於ては輸入も防遏し能はず、輸出の増進も不可能である。殊に一昨年來銀の暴落に由り我貿易上の顧客たる支那其他南洋方面に多大の影響を被りつゝあるのみならず、露國に於ける五箇年計畫の進行に伴ひ、彼れがダンピング政策の波動も考慮せなければならぬ。さなきだに現在及將來に亘り勞銀安の産業競争國を比隣に控へて列國との經濟戦に打勝たんが爲には内地向きの生産制限、販賣協定等に依るばかりでは如何とも爲し能はぬことを知らねばならぬ。

此の意味よりいふならば曩に濱口内閣が高唱せる低物價策は其趣旨必らずしも不可なりとせない。併しながら彼等が實際に行へる所は矛盾と姑息を極めたる爲め、却つて急激にして不合理なる物價暴落と變態的經濟現象を惹起し國民をして塗炭の苦に泣かしむるに至つたのである。就中内外の實勢に考慮せずして無準備の金解禁を行ひ意外の激動を興へたる事が其の重なる原因たるは既に周知の通りであり、所謂緊縮と消費節約を國民に強制し『物買ふな』主義を強調せることが豫想外に深刻な影響を各方面に及ぼせる事實も既に全般に知らるゝ通りである。加之彼等は生絲補償法を不當に發動し、人爲的に市價を高めやうとした結果は海外需要家の買控へとなり忽ち絲價の慘落を招くに至り、絶大の打撃を國民に被らしめたのである。更に彼等は頻りに財界の整理時代なりと稱しながら、興業銀行をして單名手形を引受けしめ或は株式仲買人に生産事業と没交渉の資金を融通するなど、所謂インフレーション政策を敢てして一時の不景氣を煽る等彼等自身の看板たる緊縮、整理、低物價策とは似ても似つかぬ手段を弄してゐるのである。そして其反面には農産物の暴落や、地方銀行の破綻等に遭ひて血みどろの苦境に在る多數國民の受難に對しては、今何等適切なる方策をも持ち合はしてゐないのである。

斯くの如き奇怪とも無價値ともいふべき低物價策は、勿論百害ありて一利なく唯だ國民經濟を攪亂するに過ぎない。吾々の必要とする所は之と異りて飽くまでも公正にして合理的なる低物價策である。何をか合理的といふ。それは生産者の利益を失はずして内外に於ける需要者の要求を十二分に満足せしめ得べきことを條件とするのであり、以て輸入防遏し輸出の増進を可能ならしめ、以て刻下の不況を打開し國難を匡救し、

以て國民生活を安定し所得を増加し得ることを根本義としての方策たるを意味する。

然らば其の具體的方法如何。之を國民經濟の原則よりいへば公課其他の諸係りを軽くするが先づ第一である。他語には國民負擔の輕減即ち

境に在る多數國民の受難に對しては、今何等適切なる方策をも持ち合はしてゐないのである。

斯くの如き奇怪とも無價値ともいふべき低物價策は、勿論百害ありて一利なく唯だ國民經濟を攪亂するに過ぎない。吾々の必要とする所は之と異りて飽くまでも公正にして合理的なる低物價策である。何をか合理的といふ。それは生産者の利益を失はずして内外に於ける需要者の要求を十二分に満足せしめ得べきことを條件とするのであり、以て輸入防遏し輸出の増進を可能ならしめ、以て刻下の不況を打開し國難を匡救し、

以て國民生活を安定し所得を増加し得ることを根本義としての方策たるを意味する。

然らば其の具體的方法如何。之を國民經濟の原則よりいへば公課其他の諸係りを軽くするが先づ第一である。他語には國民負擔の軽減即ち廣き意味の減税である。減税の爲には現在の行政機構及法規を改正して中央及地方財政を最少限に切詰める。第二は金融制度を改正して豊富なる資金を低利に供給する。第三は鐵道其他の輸送設備を整へ並に運賃を改正して産業の發展に利便ならしめる。第四は生産助成事業を完成して農林鑛工水産等の各方面及び河川港灣道路用排水等の設備を整理する。第五は動力及燃料即ち電氣、石炭、瓦斯等生産事業の基本的要素たるものに對しては特に其料金又は價格の低廉化を圖る。第六に内地植民地を一貫して産業調整策を講じ生産量の過不足、品質種目の改善並に價格の調節を圖ると同時に所謂二重投資、規格不統一等の弊を取除く。第七は企業組織及設備の科學化經濟化を獎勵促進して生産量、生産工程生産技術の進歩改善を計る。其他幾多必要の事項あれども之を現状に徴して最も重要と認めらるゝは以上の諸點である。而して其の目標とする所總ての生産品を通じて良質廉價と薄利多賣に在るは言を俟たぬ。

論者或は言はん、説く所の具體的方法は國民負擔の軽減を初めとし既に概ね世論の指摘する所、且當時の前民政黨政府も亦殆んど同様の方策を唱へつゝありたるにあらずやと。然り吾々は決して世界未發見の新政策を主張するにもあらずれば嶄新奇抜の意見を樹つるものでもない。眞理は常に平凡であり、國家の政策に小説的怪奇はあり得ない。吾々は國民の要望に聽き世論の趨勢に適合せんと欲するが故にこそ調査考究を重ねてゐるのである。併しながら前民政黨政府の減税並に行財政整理に何程の價值あるかは識者間夙に定評あり吾々の主張と同一視されて甚だ迷惑に感ぜざるを得ない(總論及第五章参照されたし)。又我國當時の金融緩慢と低金利とは單なる一時的變態に過ぎずして實際は事業不振、財界不況の爲め資金の需用起らざるが故であり、根底的に經濟力充實の結果にあらずるは是れ又一一般の周知する所である。吾々の合理的方策として必要とする所は日本銀行を始め特殊銀行の制度を改正すると共に預金部資金の運用制度をも改善し、以て豊富且低利の資金を廣く産業の發展に活用せしむ。更に我黨は前に五箇年計畫中にも擧示せる通り生産助成事業を促進する事に依つて國產増進及失業問題の解決を期するものであるが、前民政黨政府は之に反して一方に幾多の事業費を打ちつゝ、他方に僅少なる失業救済を行ふ方針であつた。即ち其政策は實質上より見て姑息矛盾であり、其指導精神に於て我黨の進取的なるに對し、前政府のそれは退嬰的、否、眞實には何等一定の政策を持たないのである。動力及燃料等の問題に就いても單なる法規の小修正以外、前政府の施設として毫も見るべきものなきは、當時諸物價の低落せるに關はらず、電力及瓦斯の低下を見ず、たま／＼是れあるも極めて申譯的に止り到る所需要者の非難を買ひつゝありたる如き、營業者の立場は別問題として、其の政策の不徹底なるを知るべきである。

若し夫れ前政府の産業合理化の如きに至つては、姑息にあらずんば見當違ひの企てのみ。いふ所の産業統制が畢竟カルテル及トラスト獎勵法化せんは曩に議會に於て我黨の痛言せる所にして輿論も亦齋しく我黨の見解を裏書きしつゝある。斯くの如き統制法は前政府の低物價策及

生産費の合理的低下とは正反對なる方向に馳せ、事實上消費者の負擔に依つて弱體會社を不當に擁護する結果を醸すべきは何人にも豫想され得る。彼等の所謂産業合理化も亦同様であつて曩に臨時産業審議會を設け其の答申に基きて鳴物入りのスローガンを打ち出せるにもかゝらず、一昨年六月以後半箇年間に現はれたる実績が僅に縞三綾の統制唯だ一つに過ぎない。假りに産業合理化本來の趣旨は可なりとしても、前政府それ自身に確乎たる定見も信念もなく單に海外の流行語を借用して宣傳の具と爲すが如き手段を以てしては到底実績の擧る理なく、又たとへ若干の刺戟を與ふることありとも眞實の合理化、眞實の統制を持來さずして寧ろ曲解的に利用され、現實には生産費も低下せざれば良質廉價、薄利多賣ともならず、随つて低物價策に逆行し、却つて市價を高くし消費者を壓迫する虞れあるは硫酸の一例に見るも想像に餘りある。最近支那棉絲其他の商品が頻りに我國に輸入及逆輸入の趨勢に在ることも同じ事實の現はれに外ならない。

觀じれば前民政黨政府の方策及施設の總てに亘り生産費の合理的低下を期待し得べき何ものが發見され能ふか。單に減税、低金利、産業統制策の掛け聲のみを聞けば恰も我黨の政策と同様なるが如く耳に響かぬも、前政府のそれは、我黨上記の具體的方法中、其一部分を口にするだけであり、それすら實質的には何の效も無く、随つて彼我の間には雲泥の差があるのである。蓋し前政府の主眼とする所は唯だ宣傳の勝利を博するを目的とする。故に之を我黨の主張に模し或は外國の流行語より借り來りて世目を飾る。是れ彼等の懸け聲が我黨の主張と相似て實質の全く異なる所以に外ならない。夫れ既に宣傳本位である、之を以て前民政黨政府の行ひたる所は矛盾を極め支離滅裂、事として欺瞞的ならざるなしといふ状態を呈せりとするのである。

又或は言ふものあらん、我黨の計畫に由る生産費の合理的低下は大に可なりと雖も、若し此の不況時代に際して其の實現を圖るに於ては益々夫業群を増加する虞れなきやと。此種の見解論は歐米に於ける産業の合理化の進行に伴ひ多くの犠牲者を發生せる事實に證據を置くものと推せられるが、事の我國に關する限り、それは一場の杞憂に過ぎない。成る程、效果的なる産業調整を行ひ、且つ企業組織及設備の科學化經濟化を進むるに於ては自然多少の犠牲者を發生するであらう。併しながら我國に在つては既述の如く今尙最少に見積りて輸入防遏並に輸出増進に可能たる年額十億圓の生産事業が未開拓のままに遺されてゐるのである。故に生産費の合理的低下を圖る時は、他方國家の保護政策と相待ちて是等の生産事業が必然的に興起するに相違なきのみならず、我黨は五ヶ年間總額六億圓を支出して該生産事業を促進する計畫を樹てゝゐるのである。随つて假りに此の間若干の犠牲者を輩出することありとも、之を收容活用し得る天地は他方面に於て直ちに開かれ得る。換言せば生産費の合理的低下を行ふ爲に發生すべき犠牲者よりは、之に依つて新に創立又は擴張さるべき事業の方が遙に多大なる人間力を要求するのである。六億圓の増産助成事業と、年額十億圓を産出し得る各般の産業が何程の勞力を需用消化するかを一考せば、少數の犠牲者の如きは問題ではない。吾々は之に依つて現に百萬人と稱せらるゝ失業者の全部を活かして尙綽々たる餘裕ありと信するのである。況んや生産費が低下すればする程、單に輸入防遏に止まらず、輸出の躍進も亦期して待つべく随つて知識階級と勞働階級の別なくその活動範圍は益々廣く展開する

のである。これ吾々が生産費の合理的低下を主要政綱の一主目とし、國難匡救、不況打開の一方策と爲す所以であつて、歐米に見るが如き懸念は我國に於ては無用である。

産費の合理的低下を行ふ爲に發生すべき犠牲者よりは、之に依つて新に創立又は擴張さるべき事業の方が遙に多大なる人間力を要求するのである。六億圓の増産助成事業と、年額十億圓を産出し得る各般の産業が何程の勞力を需用消化するかを一考せば、少數の犠牲者の如きは問題ではない。吾々は之に依つて現に百萬人と稱せらるゝ失業者の全部を活かして尙綽々たる餘裕ありと信するのである。況んや生産費が低下すればする程、單に輸入防遏に止まらず、輸出の躍進も亦期して待つべく隨つて知識階級と勞働階級の別なくその活動範圍は益々廣く展開する

のである。これ吾々が生産費の合理的低下を主要政綱の一主目とし、國難匡救、不況打開の一方策と爲す所以であつて、歐米に見るが如き懸念は我國に於ては無用である。

第二節 消費經濟改善の方法

以上は生産費の合理的低下につき要旨を述べたのであるが、次には消費經濟の改善策を説明すべき順序である。但し生産消費の關係は相互因果的性質を有し相離るべからざるものであり、前者の益する所は同時に後者の利となる事は言ふ迄もない。故に茲に二重の解説を加ふる必要なかるべきを以て、唯だ上來の所説を補ふため簡単に施設要目の二三を掲げる。

(一)配給及貯藏機關の整備改善 生産原價を安くすると共に、消費者の負擔を軽くするに必要な施設として、陸海兩方面に亘り配給及貯藏機關の設備を改善する事は、現今世界列國に通じて頗る重要視せらるゝ處であるが、我國に於ては尙それが甚だ不充分である。而して其中我國に於て特に急務を感ぜられる點は鐵道、港灣、汽船、倉庫、市場等の各方面に貯藏設備殊に冷藏庫の普及を促進すること、並に總ての交通機關を通じて運搬上の簡易と迅速とを圖ることである。之を英國の例に聞くに一昨年までに配給設備としての冷藏庫七十萬噸、同貯藏船三十五萬噸を有しつゝありて、倫敦の肉價は如何なる場合にも一定して殆んど高低せずと言はるゝ迄に此の種の配給機關が整へられてゐる。又諸外國に於ては小麥及硫安等の如き大量の必需品は格別の荷造りを行はずともバラの儘にて輸送し得るやうになつてゐる。我國に於ても船、車、庫の各方面に亘り是等の設備が整はゞ其の國家經濟に與ふる効果は想像以上に至大なるものあるを疑はない。鐵道のスピード・アップや、サーヴィスの改善を圖るも結構であるが、配給及貯藏機關の不備なる爲め生産原價と販賣價格との開きを大にし(魚、牛肉、菜果等皆然り)或は無用の荷造費を必要とするが如き状態を改善することは、より一層の急務であり、我黨の一方策として之が完備を期するものである。

(二)燃料及動力の低廉化 生産費の合理的低下を計る爲め動力及燃料に關し適當なる對策を講ずるの必要は前にも一言したが、之を消費經濟上より見るも益々其の緊切なるを痛感せしめる。由來日本は山林國を以て目せられたが建築及薪炭等に多くの木材を消費し、而かも植林事業の遅緩なため山林荒廢し屢々水害を被るのみならず、年に依り一億圓以上の木材を輸入しゝある。故に山林の保護増殖は國家政策上缺くべからざる要務であると共に、燃料薪炭の消費を節約せなければならぬ。薪炭の火熱力が石炭と同日の論にあらざるは何人も之を知らざるなく、又防火及衛生等の點よりいふも將來長く薪炭を利とする理由はあり得ない。故に石炭の低廉化を圖ると共に炭礦保持策を講じ、必要なれば外炭を移入するも可なりである。而して更に電氣及瓦斯の普及を圖るに於ては生活改善の爲にも産業發展の爲にも一層有利なること既に國民一般の周知する所である。こは嘗に燃料關係に止らず、現に動力用及照明用として電氣の重要性は今や國民生活上食物及衣類に次ぐものとなつてゐる。故に國家の政策として電氣、瓦斯及石炭の普及と低廉化を圖ることは頗る肝要であり、近來電力統制並に瓦斯値下等の論頻りに行

はるゝも現状の如くんば容易に料金の低廉化を期待し能はぬ。我黨は更に徹底的なる方法に依り國民の要求を實現せんと欲するものである。

(三)卸賣及小賣制度の改善 前述の配給貯藏機關を整備する事に依り、生産者と卸賣業者との間に於ける價格の開きは大に接近すべきが、之と同時に卸賣と小賣との關係を改善することも亦緊要なる一要件であらねばならぬ。從來我國に於ける卸賣相場と小賣相場との間には常に二割五分内外の開きがあり、一昨年来物價激變の場合と雖も矢張り同様の状態を繼續してゐる——中にも食糧品は前記二割五分の平均率よりも高きを常とする——斯かるは消費經濟の施設未だ至らざるが爲めであり、其の弊を去り其の開きを可及的に縮小するためには、何よりも卸賣習慣及小賣方法の改善を圖り其の制度を整頓して相互間に於ける時間手數其他各般の無駄を排除すべきである。

右は唯だ最先の急務と認むる二三の例を擧げたるに止まれども、此の他尙幾多の施設を要するものあるは勿論にて、殊に生産組合及消費改善の獎勵促進に一層の努力を注がねばならぬ。又他の一面には例へば廣巾織物の普及を獎勵する如き、在來以上の速度を加ふるを要し、之が爲には廣巾織物に對する全部の免税、其他政府の力を以て相當の保護法を布くも敢て不可なしと思ふ。

由來生産費の合理的低下と、消費經濟の改善は多年朝野の齋しく唱ふる所なれども、實際には殆んど之を有効に施設せるものなく、前政府當局の熱意も研究も未だ甚だ至らざる憾みを禁じ能はぬ。分けても前民政党内閣の如きは一方に低物價策を強調しつゝ、他方に反對の政策を行ひ極端には恰かも金融資本家の利益を擁護するが爲に物價騰貴時代に設立擴張せる弱體會社を強いて庇護せんとする如き觀すら呈しゝある。今日の物價、今日の勞銀及今日の進歩せる機械と新設備とを以て、往年の物價騰貴時代の夫れと比較すれば隔世的變化を示し、其の生産原價の如き恐らくは約半額にて足る程の差異ある者少からず、然るに此の實勢を無視して前民政黨政府の如き無定見の政策を持續しつゝ、物價の安定を期待し、輸入防遏輸出増進を望まはし足を縛りてジャンプを試みんとするの類である。之を以て上述一貫せる我黨の建設方策と同一視するが如きものあらば、それは論者自身の色盲を告白するに過ぎない。

第四章

米穀蠶絲及水産國策の樹

立位に農村經濟の調整

第四章 米穀蠶絲及水産國策の樹 立並に農村經濟の調整

砂 田 重 政 述

第一節 農村經濟の恐慌時代

昨年我國の農村經濟は破壊的打撃を受け、恐慌時代より恐怖時代に轉落せるかの觀がある。そして山村も漁村も共に手を携へて同じ運命の悲境を辿るべく餘儀なくされて居る。其處に所謂私設モラトリアムが己むを得ずして行はれ、百餘にも上る開店休業銀行が不氣味なる存在を示し、教員及役場員等の給料延滞が、流行的となりつゝある。斯くして事實は如何なる小説よりも深刻にして且つ殘忍なる光景を展開してゐる。何がそうさせたか、單なる世界不況の爲めではない。政策の罪である。何等有意義なる國策を講ぜざるの致す處である。

最近農林省が各府縣よりの報告に基き集計せる所に據れば、一昨五年度に於ける農産物は單に米、麥、繭の三種のみに就ていふも、之を一昨々年度に比し左記の如く八億八千五百餘萬圓（三割五分二厘）の收入減となつてゐる。即ち、

米	四六六、八一二千圓	(二割九分五厘減)
麥	六七、八七五	(二割五分減)
繭	三五〇、七八七	(五割三分六厘減)
計	八八五、四七五	(三割五分二厘減)

然るに他方商工省調査に依る一般商品の小賣物價指數は一昨々年度に比して一割八歩の低落に止まり而かも公租公課諸掛り等は殆んど變らないのである。随つて農村經濟が特に苛烈なる打撃を受けつゝあるは此の一事に徴するも明瞭であり、況んや米麥及繭以外の農産物も亦甚だしく下落せるに於てをや。

若し我國の農家が、假令ば好景氣時代の米國の如く富裕なる環境に在りとなせば、一時の打撃は必ずしも忍び能はずとは限らない、——否、其米國ですら、政府は全力を擧げて農村振興策に努めつゝある事は別に述ぶるが如し——然るに我國の農家は之に異りて平年時と雖も其總收入四十億に満たずして、之を大正九年の國勢調査に依り約二千七百萬の農民に割當つるとせば、一人當り百五十圓、一家五人の家族と見て、

其一户當り僅かに七百五十圓に過ぎない。而かも是れ十年前の人口を標準としての事であり。精密には一户當り七百圓以下、六百五十圓内外と見られてゐる。

然るに他方我農家は寧ろ驚くべき巨額の債務を脊負ひつゝありて曩に農林當局が議會に提出せる資料に據るも、其總額は四十億圓以上五十億圓外となつてゐる。假りに四十五億圓と見積るも一户當り八百五十圓となり、而して其利率は一割以上一割五分にも上るものが多い。そして更にその上に公租公課、其他諸掛りの負擔は概算十億圓にも達するのである。先頃、各府縣農會の調査せる報告に據れば左の數字を示してゐる。(此の調査は前町田農相も其の妥當なるを前議會に於て承認してゐるのである)

	收 入		租 稅 公 課 の 割 合	
	四 年	五 年	四 年	五 年
地主 (十 町 步)	三、二〇〇圓	一、七〇〇圓	四・四三割	八・三五割
自作 (米作地一町步)	七六二	四六七	二・二六	三・六五
自作 (養蠶地一町步)	六四九	二七二	二・三九	五・六九
小作 (養蠶地一町步)	二七七	一一二	二・三二	五・二一

我國を吹き捲く恐れは實に斯の如き境遇に在る農村を中心として襲撃したのである。何人が此の實情を無關心に看過するも可なりとするか。又何人が此の實情を目撃しつゝ何等政策を講せずして姑息極まる欺瞞手段に満足し能ふや。吾々が茲に米穀及蠶絲國策を樹立し、併せて農村經濟の調整策を講究しつゝあるは、即ち國民の過年數を占むる農家の浮沈を重大視するが爲めに外ならない。以下先づ米穀國策より述べる。

第二節 米 穀 國 策 の 樹 立

第一項 姑息なる前民政黨内閣の施設

農村恐慌の最大導因は言ふまでもなく、我國農産物中の二大主目たる米と蠶絲の低落に由る。米は既に重要な國際商品の一つであるが、外米は國民の嗜好に適せざるを以て、國産米の占むる位置は從來殆んど我國限りの特産物の如く見られてゐる。而かもそれが多年供給不足(平均約一千萬石)を告げ、之が爲めに外國に支拂つた金は、朝鮮臺灣よりする移入額を別としても

昭 和 元 年 度

五千壹百萬圓

昭 和 二 年 度

七千九百萬圓

昭 和 三 年 度

三千四百萬圓

昭 和 四 年 度

二千三百萬圓

農村恐慌の最大導因は言ふまでもなく、我國農産物中の二大主目たる米と蠶絲の低落に由る。米は既に重要な國際商品の一つであるが、外米は國民の嗜好に適せざるを以て、國産米の占むる位置は從來殆んど我國限りの特産物の如く見られてゐる。而かもそれが多年供給不足（平均約一千萬石）を告げ、之が爲めに外國に支拂つた金は、朝鮮臺灣よりする移入額を別としても

昭和元年度

五千壹百萬圓

昭和二年度

七千九百萬圓

昭和三年度

三千四百萬圓

昭和四年度

二千三百萬圓

に上り、大正十四年の如きは實に一億二千萬圓を超過したのである。然るに一昨年に至り、此需給關係は左記の通り激變した。

昭和五年度内地産米高

六六、八八二千石

昭和四年度實收高

五九、五五七千石に比して一割二分三厘増

過去五箇年平均實收高

五九、四五二千石に比し一割二分五厘増

加之、我内地需要を目標とする朝鮮及臺灣の産米も亦一昨年は大豊作を告げたる爲め、從來の需給關係は茲に全く一變し、生産過剰を見る状態となつた。一昨年末に於ける農林省發表の推定に隨へば、

本年度の米穀需給豫想 (單位千石)		需 要	
供 給	需 給	内地消費高	輸出高
内地産米高	六六、八八二	七一、五七九	六〇
殘 存 米	五、七一七		
外 米 輸 入	二五〇	移出高	四八〇
鮮 米 移 入	八、〇〇〇	計	七二、一一九
灣 米 移 入	、三七八	差 引 殘 高	一一、一〇八
計	八三、二二七		

此數字は朝鮮臺灣米の輸入高を過少に見積れる觀があり、精密には此豫想に多少の狂ひあるべきも、大體より見て一千百萬石以上の差引殘高となり、其内約五六百萬石を明年度に持越すとしても、尙ほ其處に四五百萬石以上の過剰米を生ずる譯である。

一昨秋産米豫想高が發表せられ、如上大豊作の事實を告ぐるや、米價は釣瓶落ちの狀を呈し、一昨年九月の深川相場(上中下平均)は一昨々年の石二十八圓九十五錢に對し、尙僅かに十錢の落差なりしに拘はらず、一箇月後の十月には、一昨々年の三十圓九十四錢に對して十八圓八十八錢に急落し、同十一月には更に十七圓五十錢となつた。爾來政府の買上、低資融通に依る貯藏獎勵並に鮮臺米の移入調節等々の手段を講じたが、それでも無論生産費を償はず、唯最近天候不良の爲め俄に二十二、三圓に引戻したといふ實情である。

茲に於てか米穀國策の樹立は、國民の大半を占むる農家更生策として、極めて切實なる要求たらねばならない。而かも前民政黨政府の施設

は一として效を奏しない。即ち前民政黨政府は第五十九議會に米穀法及米穀需給特別會計法改正案を提出したが、前者は當分米の生産費及家計費を全然無視し所謂率勢米價のみにて基準米價を決定するのであつて、昭和六年七月一日より實施せられた。それに依れば同年の率勢米價は一石二十二圓八十錢であり、その下値二割乃ち十八圓二十八錢以下に低落しなければ政府は米の買入を爲さず、更に上値二割乃ち二十七圓四十二錢に達すれば政府は持米を賣出して、米價の引下げに努力することになる。故に本法は一石に付き九圓餘の騰落を無爲に放任するものにて農家に取りては一種の殺人的惡法とも見られ、今日の行詰つた米價問題に對し何等解決の鍵とはならない。

又其特別會計法に屬するものは借入資金の八千萬圓を増額した丈けであつて、實際は米價十八圓二十八錢以下に低落するにあらざれば、政府は米の買入を行はざる次第なるを以て、現實的には一種の飾物たるに過ぎない。要するに一昨年来前政府が頻りに宣傳に努めたる米價對策は其の效能書きの誇大なるに似ず却つて農民を苦しむるの具を造つたのである。

第二項 米 穀 專 賣 案

我黨は一昨年九月の臨時大會に於て既に今日の事あらんを豫想し農村更生の對策を決議公表したのであるが、それは前政府の如き姑息不徹底なる計畫と異り、根本的に米穀國策を確立せんが爲めである。固より其前提要件としては、之を過去の統計に照らし、將來の人口増加をも考慮に入れ、且國際間の實勢に察して適當なる計畫を定むべきであり、而して我國民の常食品たると同時に特殊の嗜好品たる米の如きは即ち自給自足主義を國策の基調とし、此原則の下に時の豊凶、生産の過不足に對する方策を用意し置くを適當と信ずる。

之を達觀的に云ふならば、我國の産米高は逐年自然増加の趨勢を示し、時に作柄の良否を見るとは云へ、科學及技術の發達に伴ひ、益々反別當りの收穫量を増し、殊に朝鮮及臺灣よりする移入高は近年内地米を壓迫する迄に増加し來り、一昨々年は既に九百萬石を突破した程である其結果外米の輸入高も減少し、飴、燒酎等の原料として碎米の輸入を見るに過ぎないやうになつた。併し一昨年如き大豊作は寧ろ異例とも見られ、内地植民地を通じて今後恒久的に同様の状態を持ち續くるものとは未だ斷ぜられない。故に國家の根本方針としては矢張り過不足兩様の場合に善處すべき施設を要する。

然らば其の具體的對策如何、その第一は米の專賣制度を確立すること、第二は朝鮮臺灣米に對して管理統制法を講ずること、其他各種の法がある。

國民の常食品たる米價が、年の豊凶に依りて忽ち暴騰暴落するは、生産者及消費者の何れに取りても生活の脅威であり、而かもそれが僅に一割乃至二割の豊凶の爲めに或時は一石十五圓臺にも落ち、或時は四十餘圓にも騰貴すといふが如きは即ち我國民生活上の特殊品たる性質を有するが爲めであつて、小麦又は大豆等の如き純然たる國際商品とは大に異なるのである。故に國家の政策としては能ふ限り其の價格の安定を

期するが緊要であり、此の點よりいへば米穀專賣制度を以て最も有效なる理想案と稱し得る。

この制度に従ふ時は、假りに凶作に遭邁することありとも、政府に於ては外米を輸入し需給の調節を圖るが故に米價は不自然に暴騰せず、随つて消費者の苦痛は大に緩和されると同時に、凶作の爲に收穫高少き農家に於ても、割高の内地米を賣りて割安の外米を購ひ之を代用し得る

法がある。

國民の常食品たる米價が、年の豊凶に依りて忽ち暴騰暴落するは、生産者及消費者の何れに取りても生活の脅威であり、而かもそれが僅に一割乃至二割の豊凶の爲めに或時は一石十五圓臺にも落ち、或時は四十餘圓にも騰貴すといふが如きは即ち我國民生活上の特殊品たる性質を有するが爲めであつて、小麥又は大豆等の如き純然たる國際商品とは大に異なるのである。故に國家の政策としては能ふ限り其の價格の安定を

期するが緊要であり、此の點よりいへば米穀專賣制度を以て最も有效なる理想案と稱し得る。

この制度に従ふ時は、假りに凶作に遭遇することありとも、政府に於ては外米を輸入し需給の調節を図るが故に米價は不自然に暴騰せず、隨つて消費者の苦痛は大に緩和されると同時に、凶作の爲に收穫高少き農家に於ても、割高の内地米を賣りて割安の外米を購ひ之を代用し得るが故に、作柄の不良に由る収入の減少を調節し能ふこととなる。又例へば一昨年の如き大豊作の場合に在つては、政府に於て其の過剰米を貯藏し更に餘剩あれば外國に輸出し需給の均衡を図るが故に、價格の暴落を見るに至らず、隨つて生産者たる農家の利益は適度に確保され得るのである。概言せば專賣制度の目標とする所は豊凶如何に關はらず、米價の暴落を最少限に防止し之が安定を圖るに在るを以て、生産者及消費者の双方共生活の壓迫を緩和し得らるゝのである。

世上或は此の制度を以て一種の理想なりとし、其の實行不可能なるを危ぶむものなきを保せずと雖も其の方法だに備はらば敢て實行至難とはいはれない。例へば米の買上に際しては米券を發行する。又其の配給方法に就いては現在の小賣商をして煙草の如く取扱はしめる。そして農家の自家用米は各市町村組合をして適當額を定めしむるも可なりとする。最も至難と見らるゝ米の買上値段の如きも、權威ある機關を設けて生産費を調査せしめ、他の諸物價と對照し之を規準として審議決定し、或は更に議會の決議を経ることとして善いのである。種子及産地等の差に由る品質の高下と賣下げ價格の定め方も、妥當公正なる方法は講ぜられ得る。故に從來の論者の如く此の制度を以て單なる理想案とし、現在の状態に放任し置くは必ずしも賢明とはいはれない。併しながら米の專賣は我國に取りて眞に劃期的事業であり、世界各國に於ても此種の先例は見當らない——露西亞の如き特別の國家は全然例とならず、又戦時に於ける一時的國營制度の如きも我國に於けると事情を異にする——故に之が實現に先ちて其の方法、施設利害及影響等各方面に亘り慎重精細なる調査を遂げ、萬一の遺漏なきを期するにあらざれば、輕々と着手することは出来ない。これ我黨が此の制度に關し鋭意調査を繼續進行せしめつゝある所以である。

第三項 朝鮮、臺灣米の統制

次に朝鮮及臺灣米に對する管理統制策であるが、こは專賣案よりも比較的簡易なるのみならず、他の理由に於ても極めて緊要なる方策たらねばならない。

他の理由とは何か。元來臺灣は天與の氣候風土に恵まれて二毛作三毛作が可能であり、其の上に土地及勞銀も低廉である。朝鮮も亦内地に比すれば生産費安きが上に此兩地公共租公課其他の諸掛りも少く、そして生活程度も低ければ未だ徴兵義務にも服してゐない。然るに其植民地が内地の産業と對抗して脅威を與る如きは國家それ自身に統一的政策なき缺陷を暴露してゐるのである。故に單に米穀とは限らず、廣き意味に於て内地及植民地を一貫する産業調整策を樹立し有無相通じて共存共榮を圖るが根本的要務たらねばならない。

現に朝鮮總督府は、十年計畫に依る産米増産策を實行し、大に之を保護獎勵しつゝあるが、鮮米の内地移出高は既述の如く今日既に内地米を壓する迄に激増し、之を調節する爲め政府は特に一千八百萬圓の低利資金を融通し、鮮米の月別平均移出を計りつゝある。而かも其の效果は擧らずして却つて昨年度よりも移入高が増加しつゝある。それにも關はらず尙其の上にも無制限の増産計畫を繼續し、或は自然の成行きに放任すとせば、果して如何なる結果を生すべきか。米作を第一の主産とする内地農村は、地價勞銀及公課等の總てに於て生産費の低廉なる鮮米の爲めに益々脅威を感ずるのみならず、朝鮮の農家も亦同時に生産過剰の爲め價格の低落を招き採算不引合の苦境に陥るべきは現在の事實が明瞭に之を豫告して居るのである。

前民政党内閣は議會に於ける我黨議員の質問に對し政府の威信を理由として、既定の計畫を變更する意志なしと言明したが、内地も朝鮮も齎しく是れ帝國の領土であり、其人民は共に帝國の臣民である。而かも朝鮮に在つては一方に産米を獎勵しつゝ他方に二千萬圓乃至三千數百萬圓にも上る粟を輸入して居るのである。既に一方には生産過剰に悩みつゝ、他方には彼等が常食とする粟を他國に仰いで居るのである。夫れが果して賢明なる政策なりや否やは三尺の童子も、之が判斷に迷ふ筈はない。此の理は臺灣に於ても亦同様である。

それで吾々は米の問題を解決すべき對策として專賣制度の調査を進むると同時に、内地及植民地を包括して米の自給自足主義を基調とする統制策を講ずる事に依り、量及價格の安定を期し得べきを確信するものである。それには勿論人口増加に伴ふ、國民の消費量と、生産技術の發達に考慮して、需給の調節を計らねばならない。そして毎年相當程度の備荒貯蓄を用意し、萬一の凶作に備ふべきことも亦多言を費す迄もない。併しながら若し萬一にも豫想外の天災異變に會し、多大の供給不足を見る場合は外米を輸入するも亦已を得ないのである。(但し萬一の天災異變を過度に憂慮して徒らに膨大なる備荒貯蓄を抱ふるが如きは、勢ひ米價を壓迫激落せしむる禍因となるが故に、之を適當に調節すべきであり、又斯の如き異常時を豫想して、無制限に増産を計るに於ては、常に生産過剰となり、農村經濟を益々破滅に導く事を知らねばならない。是れ吾々が稀有の例外、殆んど想像し能はざる大凶作の場合に際しては、寧ろ一時的なる外米輸入を有利とする所以である)。

だが上述の如き統制策を講じたる後に於ても尙昨年(の如き過剰米を生じたる場合は如何にすべきか。此場合に於ては則ち政府の手を以て其の過剰米を海外に輸出するのである。又必要に應じて取換へらるべき備荒貯蓄米も同様の方法を執る。我國の米穀は國民の特殊品なれども、施すに方法を以てせば決して輸出不可能では無い。試みに國際間に於ける米の動きを見るに。主要輸出國は蘭貢、西貢、及暹羅の三箇國にして其對外販賣總量は昭和四年度に於て合計六百萬噸三千六百萬石に上つて居る。而して之が輸入國は。支那四百六十萬石、印度七百萬石、爪哇三百五十萬石、北米百四十萬石、他に歐洲各國の需要全部を合して一千萬石である——日本は僅に百五十萬石を輸入するに過ぎない——随つて我國に過剰米を生じたる場合、之を海外に輸出する事は、昨年來の實績に照すも、決して至難でも、不可能でもないのである。唯外米は生産費安く、日本米に比して低廉なるを以て常に多大の開きがある。日本米の優良なるは既に世界各國の認識する所なれ共、之を迅速に賣放

たんとする時は、外米との競争を免れざる關係上、内地時價よりも自然割安となるが故に、それだけの損失を覺悟しなければならぬ。

(此の損失を防止する爲め上述の調整策を立てよ)。但し海外に輸出さるべき米穀は生産費の割安なること、地理的竝に運賃關係等に考慮して、臺灣、朝

鮮米を原産地より直接外國に輸送するが當然である。

て其對外販賣總量は昭和四年度に於て合計六百萬噸三千六百萬石に上つて居る。而して之が輸入國は、支那四百六十萬石、印度七百萬石、爪哇三百五十萬石、北米百四十萬石、他に歐洲各國の需要全部を合して一千萬石である——日本は僅に百五十萬石を輸入するに過ぎない——隨つて我國に過剰米を生じたる場合、之を海外に輸出する事は、昨來の實績に照すも、決して至難でも、不可能でもないのである。唯外米は生産費安く、日本米に比して低廉なるを以て常に多大の開きがある。日本米の優良なるは既に世界各國の認識する所なれ共、之を迅速に賣放

たんとする時は、外米との競争を免れざる關係上、内地時價よりも自然割安となるが故に、それだけの損失を覺悟しなければならぬ。
(此の損失を防止する爲め上述の調整策を立てよ。) 但し海外に輸出さるべき米穀は生産費の割安なること、地理的竝に運賃關係等に考慮して、臺灣、朝鮮米を原産地より直接外國に輸送するが當然である。

第四項 輸出入管理と植民地の産業調整

斯くして、吾々は朝鮮臺灣米に對する統制策を講ずると同時に、毎年度の備荒貯蓄と凶作時に於ける外米輸入及過剰米の買上竝に海外輸出を政府の管理掌下に置かんとするものである。此の中政府としては海外輸出の場合、國內に於ける買上値段と比較して、若干の損失を忍ばざるべからずと雖も、之を現行米穀法に依る損失に比すれば、其の意義及效果に於て同日の談ではないのである。現行法は主として、單に買上米を貯藏するに止まるが故に虫害變質等を免れざるのみか、常に市場を壓迫し、而かも最後には大古米として碎米同様の値段を以て之を處分せざるを得ざるが如き實情に在る。之が爲めに該特別會計は數年間に、一億五千萬圓の缺損を生じたのであつて頗る不利且不徹底の憾みを禁じ能はぬ。吾黨の政策は之に異りて自給自足主義を基調とし、内地及植民地を通じての調整策を執るが故に、其需給關係に多くの過不足なからしめる。故に米價は自然的に安定して急激なる暴騰暴落を防止し得る。而して萬一異常の凶作に遭ふ時は、政府管理の下に外米を輸入するが故に、國民經濟の實勢に即して其價格を調節する事も容易である。更に豫想高以上生産過剰を告ぐる場合及備荒貯蓄米は、是れ又政府管理の下に適時海外に賣却するが故に、何等國內の市價を壓迫する事なくして之を處理し能ふ。假りに此方策に依り尙若干政府の損失を免れ難きにもせよ。之を現行制度と比較すれば、其金額は遙かに僅少にて足り、而して其效果は至大且徹底的である。國民の常食品は、之に依つて過不足の憂を脱し得ると共に米價は恒久的に安定し、農村は茲に初めて確乎たる經濟的基礎を見出し得るのである。

或は問ふものあらん、朝鮮臺灣米の統制と輸出入管理案は其言頗る可なるも、然らば朝鮮臺灣に對する産業方針を如何にするかと。吾々は答へて云ふ、産業は一ならず、國家及國民經濟の要求する處は、先づ其足らざるを満たし、餘れるものを他に分つに在る。語を換ふれば、即ち輸入防遏、輸出増進である。故に國家は當然此大方針に基きて、内地及植民地に對し適當なる施設を講じ、國民を指導獎勵すべきである。而して今日米は既に生産實費を割る迄に過剰の事實を示し、輸入は完全に防遏さるゝに至つたが、米以外輸入防遏の可能なもの、内地のみにて最少限的八億圓を有するは、前に説けるが如くである。其中單に農作物のみを擧ぐるも、大豆及各種油糟の一億五千萬圓、小麥、粟、雜穀、種子類の一億圓の如きは、大部分内地及植民地に於て生産し得るものである。何故に方向を轉じて是等農産物の増殖乃至羊毛等の發展を圖らざるや。殊に朝鮮の如きは悉く是等農産に適するのみならず、更に朝鮮自身が外國より輸入しつゝある粟、棉花の如き、幾多産業開拓の餘地を残されてゐるのである。又臺灣の如きも米及砂糖以外、同じく内地に不足せる前記輸入品の防遏に協力

すべきであり、煙草、麻、鹽、羊毛等の如き、更に大に獎勵して然るべきである。斯くして現在産米に熱中するの餘り、却つて生産過剰となり、市價の暴落に苦しみつゝある農家をして、各々好適の事業に轉換せしむるに於ては、極めて合理的なる産業調整策が必然に實現し、且奏效するに相違ないのである。

更に語を進めて云へば、内地は暫らく別問題とし、専ら植民地經營上の立場より見るも、我國は未だ一貫せる經濟政策を有せず、例へば朝鮮の輸入超過額は、昭和四年度に於て約七千七百萬圓に上り、而かも殆んど其全額が外國より輸入超過額である。臺灣は移入の一億四千萬圓に對し、移出二億三千八百萬圓に上るも、對外貿易に於ては同じく三千萬圓以上の入超過である。即ち朝鮮及臺灣の兩地を合せ、輸入超過額は、二億圓に上り昭和五年の如き不況時代にても尙六千萬圓を超へつゝある。而して其中には肥料、麥粟類等の如き、既に内地に於て製作可能なるものすら少なからず含まれてゐるのであつて、斯くの如きは明らかに植民地政策の缺陷を暴露すと云はねばならぬ。内地に不足せるものを植民地に獎勵すると同時に、植民地に不足するものを内地より供給するが當然なるに拘はらず、我國に在つては尙其當然の方針すら確立されてゐないのである。而して其反面には却つて内地品と競争し、共喰共倒れの窮態を呈するが如き事實すら眼前に見せつけられつゝある。故に我々は、内地植民地を包括する産業調整策を立つるの急務を主張するのである。

論者又或は問はん、豆、粟、麥等の如き農産物は之を内地及植民地に獎勵するも、滿洲及米國品等に比し割高となり、諸外國に押さるゝが故に、却つて之を輸入に仰ぐを利とせずやと、此種の論は屢々吾々の耳にする處であるが、今日世界各國は經濟、産業上自給自足主義に立脚し之に全努力を傾倒し、之が爲めに極度の保護政策を執りつゝある。假令外國品安く、自國品は割高なりとしても、輸入を防遏し、國民經濟を充實確保せんが爲めには、關稅を高めて自國品の増産と發展とを圖る。是れ世界現實の大勢である。曩に米國は其關稅の改正案を立つるに方り、保護政策の反應として年々十億弗以上の輸出減退を招くべきを豫め覺悟しつゝ、之を執行したのであるが、そは他面に於て從來外國より購へる同額以上の農産物の輸入を防遏せんが爲めである。假令輸出に失ふとも、輸入防遏の爲めには強き保護政策を執る。それ程に列國の經濟政策は自給自足主義を重要とし、敢て價格の高下を問題としない。故に米國にては一英斤一仙の玖瑪糖を輸入しながら、三仙五厘の自國甜菜糖を獎勵して居る。佛國も一ブッシェル六十仙の小麥を米國より買はずして一弗二十仙の自國産を國民に強制しつゝある。英國政府が農業嫌ひの國民に滿洲の大豆を植付けしめ、伊太利が小學生に養蠶を教へつゝある事も皆同一理由に出發する。吾が内地及植民地に於ける餘剩土地を利用して麥、豆、粟等農産物の増産を圖るに方り、我農家をして收益を得せしむべき方策を講ずるは極めて當然の事であり、又それが國民經濟の全局を有利に展開することとなるのである。

且夫れ國內に於ける生産品は高價なりとも、其代價は同一國民の手に落ち、轉々流動するに止り海外に逸出するものではない。只甲よりして、丙、丁等に移動するに過ぎない。之に反して外國に支拂ふ代價は、安きにせよ、高きにせよ、外國に持ち去られるのである。即ち夫

れ丈け國內の正貨は減少するのである。故に假令他國の農産物が低廉なりとも、夫を理由として輸入防遏策を忘るゝは、國民經濟を知らざる議論であり、自國の存立、自國の利害に頓着せざる非國家的僻見である。

固より此目的を達成するが爲には或程度の保護政策を必要とする外、更らに各般の施設と指導獎勵に力を盡さねばならない。米と云ひ、蠶